

新型コロナウイルス感染症対策分科会  
大都市の歓楽街における感染拡大防止対策  
ワーキンググループ  
(第1回)

日時：令和2年9月15日(火)  
10時45分～13時15分  
場所：合同庁舎8号館4階  
408会議室

議 事 次 第

1. 議 事

- (1) ワーキンググループの進め方等
- (2) 各地方公共団体の取組事例
- (3) 大都市の感染状況等
- (4) 早期介入時に行う対策に係る主な検討課題等の意見交換
- (5) その他

(配布資料)

- 資料1 大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループについて  
資料2 大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループの進め方について (今村座長提出資料)
- 資料3 早期介入時に行う対策に係る主な検討課題
- 資料4-1 北海道提出資料  
-2 札幌市提出資料
- 資料5-1 東京都提出資料  
-2 新宿区提出資料
- 資料6-1 愛知県提出資料  
-2 名古屋市提出資料
- 資料7 大阪府・大阪市提出資料
- 資料8-1 福岡県提出資料  
-2 福岡市提出資料
- 資料9 「戦略的なPCR検査等の実施」及び「休業・営業時間短縮要請」に関するアンケート結果(概要)について
- 資料10 大都市における感染状況等について (押谷副座長提出資料)
- 参考資料1 大都市の歓楽街対策の経緯  
参考資料2 「夜の街」対策について(7月10日発表資料)  
参考資料3 「戦略的なPCR検査等の実施」及び「休業・営業時間短縮要請」に関するアンケート回答一覧

## 大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループについて

令和2年9月11日

### 1. 趣旨

- 「大都市の歓楽街に対する迅速な感染拡大防止と中長期的な感染防止を目的とした提言」（令和2年8月24日新型コロナウイルス感染症対策分科会）において、大都市の歓楽街（接待を伴う飲食店のある地域）での感染拡大が確認された際に、周辺地域又は全国へ拡大させないための早期介入の重要性等が指摘された。
- また、当該提言において、現場で対応を行う保健所等を十分に支援し、自治体と関連業界が連携した対応を行うため、以下のような取組を検討すべきとされた。
  - ・ 関連業界・地域の関係者（従業員、お客等）が検査を迅速に受けられる体制の構築及び検査後の調査・入院等の一連の業務、受け皿となる施設の確保、陽性者のフォローアップへの支援等
  - ・ 関連業界・地域の設置者や従業員等と感染状況の実態を把握できる信頼関係を最大限に構築・維持した上での実態に即した感染対策の支援等
  - ・ このような機動的な支援枠組みが、効果があった場合には、歓楽街に限らず、大規模流行に発展しうる全国の同様のリスクのある環境や場面にも迅速な支援を行うことができる仕組み等
- 上記について具体的な取組方策を検討するため、新型インフルエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会の下で、「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ」を開催する。

### 2. 具体的な進め方等

- 有識者に加えて、業界団体、地方公共団体等についても、構成員とした上で、ICTを活用した対策の効果等の分析に係る知見等も活用しながら、先進的な取組を行っている団体の事例を分析する。
- その上で、大都市の歓楽街において、現場で対応を行う保健所等を十分に支援し、自治体と関連業界が連携の上、重点的かつ実効性のある対応を行うための方策を検討する。
- 上記について、できるだけ早期に取りまとめ、分科会に報告・公表するとともに、国や地方公共団体、関連業界が連携した取組等につなげていく。その際、各地域における取組に対する助言や支援等を行う。
- また、「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」とも連携を図ることとする。

### 3. 構成員

別紙のとおり

### 4. 事務局

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び厚生労働省が共同で行う。

(別紙)

「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ」

【構成員】

(有識者)

- 磯部 哲 慶應義塾大学法科大学院教授
- ◎今村 顕史 東京都立駒込病院感染症センター長、感染症科部長
- 大曲 貴夫 国立国際医療研究センター国際感染症センター長
- 押谷 仁 東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授
- 砂川 富正 国立感染症研究所感染症疫学センター第二室室長
- 徳原 真 国立国際医療研究センター理事長特任補佐
- 前田 秀雄 東京都北区保健所長
- 山岸 良匡 筑波大学医学医療系教授

(事業者)

- 保志 雄一 全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会専務理事
- 渋谷 浩 全国商店街振興組合連合会専務理事

(地方公共団体)

- 三瓶 徹 北海道保健福祉部長
- 初宿 和夫 東京都福祉保健局健康危機管理担当局長
- 岡本 範重 愛知県感染症対策局長
- 藤井 睦子 大阪府健康医療部長
- 飯田 幸生 福岡県保健医療介護部長
- 菱谷 雅之 札幌市保健福祉局事業管理担当局長
- 加賀美秋彦 新宿区健康部参事(新型コロナウイルス感染症対策  
連絡調整担当)
- 山田 俊彦 名古屋市健康福祉局長
- 新谷 憲一 大阪市健康局長
- 中村 卓也 福岡市保健福祉局新型コロナウイルス感染症対策担  
当部長

※必要に応じ、分科会構成員の参加をお願いする。

◎：座長

○：副座長

## 議事、会議の記録の取扱い（案）

- 特定の個人や企業などに関する感染状況を取り扱うことが想定され、また、構成員の間における自由かつ率直な議論が妨げられることがないよう、議事は非公開とする。
  
- 会議後速やかに議事概要を取りまとめ、各構成員の確認・校正を受けた上で公表する。議事概要には発言者名を記入する取扱いとする。
  
- 議事概要とは別に速記録を作成し、各委員の確認・校正を受けて保存する。速記録については非公表とする。なお、保存期間は10年とし、歴史的緊急事態に該当するため、保存期間満了後は国立公文書館に移管することとなる。移管後は原則公表扱いとなる。

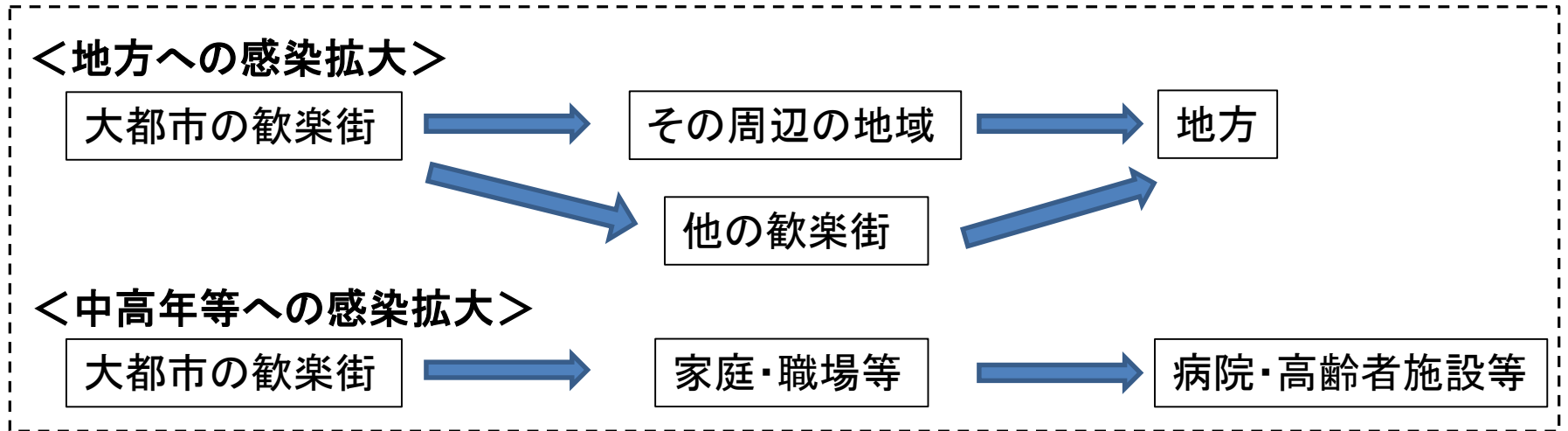
大都市の歓楽街における感染拡大防止対策  
ワーキンググループの進め方について  
令和2年9月11日

今村顕史構成員  
提出資料

※「新型コロナウイルス感染症対策分科会(第9回)」(令和2年9月11日開催)資料

# ワーキンググループ設置の趣旨・背景①

- 新型コロナウイルス感染症は、いわゆる「3密」と「大声」という条件下において感染リスクが高く、これまでも接待を伴う飲食店などにおいてクラスターが発生している。
- 今回の6月下旬以降の感染拡大は、緊急事態宣言解除後、大都市の歓楽街（接待を伴う飲食店がある地域）に潜んでいたウイルスが顕在化し、下記の経路で伝播し、感染拡大につながったものと考えられる。



## ワーキンググループ設置の趣旨・背景②

- これまでの感染拡大の経験を踏まえれば、大都市の歓楽街が感染拡大のいわば「急所」であり、こうしたエリアへの対策を強化することが、今後の感染拡大防止に有効である。
- 対策を検討するに当たっては、接待を伴う飲食店や歓楽街の「業種や地域の特性」を十分に踏まえた上で、「事業者やそこで働く方々との信頼関係」を築きながら、感染拡大防止に係る「きめ細やかな取組」を進めていく必要があることから、通常時(感染がある程度収まっている段階)から対策に、地域ぐるみで取り組むことが重要である。
- また、大都市の歓楽街については、他の地域との往来も多く、感染拡大が確認された際に、ここを起点に各地に感染が拡大する可能性があることから、早期に介入し、対策の強化を図ることも重要である。
- こうした取組は、歓楽街で働く方々やその地域を守り、「安心な街づくり」にも資すると考えられる。

## 議論の進め方のポイント

- 自治体の先行事例の効果や課題(特に、PCR検査等の実施状況や保健所体制)に係る徹底した検証を行う。その際、ICTを活用した対策の効果等の分析も活用する。
- また、地域における感染拡大防止に関する取組や、そこで働く方々の意識など、地域の実情・実態を十分に把握した上で、有効な取組方策とそれへの効果的な支援策を検討する。
- 大都市の歓楽街対策をモデルケースとして、新型コロナウイルス感染症対策の効果的な取組や支援策に係る知見を得る。
- 本ワーキンググループでは、取組方策の取りまとめを行うことに加えて、各地域が通常時から取り組む対策に対するフォローアップや助言等を行うとともに、特定の地域で、早期介入が必要となった際の対策の議論も継続して行う。



## 基本的な考え方

○ 今後の対策の検討に当たっては、「通常時から取り組む対策」と「早期介入時に行う対策」について、それぞれの支援策と合わせて示すことで、対策の実効性を確保することが重要である。

## ○ 「通常時から取り組む対策」

① 大都市の歓楽街は、感染拡大の端緒となりやすく、いざというときに迅速に対応する必要があることから、通常時から感染が拡大しにくい環境づくりに取り組むことが重要ではないか。

⇒ 通常時からのPCR検査等の受診勧奨、相談体制、ガイドラインの徹底等

② 接待を伴う飲食店は、行政との関わりが必ずしも多くなく、特段の配慮が必要な業界であることから、情報共有を図るためには信頼関係の構築が必要不可欠ではないか。

⇒ 事業者、従業員等との信頼関係構築や情報共有の方策等

(情報の伝え方とその評価、リスクコミュニケーション、現場のグループとの連携、風評被害対策 等)

③ 早期検知の方策をどのように考えるか。

⇒ 地域における新規陽性者等の状況、相談状況、下水等その他のサーベイランス手法の検討等

## 想定される論点②

### ○ 「早期介入時に行う対策」

- ① 感染拡大が早期に検知された際に、速やかに対策を行い、感染拡大を防ぐことが重要ではないか。  
⇒ 戦略的かつ大規模なPCR検査等の実施、受け皿施設の確保等
- ② 対策を行うに当たっては、メリハリの効いた効果的な感染防止対策を講じることが重要ではないか。  
⇒ 期間・地域・対象を絞った特措法に基づく措置、非協力的な店舗への対応等
- ③ ①、②の取組を行うに当たっては、保健所機能の強化、支援が必要ではないか。  
⇒ 国、都道府県、学会等が連携した人的支援の仕組み等

## 主な検討課題（案）

## 1. 通常時から取り組む対策

→早期検知の方策も含め、第2回で議論予定。

## 2. 早期介入時に行う対策

## ①感染拡大が早期に検知された際の速やかな対策

（戦略的かつ大規模なPCR検査等の実施）

- 検査の対象者や対象範囲をどうするか。
  - ・一定の職種の従業員、対象エリアの考え方 等
- 検査の規模をどうするか。
  - ・エリアで幅広く検査、陽性者が出た店舗を対象 等
- 検査の条件をどうするか。
  - ・症状が出た場合に実施、定期的実施、相談状況を踏まえ判断 等
- PCR検査等の能力確保をどうするか。
- 検査方法をどうするか。
  - ・臨時の検査場、移動式車両、夜間の対応、抗原検査等の活用 等
- 受診勧奨の手法をどうするか。
  - ・専用の相談窓口、独自のネットワーク、戸別訪問、地元組合の協力 等
- 店舗の協力をどのようにして得るか。
  - ・風評被害対策、協力店舗のモチベーション向上策 等

（受け皿施設の確保等）

- 検査後の積極的疫学調査、入院調整等、健康観察等の一連の業務の役割分担や対象者の振り分けをどうするか。
  - ・「3」の保健所機能の強化、支援と関係 等
- 病床や宿泊療養施設等の受け皿施設の確保をどうするか。
  - ・状況に応じた柔軟な受入体制の構築 等
- 陽性者の的確なフォローアップをどうするか。
  - ・アプリの活用
  - ・「3」の保健所機能の強化、支援と関係 等

（その他）

- 上記の他に、どのような取組が考えられるか。

## ②メリハリの効いた効果的な感染防止対策

(特措法に基づく措置)

- 外出自粛要請や休業要請、営業時間短縮(20時、22時まで等)の要請等の特措法に基づく措置をどのように効果的に行うか。
  - ・期間・地域・対象の有効な区切り方、要請(行政介入)のタイミング 等
- 休業要請に応じた店舗への支援をどう考えるか。
  - ・協力金のあり方 等

(非協力的な店舗への対応等)

- 非協力的な店舗への対応をどうするか。
  - ・感染症法に基づく検体採取の活用、店名公表のあり方、建築物衛生法・食品衛生法に基づく立入検査を活用した呼びかけ、警察の協力 等
- 店舗を持たない事業者など、実態の把握が難しい事業者への対応をどうするか。

(その他)

- 上記の他に、どのような取組が考えられるか。

## ③保健所機能の強化、支援

(国、都道府県、学会等が連携した人的支援の仕組み)

- 保健所の業務負担をどのように軽減するか。
  - ・自治体の保健師OB・OGの活用、一般職職員による支援、民間委託の更なる活用等の組織内での応援体制の構築
  - ・都道府県内での保健師等の派遣、看護協会等の派遣が可能な者の名簿の整備等の地域内での応援体制の構築
  - ・国からの人材派遣(マネジメントも行うことができる者)、都道府県間での保健師等の派遣、学会からの人材派遣等の広域的な応援体制の通常時からの構築 等

(その他)

- 上記の他に、どのような取組が考えられるか。

## ④その他

- 早期介入時に行う対策及び支援策として、1～3の他に、どのような取組が考えられるか。

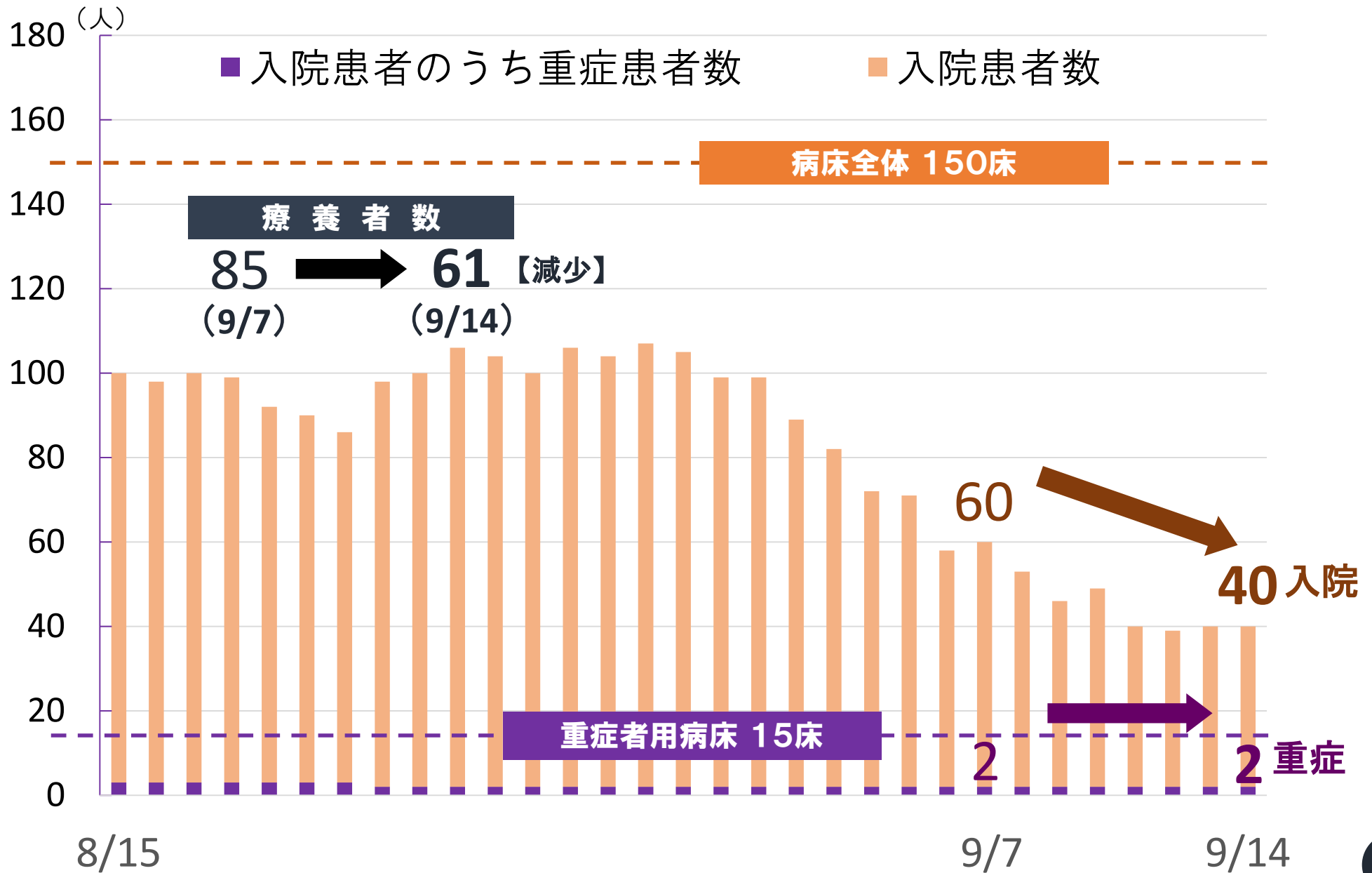
## 警戒ステージの指標（移行等の目安）

資料4-1

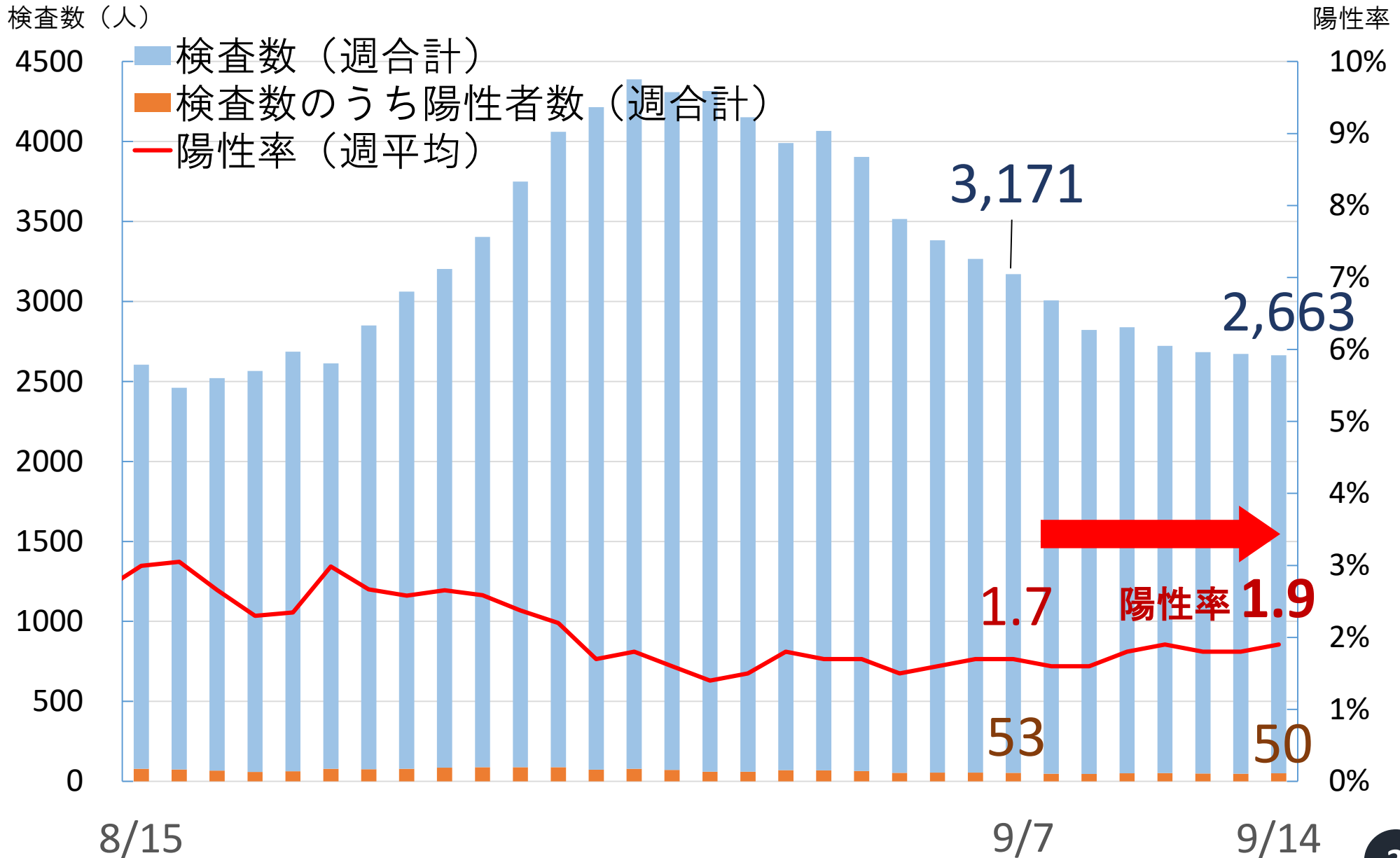
項目	指標		1	2	3	4	5
医療提供体制等の負荷	病床のひっ迫の状況	病床全体	—	150床	250床	350床	900床
		うち重症者用病床	—	15床	25床	35床	90床
	療養者数		—	増加	増加	796人 (10万人あたり15人)	1,327人 (10万人あたり25人)
監視体制	PCR検査陽性率		—	増加	増加	10%	10%
感染状況	新規報告数		—	107人/週 (10万人あたり2.0人/週)	133人/週 (10万人あたり2.5人/週)	796人/週 (10万人あたり15人/週)	1,327人/週 (10万人あたり25人/週)
	直近一週間と先週一週間の比較		—	増加	増加	増加	増加
	感染経路不明割合		—	50%	50%	50%	50%

※各指標に掲げた数値を超える場合に次のステージへ移行することを原則とし、感染者の発生状況等を踏まえ、総合的に判断する

# 医療提供体制等の負荷(指標①)



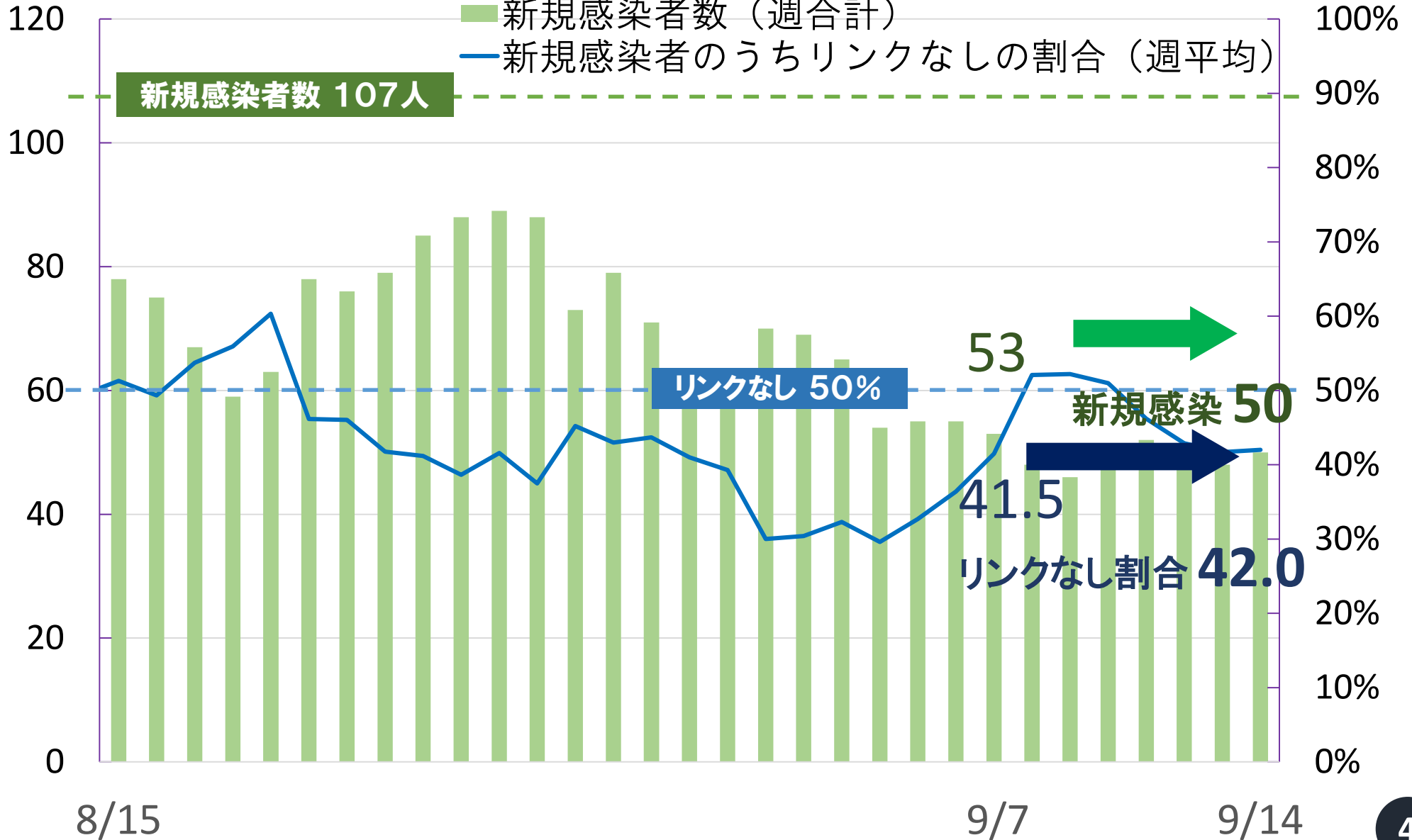
# 監視体制(指標②)



# 感染状況(指標③)

新規感染数(人)

リンクなしの割合





# 「新北海道スタイル集中対策期間」の設定について

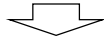
2020.07.31. 北海道経済部

## I. 主旨

道では、8月から9月の2ヶ月間を対策期間として、道民の皆様、道内事業者の皆様に対し、改めて、感染拡大防止の実践をお願いする「新北海道スタイル集中対策期間」を設定。

### 【背景】

- ・全国的に、感染症が再拡大。
- ・これからは、夏休みやお盆を迎え、人の動きは更に活発化。



### 【この時期に、道民の皆様、道内事業者の皆様をお願いしたいこと】

- ① これまでの感染拡大防止の取組の再確認（新北海道スタイルの実践など）
- ② 改めて必要な対策の実施

## II. 取組の柱

※4つの柱で取組を展開

### 1. 接待を伴う飲食店への働きかけ

#### 【対象施設】

- ・対象は、風営法の接待飲食等営業・1号営業の許可施設。  
→キャバクラ、ホストクラブ、ニュークラブなどが該当。

#### 1) 個別訪問による働きかけ

(実施時期：8月上旬～、500軒程度の訪問)

- ・まずは、感染が拡大しているすすきの地区を対象に実施。

#### ■ 事業者への働きかけの内容等

##### 1) 感染症対策に関する働きかけの内容

- ①新北海道スタイルの実践
  - ②すすきの地区感染防止対策マニュアルや業界のガイドラインの遵守
  - ③北海道コロナ通知システムの導入や国の接触確認アプリ「ココア」の利用客への案内
  - ④上記取組の店頭やホームページ等への掲示
  - ⑤新北海道スタイル推進協議会への参画の案内
  - ⑥救急安心センターさっぽろ(#7119)の案内
- ※あわせて、持続化補助金などの各種支援制度を紹介。

##### 2) 感染症対策を実施した事業者への対応

- ①道で、感染症対策に取り組む施設名等を公表
    - ・施設名等を公表可能との確認が取れた事業者を対象。
    - ・接待を伴う飲食店を最優先で実施。
  - ②ステッカーやポスター等の配布
    - ・道で、新北海道スタイルやコロナ通知システムのステッカーやポスター等を作成し、対策を実施した事業者に配布。
- ※①②を通じ、事業者の取組の可視化を促進し、利用者には、お店選びの参考(目印)にさせていただく。

- ・今後、感染症拡大の状況を見て、他地域にも拡大を検討。

#### 2) 優良事例の紹介（実施時期：8月中）

- ・感染症対策の優良事例を掘り起こし、取組をPR。
  - ①個別店舗、②ビル全体

#### ■ 新たに制作するPR資料



「新北海道スタイル安心宣言実施中」のステッカーデザイン



「北海道コロナ通知システム導入施設」のステッカーデザイン



店頭掲示用ポスターデザイン

## 2. 接待を伴う飲食店以外への働きかけ

- 1) 個別訪問による働きかけ（実施時期：8月上旬～、8,000軒以上の訪問）
  - ・商工会議所・商工会と連携し、業界団体が十分組織化されておらず情報が届きにくい業種・業態を中心に訪問。
- 2) その他の働きかけ
  - ①休業要請の支援金の交付先企業（実施時期：7月下旬～）
  - ②道の広報媒体による呼びかけ（実施時期：7月下旬～、随時実施）

### ■ 事業者への働きかけの内容等

#### 1) 感染症対策に関する働きかけの内容

- ・新北海道スタイルや業種別ガイドラインなどの感染症対策の取組ポイントの説明、事業者の相談に応じたアドバイス、各種支援制度の紹介などを実施。

#### 2) 感染症対策を実施した事業者への対応

##### ○ステッカーやポスター等の配布

- ・道で、新北海道スタイルやコロナ通知システムのステッカーやポスター等を作成し、対策を実施した事業者に配布。

- ・今後、施設名等を公表可能との確認が取れた事業者については、感染症対策に取り組む施設名等の公表を検討。

※上記を通じ、事業者の取組の可視化を促進し、利用者には、お店選びの参考(目印)にしてください。

## 3. 宿泊・交通事業者への働きかけ

#### 1) 対象施設

- ・宿泊事業者：ホテル、旅館
- ・交通事業者：空港、バス・フェリーターミナル、駅

#### 2) 働きかけ内容（実施時期：すでに実施）

- ・各施設における感染症対策の実施、旅行者に対する感染症対策の実践を呼びかけ。



## 4. 感染症対策の解説動画の制作やワークショップの開催

#### 1) 飲食店向けの感染症対策の解説動画の公開（実施時期：8月中旬～）

- ・業態別の先進事例を動画で紹介。
- ・飲食店で使用できる素材(感染症対策のイラスト)の提供。

#### 2) エンタメ業界向け模擬ライブの開催と動画配信

（実施時期：7月下旬～）

- ・ガイドラインに沿った本番同様の模擬ライブを開催し、感染予防策を解説。（7/29に札幌市で開催）
- ・模擬ライブは動画でも公開。



## 札幌市・北海道による合同対策チームの立上げ

- 名称：札幌市・北海道感染症対策チーム
- 体制：市保健所内に専任職員を配置  
厚労省クラスター対策班に支援を要請
- 取組：重点的なPCR検査の実施  
事業者へのガイドラインの遵守呼びかけ  
市民への情報発信による行動変容の促進

# 重点的なPCR検査の具体の取組

## ➤ 臨時PCR検査センター（7/23～9/10）

検査数	陽性者数	陽性率
1168件	30人	2.6%

## ➤ 店舗単位でのPCR検査（7/30～9/10）

検査数	陽性者数	陽性率
889件	5人	0.6%

**出前型**  
新型コロナウイルスPCR検査  
受けてみませんか？

ウイルスに感染しても無症状の場合があります。  
早期発見が感染拡大防止につながります。

**<対象となる店舗>**

- 「接待」を伴う営業形態  
〔キャバクラ、ニュークラブ、スナック、ガールズバー、  
パブ、ホストクラブ、メシクラブ、性風俗店など〕
- 検査を希望する従業員が「6名以上」  
※6名以下の場合は、※7/119までご連絡ください。  
※無症状でも検査を受けれます。

**検査無料!**

**<検査の流れ>**

- ① 専用ダイヤルで申込み
- ② 検査希望者の名簿を提出
- ③ 検査キットを受け取り
- ④ 店舗などで唾液検体を採取
- ⑤ 保健所に検体を提出
- ⑥ 1～2日後に検査結果をお知らせ

お問い合わせ・お申込みは・・・  
札幌市・北海道感染症対策チーム  
TEL 011-676-3365 アドレス：kensa@city.sapporo.jp

## <参考>すすきの地区における陽性者の発生状況（9/11現在）

店舗数	陽性者数
44店舗	91人

※接待を伴う飲食店等

## PCR検査の早期受検に向けた周知活動

- 接待を伴う飲食店等に向けた啓発ポスター作成

啓発ポスターのポスティング

約3,000店

- 北海道と札幌市の職員による

風営法1号店舗への戸別訪問

693店訪問

- 観光協会等の関係団体やビルオーナーを戸別訪問

- 関係法令に基づく立入検査等における協力依頼

すすきの  
地区

# 事業者と連携した感染防止対策

- 感染防止対策ガイドライン  
の策定・周知

5/9～



- 感染防止対策助成金の交付  
さらに助成対象事業者を拡大

6/1～

8/28～



## 感染状況等【7月下旬】

- 新規陽性者のうち、感染経路が「会食」である人の割合が増加
- 「会食」の割合の増加は、飲み会などの、複数人で飲食をする機会の増加によるものと考えられる
- 飲食を伴う会食の場、大声を上げる環境を回避するような感染防止対策の必要性

### 対応の方向性

飲酒を伴う会食の場・大声を上げる環境における感染防止に向け、業種を限定した上で、事業者に対し、営業時間短縮を要請

## 要請内容【8月3日～8月31日】

- 業種  
都内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店
- 営業時間  
朝5時から夜10時までの間
- 協力金  
一事業者につき一律20万円

## 感染状況等【8月下旬】

- 新規陽性者数は減少傾向にあるが、依然高い水準で推移しており、注視が必要
- 多摩・島しょ地域において、新規陽性者数は抑えられている状況
- 現状を踏まえ、感染拡大防止と経済社会活動の両立を考慮しつつ、業種・地域を限定して施策の継続が必要

### 対応の方向性

お盆休み明け以降の感染動向を見極める必要があるため、23区内において、営業時間短縮の要請を継続

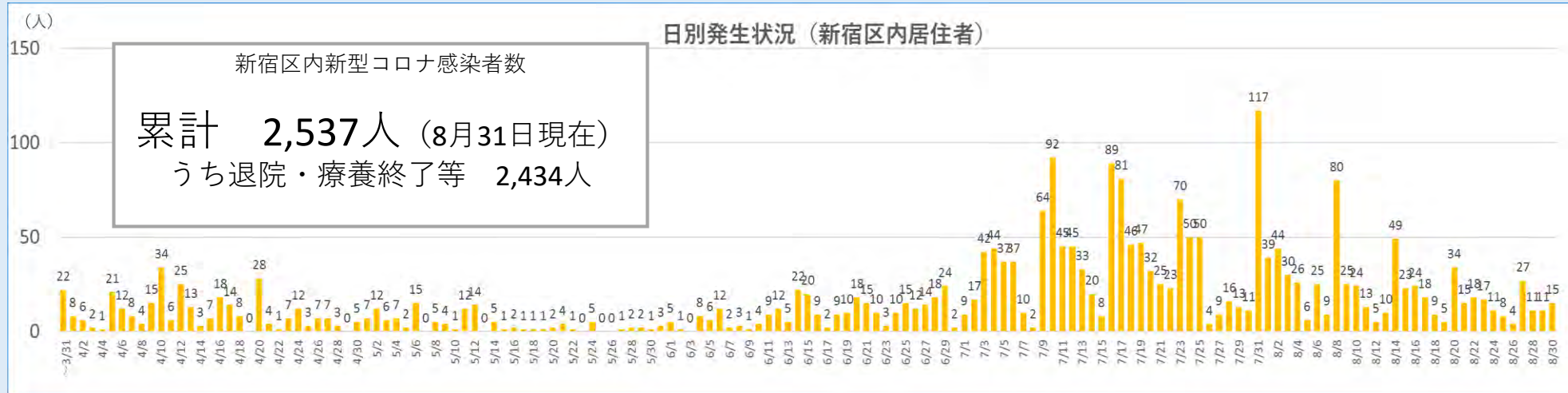
## 要請内容【9月1日～9月15日】

- 業種  
23区内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店
- 営業時間  
朝5時から夜10時までの間
- 協力金  
一事業者につき一律15万円

# I 区内感染者数の推移とPCR検査実績【新宿区】（資料1）資料5-2

## 1 区内の新規感染者の状況

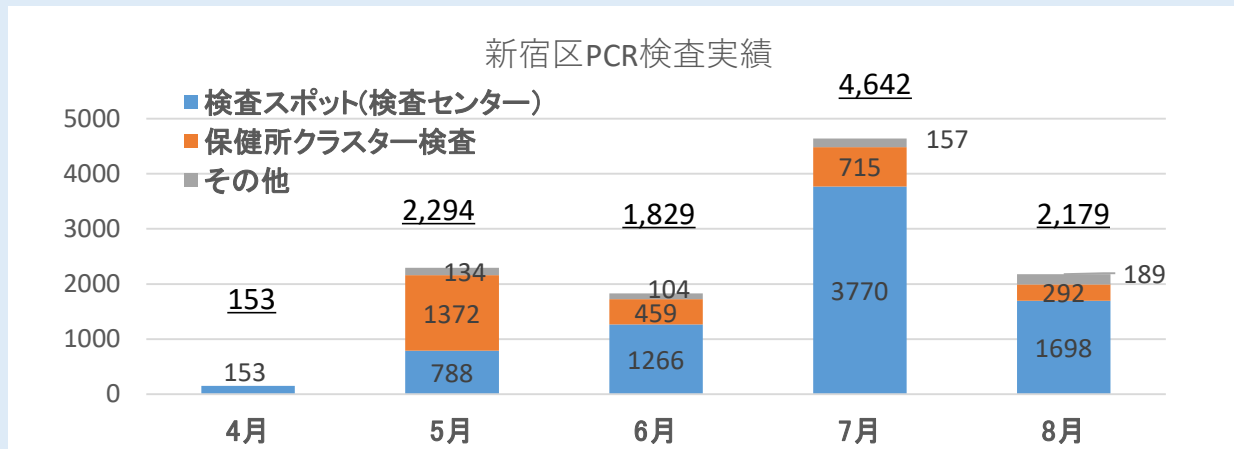
・新宿区内の新規感染者数は、3月末までの22人に対し、4月は282人と急増しましたが、その後5月は117人と半分以下に減少しました。6月は再び感染者が増加し281人、7月はひと月で1,188人に上りました。8月は、647人と減少傾向となっているものの、新規感染者の発生は続いています。



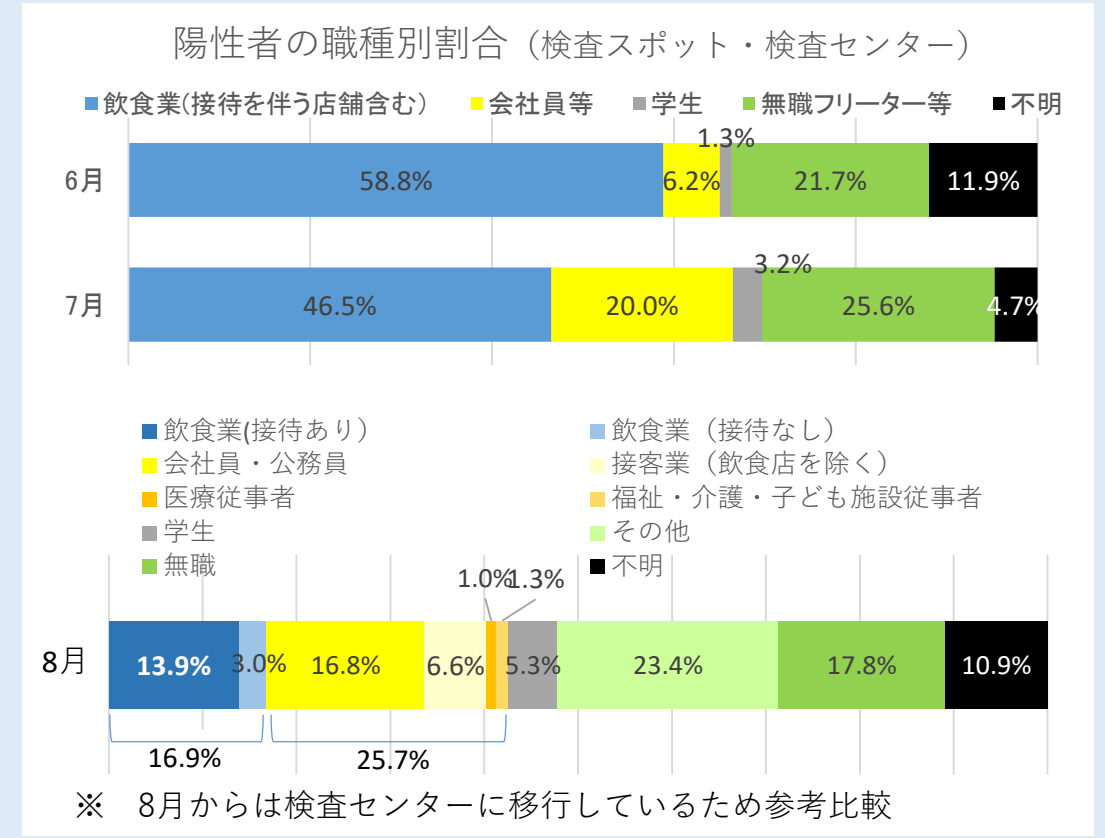
## 2 新宿区のPCR検査の実績

・感染拡大第1波における区内感染者の増加を受け、区は、国立国際医療研究センター（以下：NCGM）・新宿区医師会と協定を結び、4月27日から「新宿区新型コロナウイルス検査スポット」を設置し、区民が迅速にPCR検査を受けられる体制を取ってきました。8月からは、熱中症対策及び台風時期に備え、テントで行っていた「新宿区検査スポット」から、区施設での「新宿区PCR検査センター」へ移行し検査を実施しています。

・検査スポット（検査センター）の陽性者を職種別でみると、6月には割合が高かった飲食業（接待を伴う店舗含む）が減少傾向（6月58.8%、7月46.5%、8月18.7%）となる一方、会社員等や学生の割合は増加しています。



	6月			7月			8月		
	受診者	陽性者	陽性率	受診者	陽性者	陽性率	受診者	陽性者	陽性率
検査スポット・検査センター	1,266	226	17.9%	3,770	1,062	28.2%	1,698	303	17.8%
保健所クラスター検査	459	117	25.5%	715	99	13.8%	292	7	2.4%
その他	104	38	36.5%	157	41	26.1%	189	37	19.6%
全体	1,829	381	20.8%	4,642	1,202	25.9%	2,179	347	15.9%





# 繁華街における感染拡大防止対策【新宿区】（資料2）

## I 感染者が発生した店舗への積極的なPCR検査の実施

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、感染者が発生した店舗に対する積極的なPCR検査を実施しています。

また、感染者が発生した時の対応を説明したフロー図やQ&Aを作成し配布しています。



## II 「新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会」の開催

区と事業者で構成される「新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会」を設置し、感染拡大防止に関する情報共有を行うとともに、感染予防チェックリスト、感染者発生時の対応フローの作成など具体的な対策に、官民一体となって取り組んでいます。

【第1回】令和2年6月18日（木）開催

【第2回】令和2年7月16日（木）開催

また、区と多様な店舗経営者等による新型コロナウイルスに関する勉強会も継続的に開催しています。（6～8月で9回開催）



【新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会の様子】

【問合せ先】連絡会・キャンペーン 総合政策部企画政策課長 菊島 電話 03-5273-3501  
 チェックリスト・チラシ 健康部保健予防課長 カエベタ 電話 03-5273-3849

## III 戸別訪問による感染拡大防止キャンペーンの実施

7月20日（月）・21日（火）に、区と繁華街の事業者、東京都が連携し、警察の協力を得て、歌舞伎町地区のホストクラブ、キャバクラなど接待を伴う店舗（2日間で約300店舗）を戸別訪問し、チェックリストや啓発チラシなどを配布することで、感染拡大防止の徹底について協力を依頼しました。

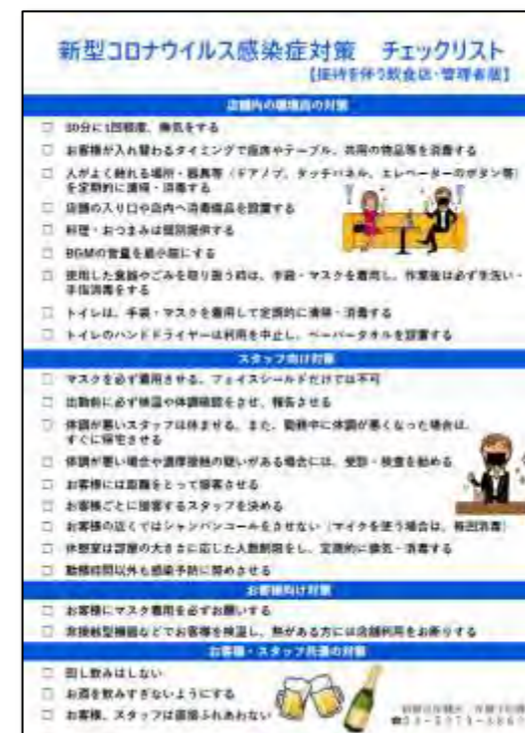


【区、事業者、都がチームを組み店舗へ向かう様子】

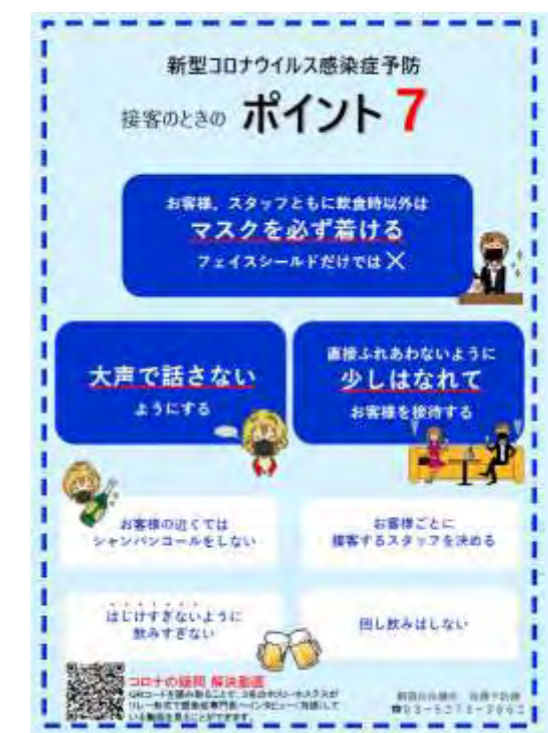


【啓発チラシを説明する様子】

## IV 普及啓発（チェックリストや啓発チラシ等）



【接待を伴う飲食店向けのチェックリスト】



【接客のときの注意事項を記載した啓発チラシ】

第1回大都市の歓楽街における感染拡大防止対策WG

# 歓楽街における感染拡大 防止対策について

愛知県感染症対策局



手洗い犬ゴッシー

# 営業時間短縮・休業の要請①

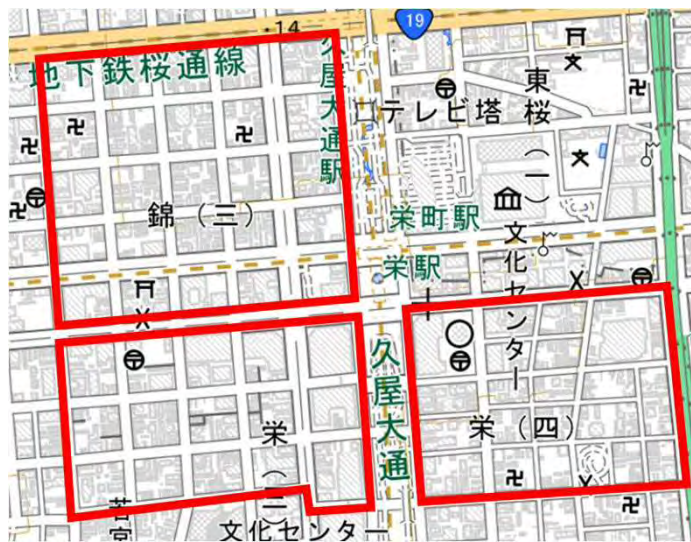
- 「接待を伴う飲食店」、「酒類の提供を行う飲食店」等で5つのクラスターが発生し、感染が拡大
- 東京都・大阪府・愛知県の三大都市圏で足並みを揃え、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守の徹底を呼びかけるとともに、感染の広がりが確認されたエリアに限定して営業時間の短縮等を要請

## 要請期間

8月5日(水)～8月24日(月)【20日間】

## 対象エリア

栄・錦地区（名古屋市・中区）



## 対象施設と要請内容

### 特措法の規制対象※

- ◎接待を伴う飲食店  
(キャバレー・ホストクラブ等)
- ◎酒類を提供する飲食店  
(バー・クラブ等)
- ◎酒類を提供するカラオケ店

ガイドラインを“遵守していない”施設  
(安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設)

**「休業を要請」**

ガイドラインを“遵守している”施設  
(安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設)

**営業時間短縮 (5時～20時)**

### 特措法の規制対象外

- ◎酒類を提供する飲食店  
(居酒屋等)

**営業時間短縮 (5時～20時)**

※ 特措法・施行令第11条(使用の制限等の要請の対象となる施設)  
第1項第11号「キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設」

**7月以降、繁華街の飲食店において5つのクラスターが発生し、計163人に感染が広がる！**

## 営業時間短縮・休業の要請②

### 愛知県・名古屋市感染防止対策協力金の支給

〈支給額〉 1事業者1日あたり1万円（最大20万円）

- 〈条件〉
- ・ 対象エリアに、営業時間短縮の要請を受けた施設を有すること
  - ・ 営業時間短縮の要請期間中、業種別の感染拡大予防ガイドラインを遵守すること
  - ・ 県が提供する「安全・安心宣言施設」PRステッカー・ポスターを掲示していること 等

### 要請の実効性確保に向けた取組

- ・ 名古屋市と連携し、要請の対象地域の飲食店（全3,540店舗）に対し、消防職員等による個別訪問を実施。
- ・ 営業時間短縮・休業の要請への協力を呼びかけるとともに、飛沫感染防止ビニールシートの設置や消毒用アルコールの管理などの感染防止対策について、防火安全上の観点から注意喚起を実施。



消防職員等による啓発活動



飛沫感染防止ビニールシートの注意喚起

# 愛知県独自の緊急事態宣言

- 全国及び愛知県の新型コロナウイルス感染症第二波の感染状況等に鑑み、その拡大を防止するため、8月6日に、2回目となる県独自の緊急事態宣言を発出
- お盆休み期間の前に緊急事態宣言を発出し、不要不急の行動自粛や帰省の際の注意等を要請

＜区域＞ 愛知県全域

＜期間＞ 8月6日（木）から8月24日（月）まで19日間

## 県民・事業者の皆様へのお願い

### ① 不要不急の行動自粛・行動の変容

- ・お盆休み期間中は、不要不急の行動を自粛すること
- ・20代・30代の若い世代の方々は、改めて、不要不急の行動の自粛と、自覚を持った行動をとること
- ・5～6人以上の大人数での会食や宴会の自粛、「三つの密」が生じ、飛沫が飛び交う場の利用を回避すること

等

### ② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- ・お盆休みの期間中の帰省については、改めて家族と検討すること。体調が優れない場合は、帰省や旅行を控えること
- ・帰省や旅行先でも、自治体が出す最新情報を確認し、体調管理と基本的な感染防止対策を徹底すること

等

### ③ 感染防止対策の徹底

- ・全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策を徹底すること
- ・事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けること
- ・利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力すること
- ・名古屋市中区の栄・錦地区で、接待を伴う飲食店等に対し、営業時間の短縮等を要請すること

# 事業者における感染拡大防止対策の徹底

○事業者における感染防止対策の徹底に向けた取組を支援し、感染拡大の防止と社会経済活動との両立を図る。

## 「安全・安心宣言施設」PRステッカー・ポスター

- ・感染防止対策に取り組む事業者に対してPRポスター・ステッカーを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援する取組を実施。
- ・2万件を超える事業者に対し、PRステッカー・ポスターを提供。

【PRステッカー】



【PRポスター】

**新型コロナウイルス感染防止対策実施中**

感染防止対策として、次の区の実取組を実施しています。

<input checked="" type="checkbox"/>	発熱者等の施設への入場をお断りします。
<input checked="" type="checkbox"/>	3つの密（密閉・密集・密接）の回避を徹底します。
<input checked="" type="checkbox"/>	飛沫感染、接触感染を防止します。
<input checked="" type="checkbox"/>	身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど「新しい生活様式」を実施します。
<input checked="" type="checkbox"/>	従業員の衛生対策や3密対策、休憩や食事の分散に努めます。
<input checked="" type="checkbox"/>	複数人で共有する物品や、テーブル・ドアノブなど手が触れる場所の消毒を随時行います。
<input checked="" type="checkbox"/>	施設入場時の手指衛生対策を実施します。
<input checked="" type="checkbox"/>	お客様が入れ替わる際などに消毒を実施します。

その他、以下の取組を行います。

- ・対面する場などにパーティションを設置します。
- ・コイントレイの使用を進めます。

査 査 日	2020年6月8日
発 放 名	愛知県庁

愛知県は、感染防止対策に取り組む**安全・安心宣言施設**を応援します。

## 感染防止対策リスト

- ・事業者に対して、県が作成した「感染防止対策リスト」を提供し、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守とあわせて、感染防止対策の徹底の呼びかけを実施。

**感染防止対策リスト【各業種共通編】**

営業の再開・継続時に感染拡大予防のため取り組んでいただきたいこと  
施設ごとに感染リスクの評価を行い、業種ごとに作成された感染拡大予防ガイドラインや、この感染防止対策リストを活用し、徹底した感染防止対策をお願いします。

- 1. 社会的距離の確保対策（2メートル以上・最低1メートル）**
  - 社会的距離を確保した客席の配置、利用設備・機材の設置
  - 接客への入場前、施設利用中において、周囲の人との社会的距離を保つよう働きかけ
  - レジ等の対応する場所以にコールサイン等を設置
  - 混雑時には対応する人数制限（数値的制限）
- 2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底**
  - 従業員及び来客等のマスク着用、手洗い、手消毒機、うがい機の確保
  - 消毒薬の設置、ごみ処理時の衛生管理、衣類のこまめな洗濯
  - 従業員の体調管理
  - 来客等の入場時体調チェック
- 3. 共用物の衛生管理・換気の徹底**
  - ドアノブ、客席、テーブル、利用設備・機材等についての消毒
  - 換気設備による換気又は店舗入り口、各階層のドア等2方向以上の窓、扉を開け常時2以上の換気
  - トイレのこまめな清掃、ハンドドライヤー等の使用中止
- 4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用**
- 5. 感染の発生に備えた情報収集**
  - 入退館に氏名、連絡先を記録してもらう
- 6. 感染が発生した際の利用者への情報提供**
  - 60分等の経時を定めた、施設利用者に対する感染発生状況等の情報提供

あわせて書いていただきたい事項「こと」**「感染拡大予防ガイドライン」**

愛知県庁の感染拡大予防ガイドライン(内閣官庁 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ) <https://corona.go.jp/>



・7月28日に、愛知県と愛知県警察、名古屋市が共同で、名古屋市中区の繁華街にて、PRステッカー・ポスターに関するチラシを配布するなど、感染拡大防止に向けた啓発活動を実施。

大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ

# 栄・錦地区における「戦略的なPCR検査等」 に関する取り組みについて

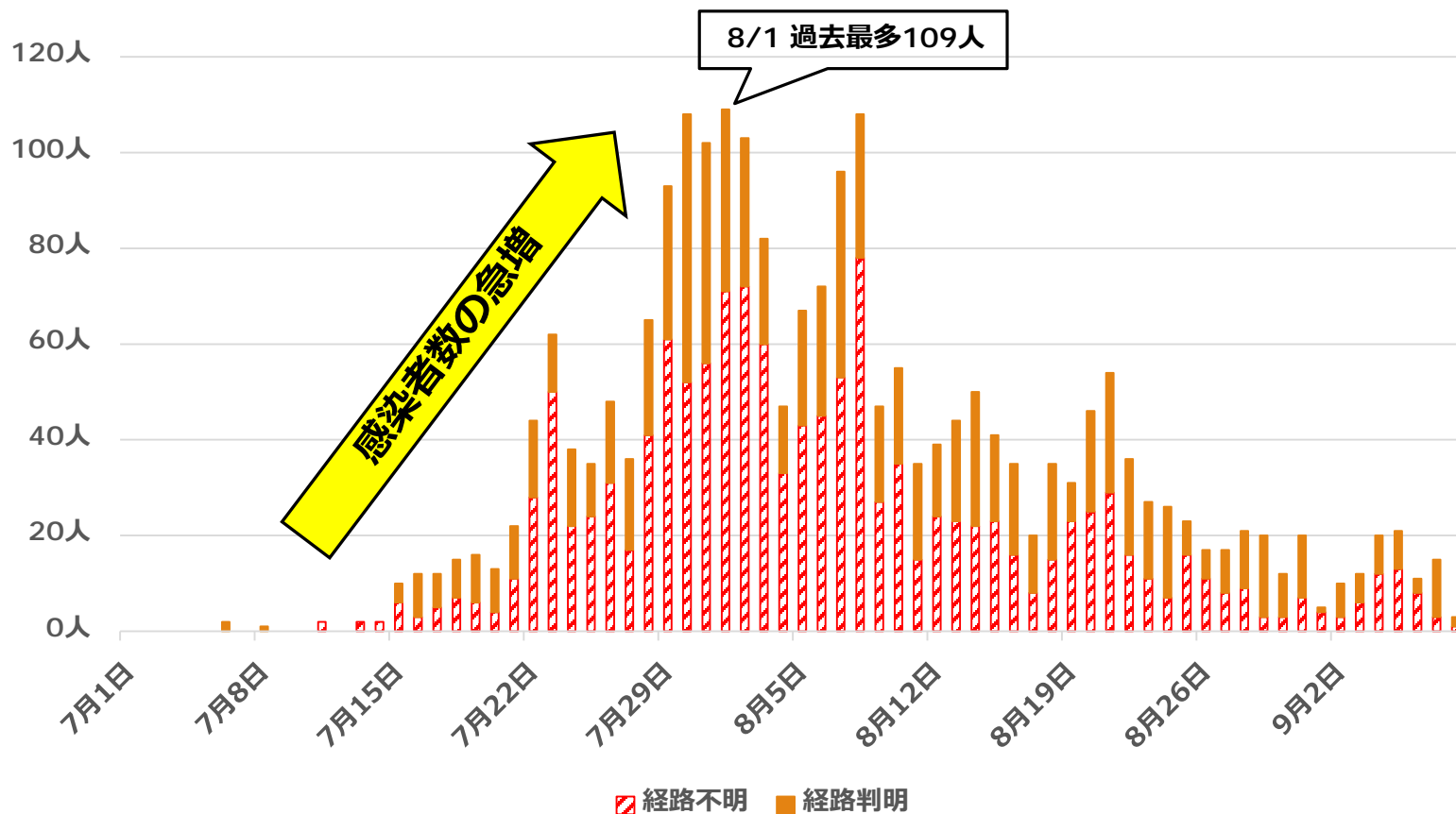
---

令和2年9月15日（火）

名古屋市

# 名古屋市における新型コロナウイルスの感染状況について①

7月以降の感染者数の推移

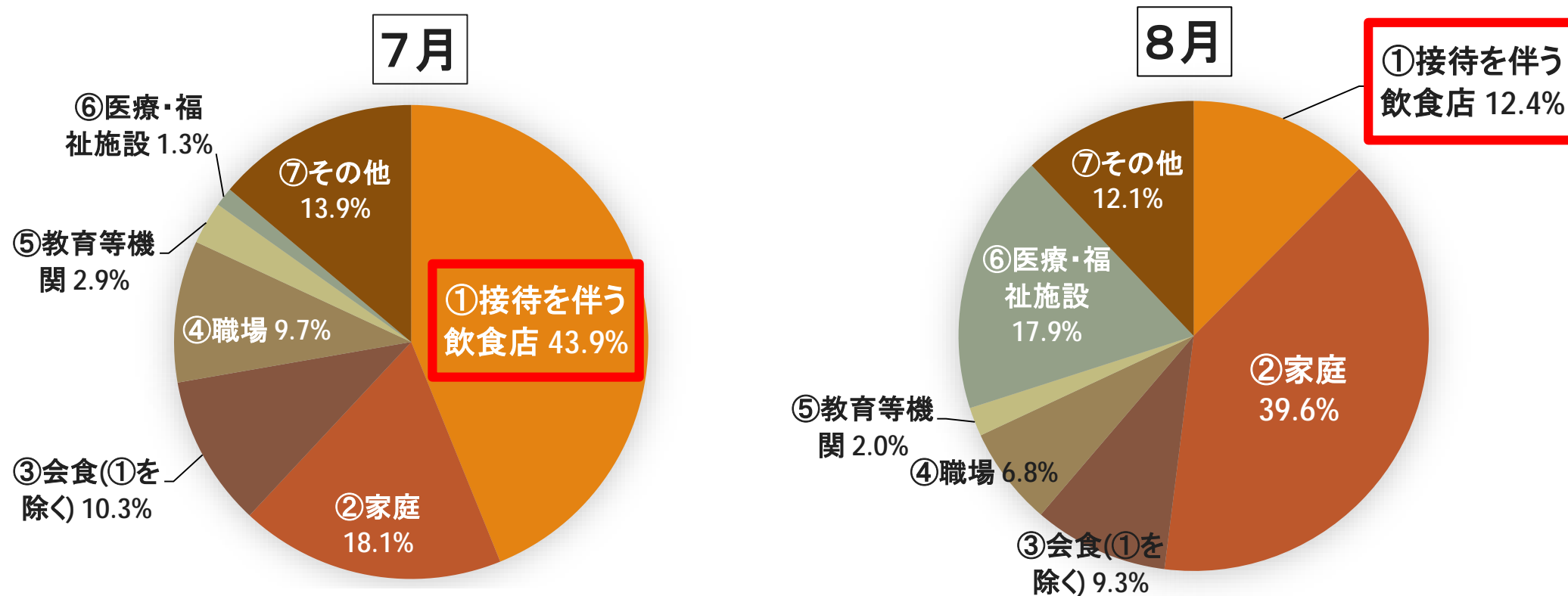


7月中旬以降、東京由来によると思われるものや接待を伴う飲食店における感染が急拡大



# 名古屋市における新型コロナウイルスの感染状況について②

## ■ 感染経路判明者の経路別内訳



⇒こうした状況を踏まえ、栄・錦地区を所管する中区保健センターでは、臨時のPCR検査検体採取所を設置

# 中保健センターにおける取り組みについて①

## ■経緯

- ・ 6月下旬にホストクラブ、キャバクラ等で患者発生（カラオケでも）  
※濃厚接触を伴う業態の店舗を複数移動  
⇒接待を伴う飲食店への対策が急務に！

## ・ 7/20 中区独自のPCR検査センターの立ち上げ

■ 期間 当面9/30までを予定

■ 対象 無症状者 または  
軽症で医療の介入を要しない濃厚接触者

■ 検査件数 924人、陽性者数 309人（9/8時点）

**陽性率 33.4%**



▲PCR検査センターにおける検査の様子

## 中保健センターにおける取り組みについて②

### ■今後の課題

- ・ 医師等の人員不足、従事者の確保
- ・ 悪天候時、災害時における検査場所の確保
- ・ 接待を伴う飲食店への対応（例:情報共有の場）と  
「外国人コミュニティ対策」（安心して住める地域に）の検討
- ・ 県や医療機関、医師会との連携を通じたPCR検査体制の充実  
など

# 大阪の感染状況と夜の街に関する取組状況

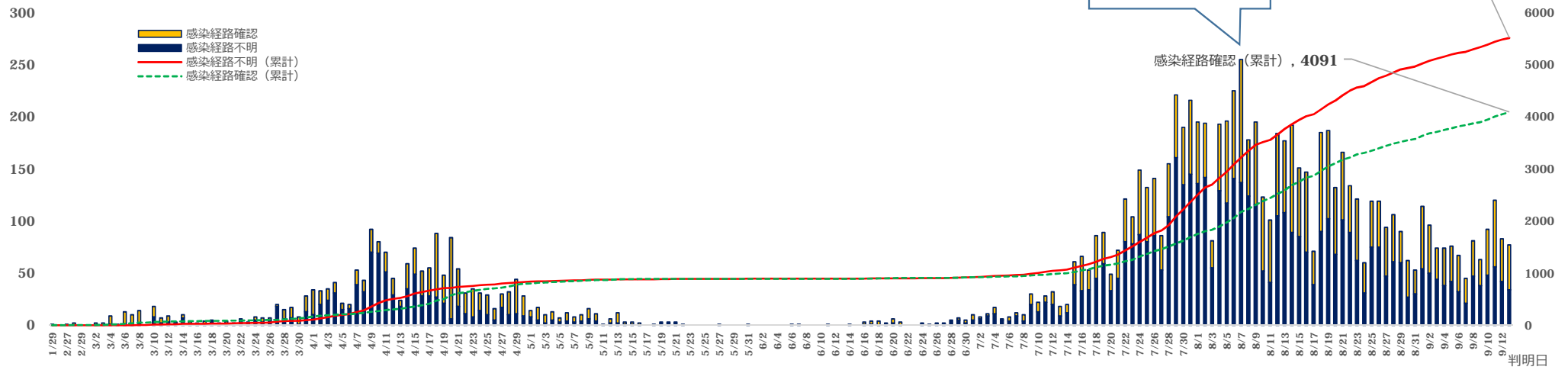
令和 2 年 9 月 **15** 日

大阪府健康医療部 大阪市健康局

# 1. 大阪の感染状況

# 大阪の感染状況①（陽性者数の推移）

## 陽性者数の推移



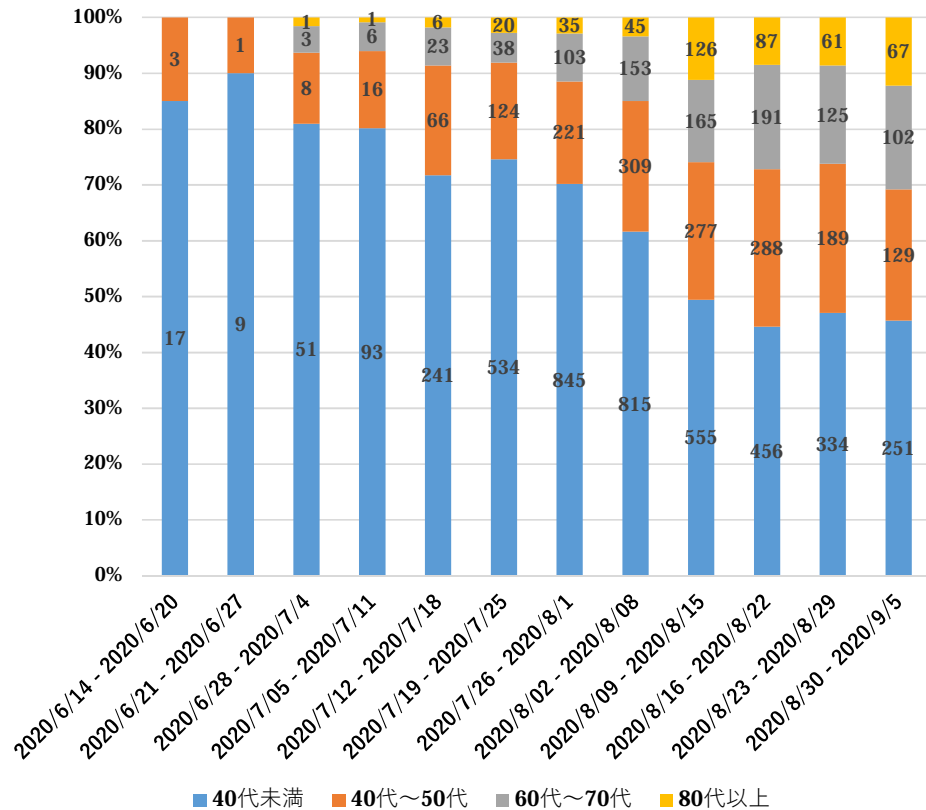
## 7日間毎の新規陽性者数



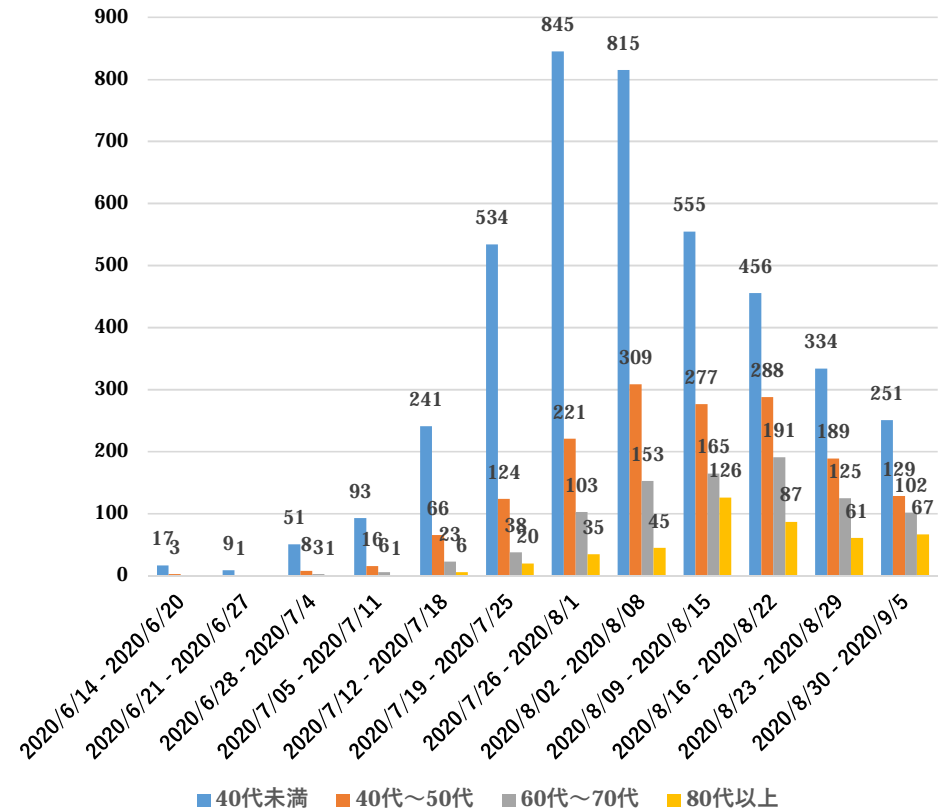
# 大阪の感染状況②（陽性者数の年齢区分）

（6月14日以降9月5日までに判明した7,190事例の状況）

陽性者の年齢区分（割合）



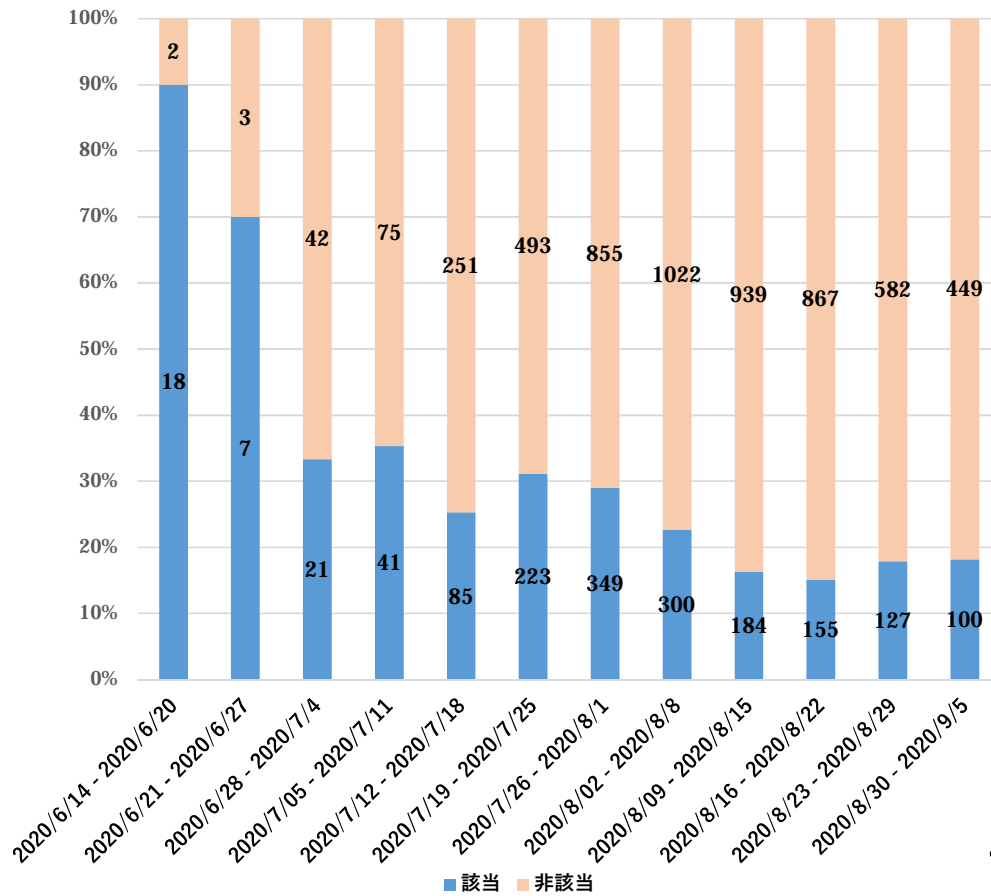
陽性者の年齢区分（実数）



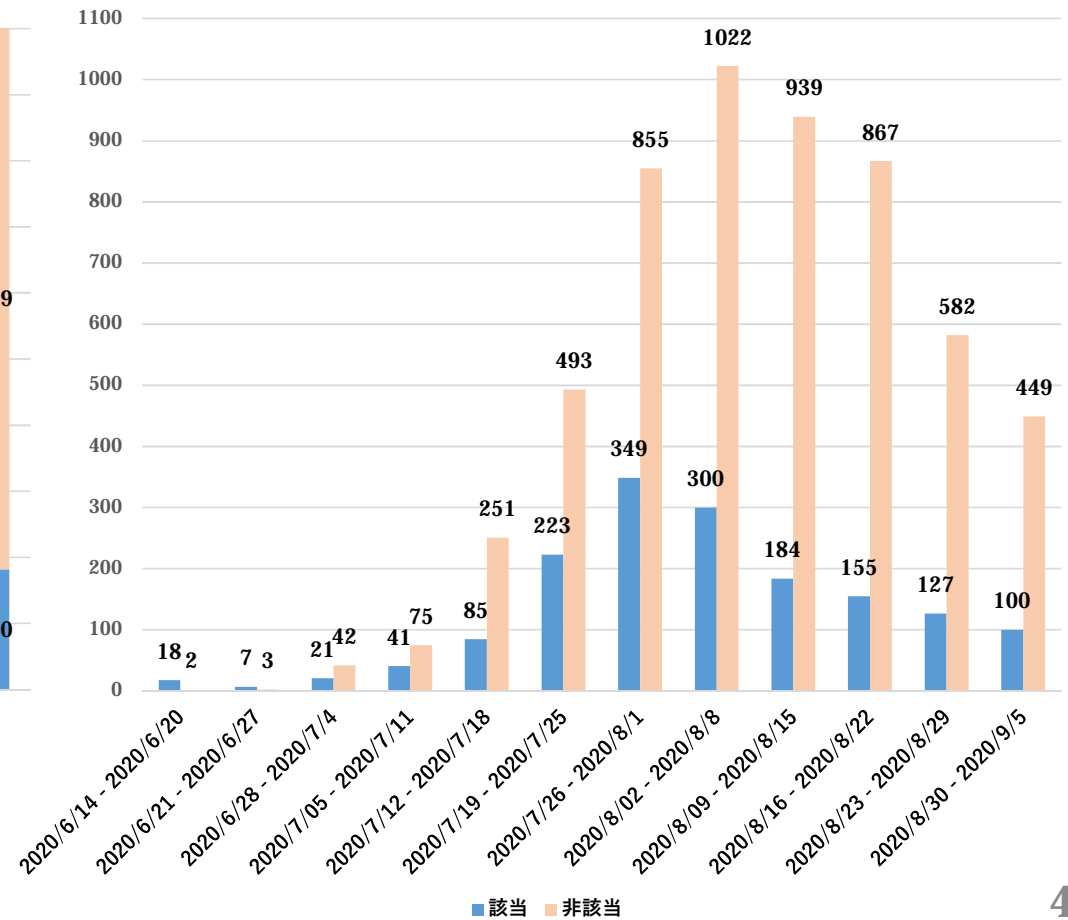
# 大阪の感染状況③（夜の街の関係者及び滞在者の状況）

（6月14日以降9月5日までに判明した7,190事例の状況）

夜の街の関係者及び滞在者の状況（全件：割合）



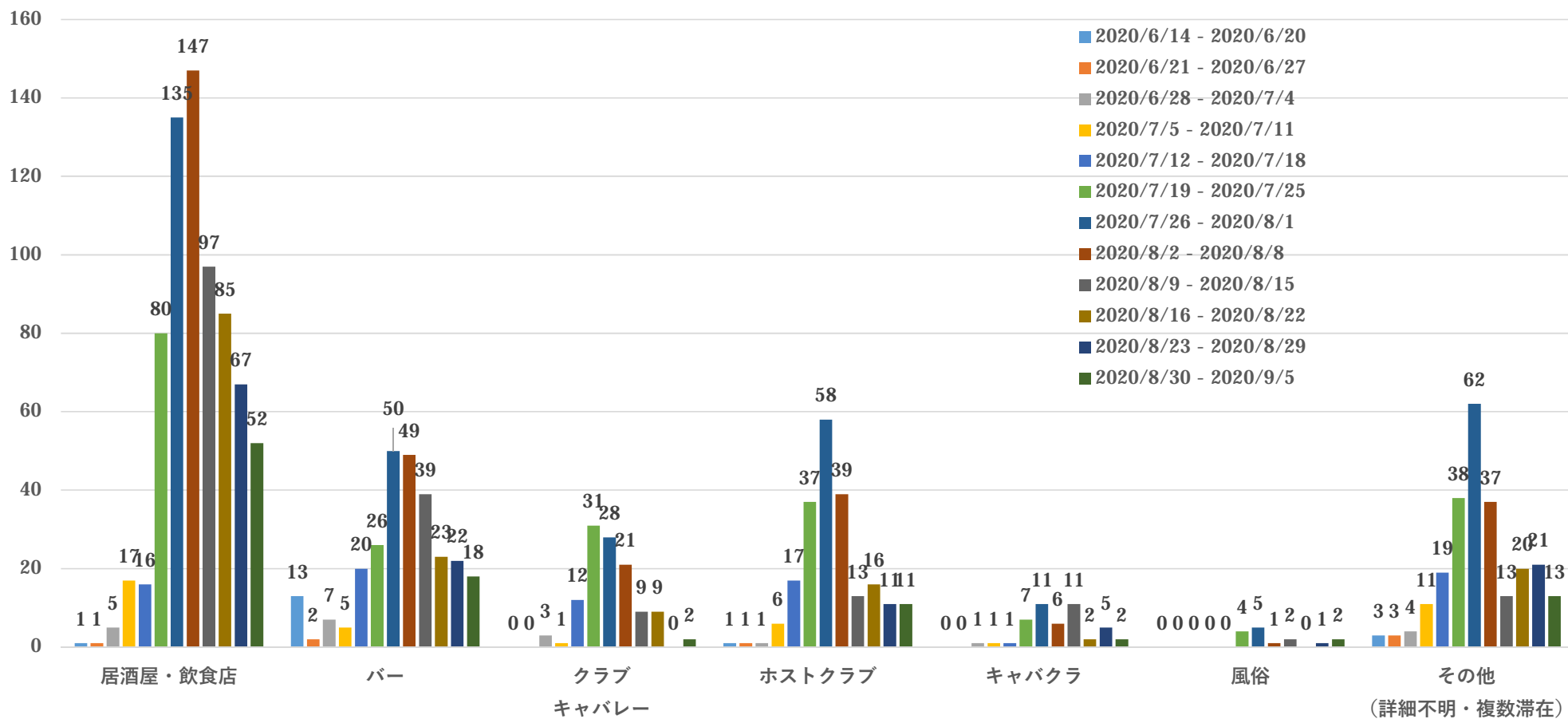
夜の街の関係者及び滞在者の状況（全件：実数）





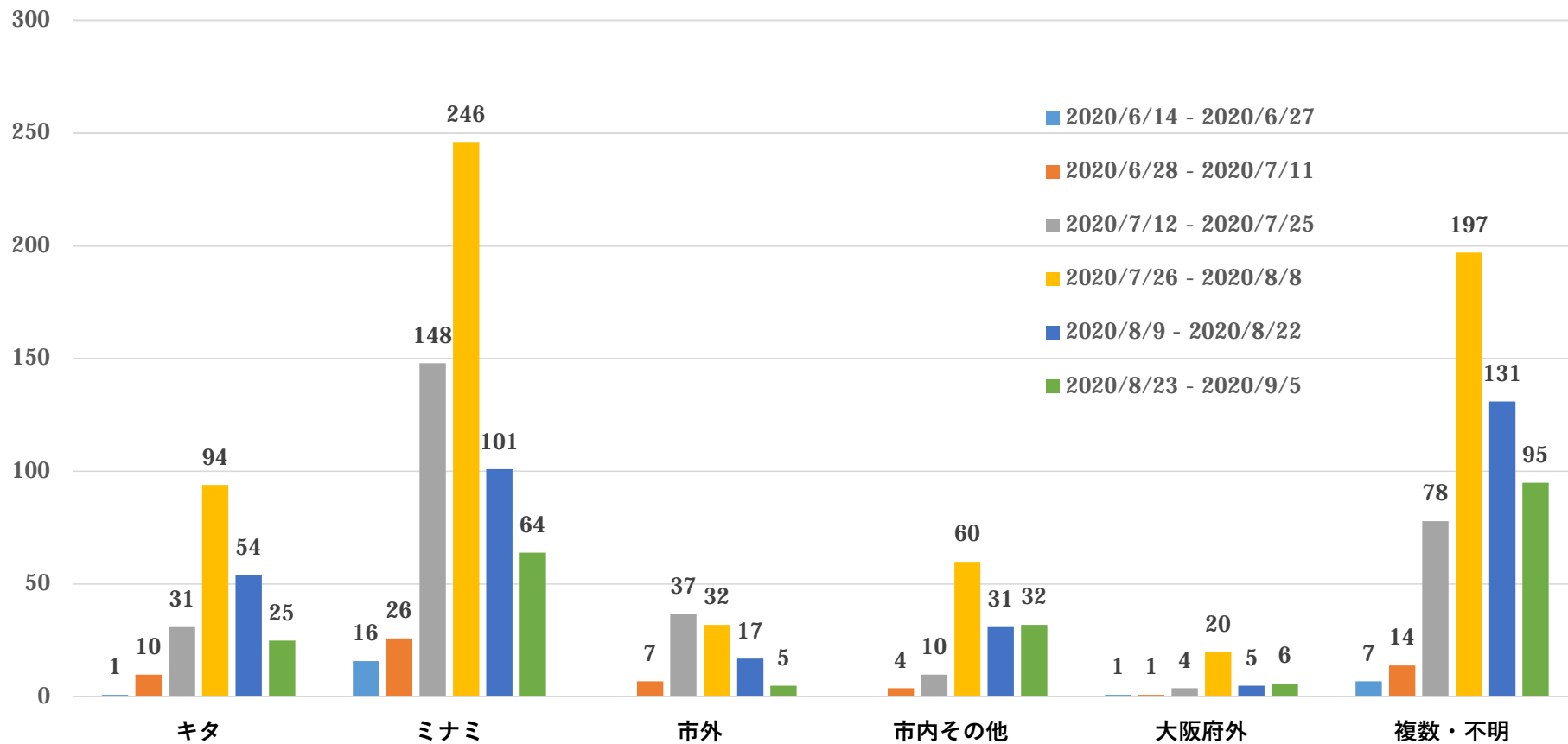
# 大阪の感染状況④（夜の街の滞在分類別の状況）

（6月14日以降9月5日までに判明した7,190事例の状況）



# 大阪の感染状況⑤（夜の街の滞在エリア別の状況）

（6月14日以降9月5日までに判明した7,190事例の状況）



## 2. 具体的な取組み

# 大阪モデルに基づくステージ毎の対応方針

令和2年7月3日  
第20回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料

	イエローステージ（警戒）		レッドステージ（非常事態）	
	①	②	①	②
■ 府民への呼びかけ	（これまでの取組みのさらなる徹底） ・新たな生活様式（三つの密（密閉・密集・密接）の回避等）の徹底 ・重症化や死亡のリスクが高い方（高齢者、基礎疾患のある方）にクラスター発生施設や立地地域への外出にあたっての注意喚起、家族・親族間における感染防止の注意喚起 ・国の新型コロナウイルス接触確認アプリ、又は追跡システム登録の徹底 ・クラスター発生施設及び疑いのある施設の利用者へのPCR検査受診の呼びかけ・積極検査の実施	（左記の取組に加え） ・クラスター発生施設及び疑いのある施設のうち、感染防止宣言をしていない施設への外出自粛	（イエロー①の取組に加え） ・クラスター発生施設及び疑いのある施設のうち、感染拡大防止に必要と考えられる施設への外出自粛 ・府県間移動の自粛	（左記の取組に加え） ・クラスター発生施設、その他感染拡大防止に必要と考えられる施設への外出自粛 ・重症化や死亡のリスクが高い方が利用されているデイサービスやショートステイほか、通所系福祉サービスを可能な限り利用自粛
■ イベント	（これまでの取組みのさらなる徹底） ・ガイドラインの遵守の徹底 ・追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策の徹底		（イエロー①の取組に加え） ・府主催イベントの自粛 ・その他、国からの要請に基づくイベントの自粛	（左記の取組に加え） ・ガイドラインが遵守されていない場合には自粛
■ 施設	（これまでの取組みのさらなる徹底） ・ガイドラインの遵守の徹底（感染防止宣言の呼びかけ） ・追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策の徹底 ・施設内での感染拡大が懸念される社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、デイサービス等）へのあらためての注意喚起 ・クラスター発生施設及び疑いのある施設に対する従業員へのPCR検査受診の協力	（左記の取組に加え） ・クラスター発生施設及び疑いのある施設のうち、感染防止宣言をしていない施設の休止	（イエロー①の取組に加え） ・クラスター発生施設及び疑いのある施設のうち、感染拡大防止に必要と考えられる施設の休止	（左記の取組に加え） ・クラスター発生施設、その他感染拡大防止に必要と考えられる施設の休止
■ 学校	・授業形態は、平常授業 ・教室の人数は、通常（40人まで） ・感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏等）について、感染防止対策のさらなる徹底		・授業形態は、分散登校・短縮授業・オンライン授業 ・教室の人数は、20～15人程度 ・感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏等）を実施しない	

低

病床使用率

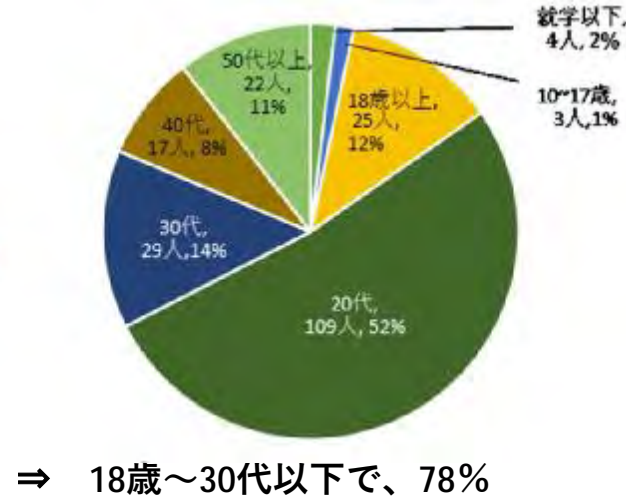
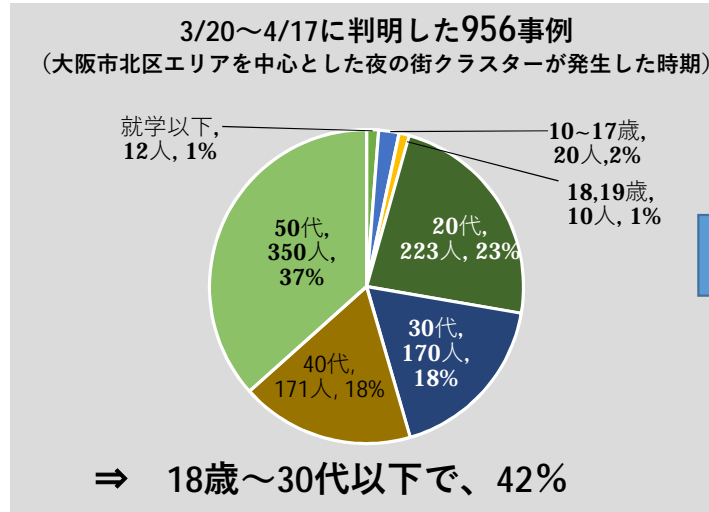
高

※レッドステージでは、上記取組に限らず、感染状況を踏まえ感染拡大防止に必要と考えられる措置を実施。  
（例:生活維持に必要な場合を除く外出自粛 など）

# 夜の街における感染増加(6月中旬～)

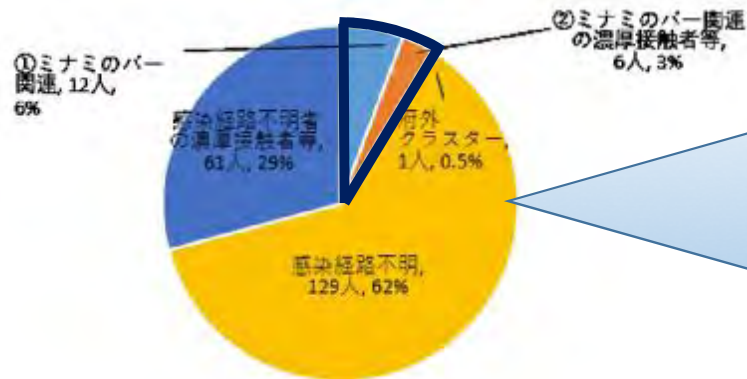
## 6月中旬以降のコロナ陽性患者の発生状況【6/14～7/11】に判明した209事例

### 1. 年齢分布

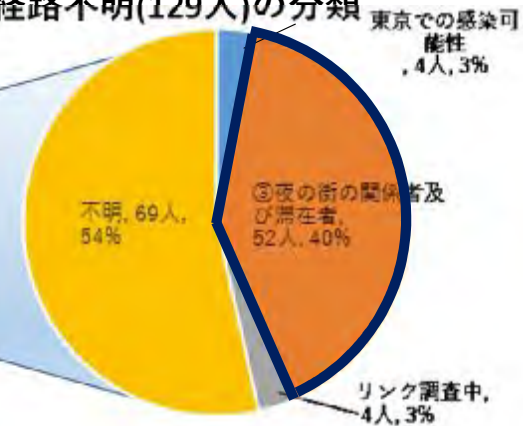


令和2年7月12日  
第20回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料

### 2. 患者の状況



### 3. 感染経路不明(129人)の分類



## 2. 具体的な取組み

(1) 夜の街関連事業者や府民への働きかけ

(2) 夜の街関係者への積極的な検査実施

(3) 休業・営業時間短縮の要請

(4) 取組の効果

(5) 今後の取組みに向けた要望事項

# 夜の街関連事業者や府民への呼びかけ①（7月16日知事会見）

令和2年7月16日知事記者会見資料

## 新型コロナウイルス 対応方針に基づく取組のお願い

◆府民の皆さまには、大阪モデルの黄色信号が点灯したことによる『イエローステージ（警戒）』の対応方針に基づく取組をお願いしたい。

- ① **3密で唾液が飛び交う環境を避けてください。**
- ② **感染防止宣言ステッカーのないバー、キャバクラ、ホストクラブ等の夜の街のお店の利用を自粛してください。**
- ③ **重症化や死亡リスクが高い高齢者及び基礎疾患のある方は、感染リスクの高い環境の施設を避けてください。**

※国の新型コロナウイルス接触確認アプリ又は大阪コロナ追跡システム登録をお願いします。

※夜の街関連施設の従業員・利用者の方は、少しでも症状が有る場合は検査受診をお願いします。

# 夜の街関連事業者や府民への呼びかけ①(7月16日知事会見)

## 新型コロナウイルス 夜の街における感染防止対策について

◆夜の街における感染防止対策として、事業者・府民への街頭呼びかけとともに、夜の街に関連のある施設※で勤務されている方や利用者で少しでも症状がある方を対象に、ミナミに臨時の検査場を開設。

※バー、キャバクラ、ホストクラブ等

### 夜の街関連施設などへの働きかけ

- 業種別ガイドラインの遵守  
(手洗い・手指消毒の徹底・マスクの着用、換気の徹底など)
- 感染防止宣言ステッカー・  
大阪コロナ追跡システムの導入
- 従業員の検査受診
- 街頭啓発や団体への協力依頼等の実施  
⇒本日17時30分より、ミナミにおいて  
大阪府・大阪市職員による街頭啓発を実施



### 臨時検査場の設置

◆**大阪市内**の夜の街関連施設で勤務されている方  
及び利用者で、少しでも症状がある方  
⇒**窓口: 06-6647-0641**  
に積極的にご相談ください (検査予定数: 1日最大**90人**)

◆**大阪市以外**の夜の街関連施設で勤務されている方  
及び利用者で、少しでも症状がある方  
⇒お近くの**新型コロナ受診相談センター**  
にご相談ください



## 夜の街関連事業者や府民への呼びかけ②

### ○府民に対し「5人以上の宴会・飲み会を控えること」 を呼びかけ(8/1～8/31)

➢グルメサイトでの5人以上の予約の割合: 20%程度(6月下旬)⇒10%程度【半減】

### ○特に感染者の多い「ミナミ地区」での取組み

7/16～ 臨時検査場の開設にあわせ、街頭啓発(大阪府・大阪市)

8/5 「感染防止宣言ステッカー」登録促進に向け店舗への個別訪問  
(府・大阪市・大阪府社交飲食業生活衛生同業組合・大阪府警察)

8/6～20 休業・営業時間短縮要請

8/17,18 休業・営業時間短縮要請の現地確認及び  
「わかりやすい感染防止の対策例」チラシの配布

**夜の街関連の事業者の皆さまへのお願い**

20代を中心に夜の街の滞在歴がある人への感染が拡大しています。感染拡大を防止するため、次の3つのポイントを守っていただくようお願いいたします。

- 業種別ガイドラインの遵守をお願いします。  
(手洗い・手指消毒の徹底・マスクの着用、換気の徹底 など)  
(感染防止宣言ステッカーの導入をお願いします)



- 大阪コロナ追跡システムの導入(又は名簿作成)をお願いします



- 夜の街関連施設の従業員の、  
少しでも症状がある場合の検査受診をお願いします。

夜の街に関連のある施設\*で勤務されている方や利用者で  
少しでも症状がある方を対象に、ミナミに臨時検査場を開設します

06-6647-0641まで、積極的にご相談ください。

がけ間違いないようご注意ください ※バー、キャバクラ、ホストクラブ等

大阪府のホームページで様々な取組みをご覧いただけます。

大阪府  大阪府 感染拡大防止

# 夜の街関連事業者や府民への呼びかけ②

## 新型コロナウイルス感染症予防 接客のときのポイント7

お客様、スタッフともに飲食時以外は  
**マスクを必ず着ける**  
フェイスシールドだけでは×

**大声で話さない**  
ようにする

**直接ふれあわないように**  
少しはなれて  
お客様を接待する

お客様の近くでは  
シャンパンコールをしない

お客様ごとに  
接客するスタッフを決める

はじけすぎないように  
飲みすぎない

回し飲みはしない

**感染防止のための取組事例**  
大阪府のホームページで、食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋等)における感染防止のための事業者の取組事例を紹介しています。



## 新型コロナウイルス感染症対策 チェックリスト 【接待を伴う飲食店版】

### 店舗内の環境面の対策

- 30分に1回程度、換気をする
- お客様が入り替わるタイミングで座席やテーブル、共用の物品等を消毒する
- 人がよく触れる場所・器具等(ドアノブ、タッチパネル、エレベーターのボタン等)を定期的に清掃・消毒する
- 店舗の入り口や店内へ消毒備品を設置する
- 料理・おつまみは個別提供する
- BGMの音量を最小限にする
- 使用した食器やごみを取り扱う時は、手袋・マスクを着用し、作業後は必ず石けんでの手洗い・手指消毒をする
- トイレは、手袋・マスクを着用して定期的に清掃・消毒する
- トイレのハンドドライヤーは利用を中止し、ペーパータオルを設置する

### スタッフ向け対策

- マスクを必ず着用させる。フェイスシールドだけでは不可
- 出勤前に必ず検温や体調確認をさせ、報告させる
- 体調が悪いスタッフは休ませる。また、勤務中に体調が悪くなった場合は、すぐに帰宅させる
- 体調が悪い場合や濃厚接触の疑いがある場合には、受診・検査を勧める
- お客様には距離をとって接客させる
- お客様ごとに接客するスタッフを決める
- お客様の近くではシャンパンコールをさせない(マイクを使う場合は、毎回消毒)
- 休憩室は部屋の大きさに応じた人数制限をし、定期的に換気・消毒する
- 勤務時間以外も感染予防に努めさせる

### お客様向け対策

- お客様にマスク着用を必ずお願いする
- 非接触型機器などでお客様を検温し、熱がある方には店舗利用をお断りする

### お客様・スタッフ共通の対策

- 回し飲みはしない
- お酒を飲みすぎないようにする
- お客様、スタッフは直接ふれあわない

ミナミに臨時検査場を開設しています  
少しでも症状がある方は、06-6647-0941まで、積極的にご相談ください。

## 新型コロナウイルス感染症患者が発生した時の対応【接待を伴う飲食店版】

店舗責任者の対応	消費者
<p>感染者発生</p> <p>▼ 保健所と連絡を取る担当者を決めてください</p> <p>▼ 保健所の指示により濃厚接触者に該当する人のリストを作成してください 項目：氏名(姓・名) / 誕生日 / 年齢 / 住所 / 電話番号 / 最終出勤日</p> <p>リスト作成提出</p> <p>▼ PCR検査にご協力ください</p> <p>▼ 濃厚接触者の健康観察報告をしてください ・期 間：感染者との最終接触日から14日間です ・報告内容：「毎日の体温計測」と「発熱症状などの発熱」を毎日メールで報告してください ・出勤がある人がいた場合は、保健所に電話連絡してください</p> <p>▼ 濃厚接触者は、感染者との最終接触日から14日以内は、自宅待機をしてください</p> <p>▼ 消費は、各店舗で行ってください ※厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消費・販賣方法について」参照</p>	<p>▼ 調査 基本は電話で行います。必要に応じて店舗に伺います 調査内容： 感染者の勤務状況/最終出勤日/感染者以外の従業員の体調/感染者との接触状況/感染予防対策を付けていること/部屋の配置/換気状況 等</p> <p>▼ 濃厚接触者に該当する範囲を決定</p> <p>リスト受理</p> <p>▼ 濃厚接触者へのPCR検査実施</p> <p>▼ 観察内容を毎日確認 ▼ 必要に応じて受診をすすめる</p> <p>自宅待機を要請</p> <p>消費方法をアドバイス</p>

## 2. 具体的な取組み

(1) 夜の街関連事業者や府民への働きかけ

(2) 夜の街関係者への積極的な検査実施

(3) 休業・営業時間短縮の要請

(4) 取組の効果

(5) 今後の取組みに向けた要望事項

## ミナミの臨時検査場の設置

### 概要

- 開設日時：7月16日～現在 13:00～18:00(当初は、14:00～19:00)
- 対象者：夜の街関連の従事者、利用者、その濃厚接触者で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者(少しでも症状のある疑い例)  
保健所長が検査必要と判断した者 ※保健所を介して予約受付
- 検体：唾液
- 運営体制：看護師4名、事務職員5名(誘導3人、受付調整2人)、その他連絡調整要員(予約受付)  
大型バスを設置し、バス内で検体を採取 ⇒ バイク便で検査機関に搬送
- 検査数：最大90検体(当初) ⇒ 120検体(7/27) ⇒ 180検体(7/28～)

### 実績等

- ◆多くの問い合わせがあったため、7/28から180件の枠で運用  
実績 検査数5,863件、陽性者数926件(7/16～8/31)
- ◆設置当初は、陽性率が他の検査場と比べても高く(2割前後)、検査への要望も多かったが、現在の陽性率は低下傾向  
⇒夜の街の従事者や利用者の早期検査につながり一定の効果があったと考えられる。
- ◆屋外のため、暑さ等に対する不満はあり。  
事業者からは、名称に「ミナミ」という地域名を使用することによる風評被害に繋がる可能性との声も

## 夜の街関連の積極的な検査実施

20代を中心に夜の街の滞在歴がある人への感染が拡大している状況を鑑みて、陽性者を早期に察知し感染の拡大を抑えるため、夜の街関連の方に対し、少しでも症状がある場合には積極的に検査を実施。

### 夜の街従業者と利用者への検査の受診勧奨

記者会見やホームページなどによる呼びかけ  
(6月中旬～)

対象:夜の街従事者及び利用者

(参考:食品衛生法に基づく飲食店営業許可件数  
ミナミ地区 約9,500件、キタ地区 約6,800件)

6/14～9/5における府内の夜の街の  
関係者及び滞在者の陽性者数 1,610人  
(大阪市内 953件)

### クラスターが懸念される施設への集団検査

クラスターが懸念されるホストクラブ1グループ6店舗  
(ミナミ地区店舗)の集団検査(7/7～9)

ホストクラブ6店舗すべての従業員を対象に実施。

ホストクラブ6店舗、計44人に実施(陽性者3名)  
(参考)店舗単位の受検以外のホストクラブ滞在  
歴のある陽性者は計211名(6/14～9/5)

### ミナミの臨時検査場の開設

## 2. 具体的な取組み

- (1) 夜の街関連事業者や府民への働きかけ
- (2) 夜の街関係者への積極的な検査実施
- (3) 休業・営業時間短縮の要請
- (4) 取組の効果
- (5) 今後の取組みに向けた要望事項

# 大阪ミナミ地区における休業・営業時間短縮の要請①

令和2年7月31日  
第23回大阪府新型コロナウイルス  
対策本部会議資料（一部改変）

## イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

### 【イエローステージ（警戒）2への移行について】

〇 次のいずれかの場合に、イエローステージ2へ移行（7/28第22回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議で決定）

① 重症又は軽症中等症のいずれかの病床使用率が以下の基準に達した場合。

- ・ 重症病床 : 概ね35%
- ・ 軽症中等症病床 : 概ね50%

② ①の基準に達しない場合であっても、国や他の大都市と協議して共同で施設の使用制限等を実施する場合

- 東京都が、8月3日から酒類の提供を行う飲食店等を対象に営業時間短縮の要請を実施することを発表
- 東京、大阪、愛知、福岡など大都市で感染が急増していることから、7月31日、  
国に全国都市部一斉の休業要請等の実施について提案



以上を踏まえ、②に準じてイエローステージ（警戒）2に移行

## 大阪ミナミ地区における休業・営業時間短縮の要請②

### ①期間

8月6日から8月20日

### ②対象区域

大阪市中央区の  
長堀通、千日前通、御堂筋、  
堺筋に囲まれた区域

- ・心斎橋筋1丁目・2丁目
- ・東心斎橋1丁目・2丁目
- ・宗右衛門町
- ・道頓堀1丁目のうち  
別図に示す区域
- ・千日前1丁目
- ・日本橋1丁目のうち  
別図に示す区域
- ・難波1丁目

(別図)



引用：地理院地図



## 大阪ミナミ地区における休業・営業時間短縮の要請③

### ③ 休業・営業時間短縮を要請する施設一覧(特措法第24条第9項に基づく)

カテゴリー	対象	要請内容
接待を伴う飲食店	キャバレー、ダンスホール、 スナック、ラウンジ、ホストクラブ、キャ バクラ 等	<p style="text-align: center;"><b>休業</b></p> <p style="text-align: center;">業種別ガイドラインを遵守 (感染防止宣言ステッカーを導入) <b>していない施設</b></p>
酒類の提供を行う 飲食店・カラオケ店 (特措法施行令第11条 第1項各号に掲げる施設)	オーセンティックバー、 ショットバー、スポーツバー、 ダーツバー、カラオケバー、パブ、 サロン、ナイトクラブ、ディスコ、 カラオケ 等	
その他の酒類の提供を 行う飲食店	居酒屋、大衆酒場、ビアホール、 焼き鳥屋、焼き肉屋 等	<p style="text-align: center;"><b>営業時間短縮(5時~20時)</b></p> <p style="text-align: center;">業種別ガイドラインを遵守 (感染防止宣言ステッカーを導入) <b>している施設</b></p>

8/17,18に現地確認を行ったところ、確認した範囲で**9割程度の店舗が休業**

# 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金 (大阪市・府共同)

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向けた営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者に対して、協力金を支給

## 対象者

原則次の全ての要件を満たす事業者

- ・要請対象区域内に事業所を有すること
  - ・要請に応じて、**8月6日～20日までの全ての期間**、営業時間短縮(5時～20時)を行った要請対象施設の運営事業者であること(元々の営業時間が5時～20時内の事業者は除く)
  - ・大阪府「感染防止宣言ステッカー」を**原則8月5日までに導入(登録・掲示)**していること
- ※ご協力いただいた施設は市HPで公表予定

## 支給金額

**1事業所あたり最大30万円**(1日あたり2万円・府市1万円ずつ負担)

※但し、導入が**6日**以降となった場合は、導入後の日数分を支給

## 予算規模

**21億7千万円**

【内訳】**2,100**百万円(うち、大阪府負担1/2)、**70**百万円(事務費・全額市負担)

【財源】府は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、市は一般財源

## 2. 具体的な取組み

- (1) 幅広い府民への働きかけ
- (2) 夜の街関係者への積極的な検査実施
- (3) 休業・営業時間短縮の要請
- (4) 取組の効果
- (5) 今後の取組みに向けた要望事項

# 取組の効果①（夜間(18～24時)における人口増減状況）



7月平均 120.44

▲3割

8月6日～20日 平均93.35

※エリア人口の指数：緊急事態宣言時（4月7日）を100とした指数で表示  
 18:00～24:00の間に30分以上の滞在をカウント  
 [出典：ヤフー・データソリューション]

## 取組の効果②（夜の街関係の陽性者の推移）

### 陽性者（市内居住者）の夜の街の関係者又は利用者人数（聴き取り）

令和2年6月1日～7月28日

（市内全陽性者 883人）

【ミナミ地区（279人）】



【キタ地区（81人）】

（要請前8日間）  
令和2年7月29日～8月5日

（大阪市内全陽性者 822人）

【ミナミ地区（245人）】



【キタ地区（136人）】

（要請後8日間）  
令和2年8月6日～8月13日

（大阪市内全陽性者 806人）

【ミナミ地区（116人）】



【キタ地区（77人）】

（8月20日要請終了日含む8日間）  
令和2年8月14日～8月21日

（大阪市内全陽性者 743人）

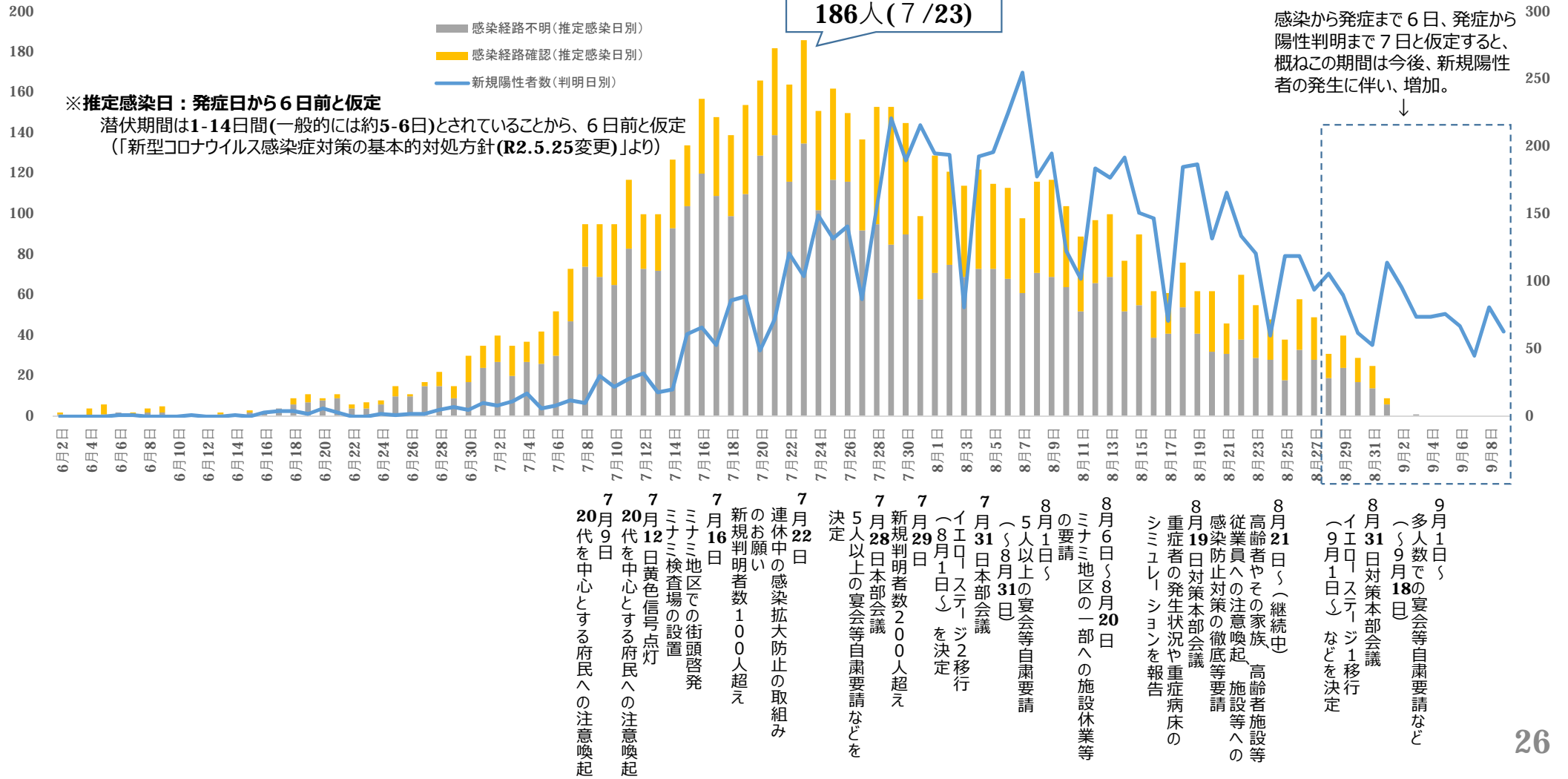
【ミナミ地区（71人）】



【キタ地区（53人）】

# 取組の効果③（陽性者数(判明日・推定感染日)の推移)

判明日及び推定感染日別陽性者数（6月14日以降9月9日までの判明日分）（N=7,446名（調査中、不明、無症状1,191名を除く））



## 2. 具体的な取組み

- (1) 幅広い府民への働きかけ
- (2) 夜の街関係者への積極的な検査実施
- (3) 休業・営業時間短縮の要請
- (4) 取組の効果
- (5) 今後の取組みに向けた要望事項

## 今後の取組みに向けた要望事項（夜の街関連の検査関係）

### 今後の取組継続に向けた課題等

- ◆検査場を今後増設等する場合の場所の確保
- ◆医療従事者・受診調整を含めた人員体制の構築
- ◆検査能力の拡充
- ◆夜の街関連の従事者・利用者に対し、必要時のすみやかなPCR検査受検にかかる啓発



### 国への要望事項

臨時検査場などで迅速に検査が行えるよう、  
唾液による簡易抗原定性検査キットの早期承認



# 今後の取組みに向けた要望事項（特措法による休業補償の制度化）

## 現行制度の課題

- ◆ 大阪府では、感染が拡大していたミナミの一部地区に対し、営業時間短縮等の要請を実施（8月6日～8月20日）
- ◆ この結果、早期の感染拡大抑制に効果あり

※営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）

1 施設あたり最大30万円（1日2万円×最大15日間）、予算額：22億円（府市あわせて）

全国一律の休業要請への補償は国にとっても莫大な財源が必要  
一方、エリアを限定したピンポイントでの休業要請は、  
国にとっても少ない財源で、大きな感染拡大抑制効果あり

## 【要望】

特措法に休業補償の規定を設け、国による休業補償を制度化すること



# 感染防止対策を徹底しているお店を利用しましょう！！

～ 感染防止対策の徹底 × 対策の見える化 = 利用者の安心 ～

6



## 事業者の皆さまへ

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づき対策を徹底した上で、「**感染防止宣言ステッカー**」を掲示し、安心して利用できる店舗・施設であることをお知らせしましょう

## 県民の皆さまへ

業界別の感染拡大防止ガイドラインを遵守している店舗・施設を選び、感染症から自分の身を守りましょう

- ① 事業者 ⇒ 県ホームページで感染防止対策をチェック + ステッカーの利用申請
- ② 福岡県 ⇒ 掲示用ステッカーを配信  
事業者 ⇒ ダウンロード・印刷 + 店舗・施設の入口など目立つところに掲示
- ③ 利用者 ⇒ 感染防止対策をしている店舗・施設を確認



詳しくは、福岡県ホームページをご確認ください

コロナ 福岡県庁 検索





業種ID	業種名	合計		割合	順位
		申請件数 累計	14,721		
27	レストラン、料理店等	4,635		31.5%	1
30	その他の業種	3,171		21.5%	2
28	居酒屋	3,002		20.4%	3
24	キャバレー、スナック等接待行為を伴う飲食店	2,097		14.2%	4
12	百貨店等	330		2.2%	5
20	カラオケ	289		2.0%	6
23	ナイトクラブ等	221		1.5%	7
17	パチンコ	212		1.4%	8
8	エステティックサロン	194		1.3%	9
7	ホテル宴会場	112		0.8%	10
16	スポーツジム	108		0.7%	11
25	学習塾	66		0.4%	12
9	ネイルサロン	44		0.3%	13
29	イベント	42		0.3%	14
22	ライブハウス	35		0.2%	15
11	旅行代理店	30		0.2%	16
13	体育館、水泳場	28		0.2%	17
4	博物館、美術館	22		0.1%	18
2	劇場、音楽堂等	16		0.1%	19
21	ネットカフェ、漫画喫茶	16		0.1%	19
3	映画館	9		0.1%	21
19	写真店	9		0.1%	21
5	図書館	7		0.0%	23
15	屋内テニス場	7		0.0%	23
26	自動車教習所	7		0.0%	23
18	ゲームセンター	5		0.0%	26
6	水族館	3		0.0%	27
10	DVD等レンタル店	2		0.0%	28
14	ボウリング場	2		0.0%	28



# 事業者に対する協力の要請 【県全域】

(特措法第24条第9項)

- 【対象】● 特措法施行令の遊興施設のうち、
- ・ 接待を伴う飲食店
  - ・ 酒類の提供を行う飲食店(バー、ナイトクラブ等)
  - ・ 酒類の提供を行うカラオケ店
- その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等)

## 【内容】

- 業種別ガイドラインを遵守し、  
感染防止対策に取り組んでいることを掲示



- ~~滞在時間は2時間以内とするよう利用客に促す  
<8月8日(土)から8月21日(金)まで>~~

解除



# 事業者に対する協力の要請 【福岡市内】

(特措法第24条第9項)

【期間】 8月8日(土)から8月21日(金)まで

【対象】

特措法施行令第11条第1項の遊興施設のうち、

- 接待を伴う飲食店
- 酒類の提供を行う飲食店(バー、ナイトクラブ等)
- 酒類の提供を行うカラオケ店

で、業種別ガイドラインを遵守していない店

【内容】 休業協力の要請

解除



# 県民の皆さまへのお願い【県全域】

(特措法第24条第9項)

接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店  
及びカラオケ店を利用する場合

- 業種別ガイドラインを**遵守していない店**の  
利用を自粛する

解除

- ~~利用は2時間以内、2次会、3次会等は控える  
<8月8日(土)から8月21日(金)まで>~~



## 県民の皆さまへのお願い



若い世代の人は、家庭内感染などにより、高齢者など重症化しやすい人に感染を広げないように慎重な行動を



通所介護(デイサービス)施設の利用は、発熱等の症状があるときは、控えて



大人数での会食や飲み会は、感染防止対策の徹底が図ることができないときは、控えて



## 新型コロナウイルス感染症防止対策助成金（案）

### 1 目的

業種別ガイドラインを遵守し、感染症防止対策を行っている飲食店に助成するもの。

※ 会食は特に感染リスクが高いことから、飲食店は8月5日に感染症防止対策の要請を行っており、マスク、消毒液、飛沫防止、換気等の対策が必要なため、費用を助成するもの。

### 2 対象事業者

以下の全てを満たすもの

- ① 県内の中小企業者（個人事業主含む）
- ② 食品衛生法に基づく営業許可の取得事業者のうち業種が1 飲食店営業、2 喫茶店営業の事業者（客席を設けず持ち帰り用の食品の提供のみの形態を除く）
- ③ 「感染症防止宣言ステッカー」の登録を行った事業者
- ④ 県が実施する新型コロナウイルス感染症防止対策として、既に他の補助金等の支援を受けたものを除く

### 3 内容

感染症防止対策経費として、1事業者あたり最大5万円（複数施設を有する場合は最大10万円）を助成

### 4 申請等

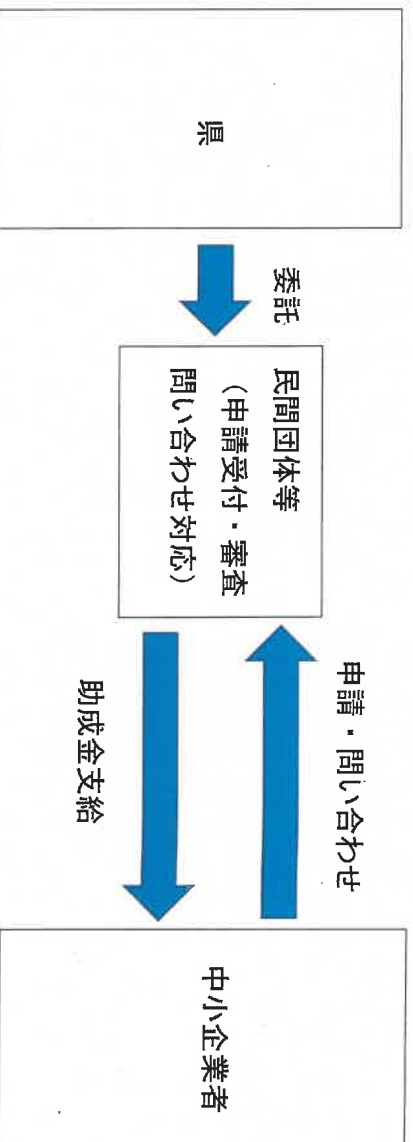
(1) 提出書類

- ① 申請書（「感染症防止宣言ステッカー」の登録番号、事業者名を記入）
- ② 食品衛生法に基づく営業許可の写し 等

(2) 助成対象期間

令和2年4月1日～令和2年12月31日

### 5 事業スキーム図



(補足)

○ 対象について

会食時にマスクを外すことから、飲食店における感染リスクは高くなっており、クラスターも発生している。リスクは高いが、飲食は県民の生活においても必要であることから、対策に必要な費用を助成することにより、感染防止対策を促すもの。

※ 対象施設数

中小企業		135,052
食品衛生法営業許可施設		95,405
飲食店		48,114
	感染防止宣言スツーカー	48,114

食品衛生法に基づく営業許可（飲食店）

※ 食品衛生法の飲食店の定義

- ・ 食品を調理すること
- ・ 設備を設けて客に飲食させること

対象施設

一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、レストラン、カフェ、キャバレー、店内に客席のあるコンビニ

対象外施設

- ① 持ち帰り店  
仕出し屋、弁当屋、そうざい

- ② 県が実施する新型コロナウイルス感染症防止対策補助金等（経営革新実行支援補助金（感染防止対策）、宿泊事業者緊急支援補助金、

旅館

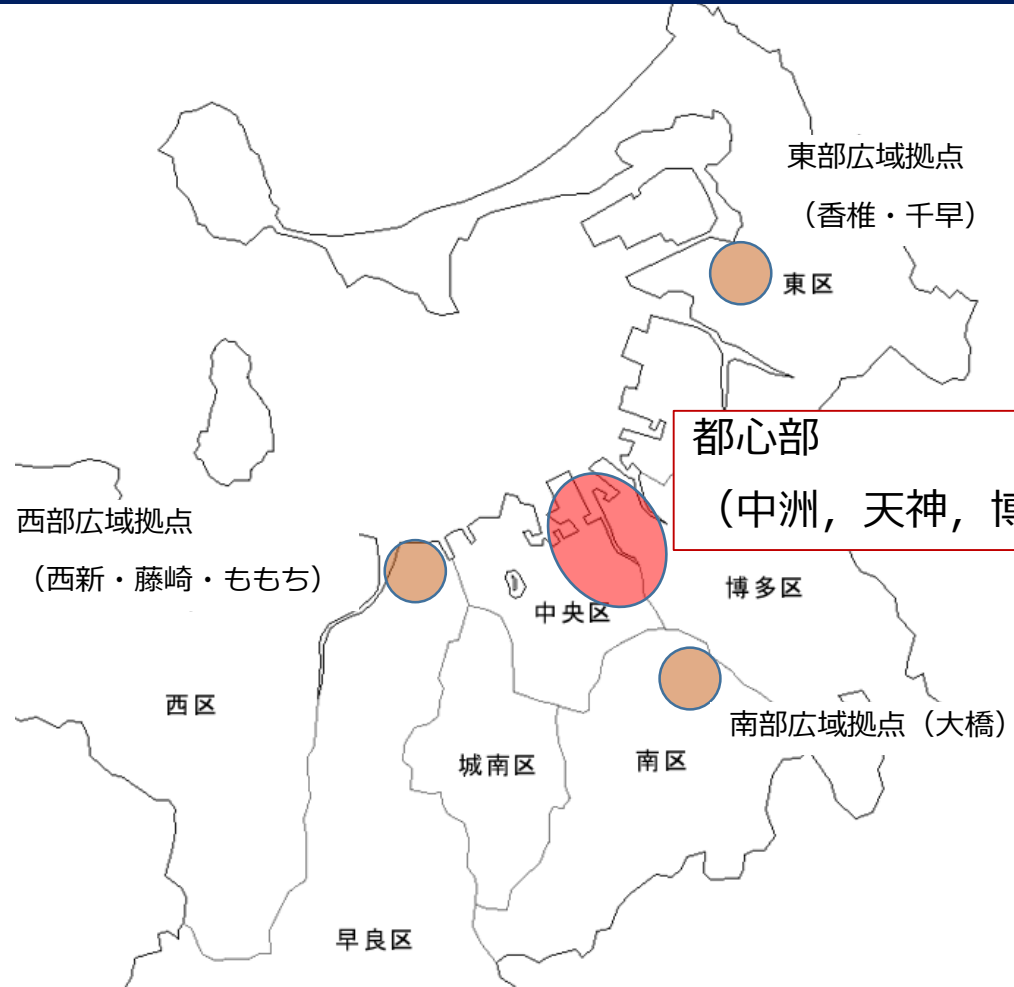
※ 飲食を持ち込むカラオケ店は対象外

歓楽街WG

# 福岡市の取組み

令和2年9月15日  
福岡市

# 1. 福岡市の歓楽街の概要

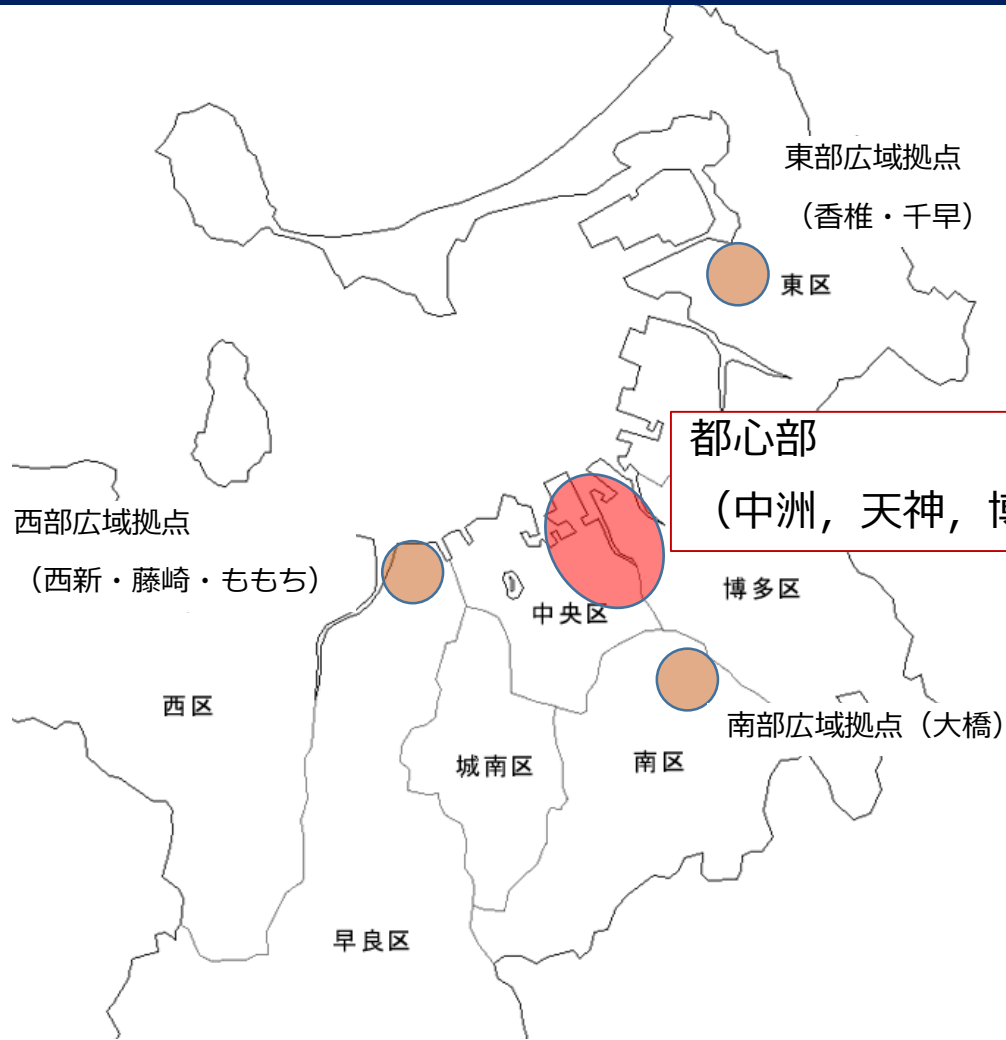


<参考> 社交飲食店の店舗数

中洲	2,000件以上
中洲以外の都心部	約120件
各広域拠点	約10件程度

- ・ 都心部にある中洲エリアを中心に、スナックやバー、キャバクラ、飲食店などが集積
- ・ 都心部には、中洲以外にもスナックやバーの他、多数の飲食店やダンスクラブが立地
- ・ その他、広域拠点にも、飲食店、スナック、キャバクラなどが立地

## 2. 歓楽街における感染の状況(クラスター発生状況)



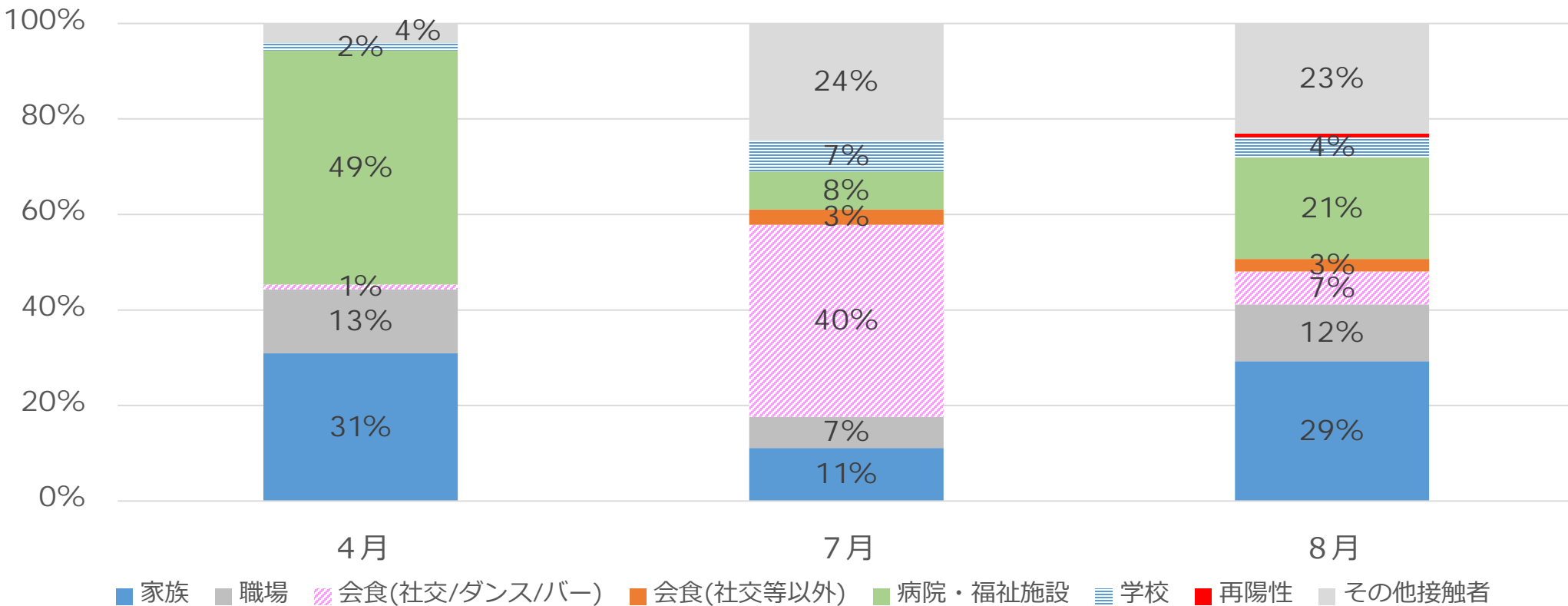
市内飲食店でのクラスター件数 (9/8時点)

エリア	クラスター数	クラスター感染者数
中洲	8	87人
中洲以外の都心部	5	124人
その他のエリア	3	25人
計	16	236人

- ・ 都心部を中心に飲食店クラスターが発生 (中洲 : 8 か所, 中洲以外の都心部 : 5 か所)
- ・ 中洲以外の都心部のダンスクラブにおいては, 1 か所で70名以上の感染者が発生

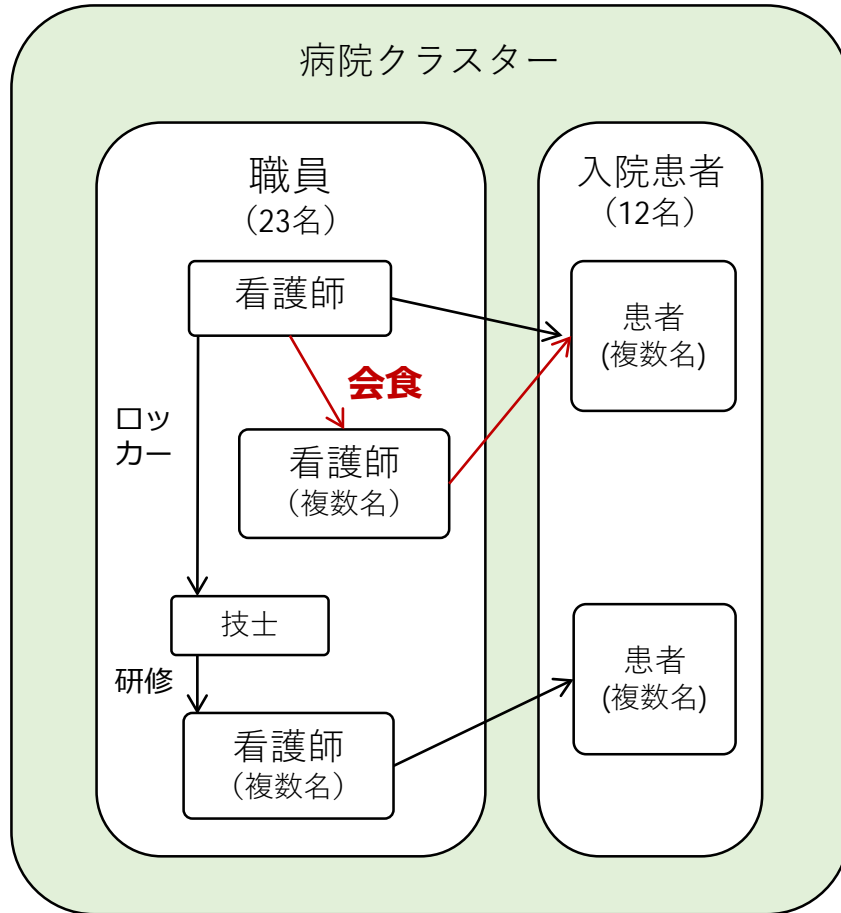
# 3. 福岡市内の感染の状況の推移

接触例の感染源 割合

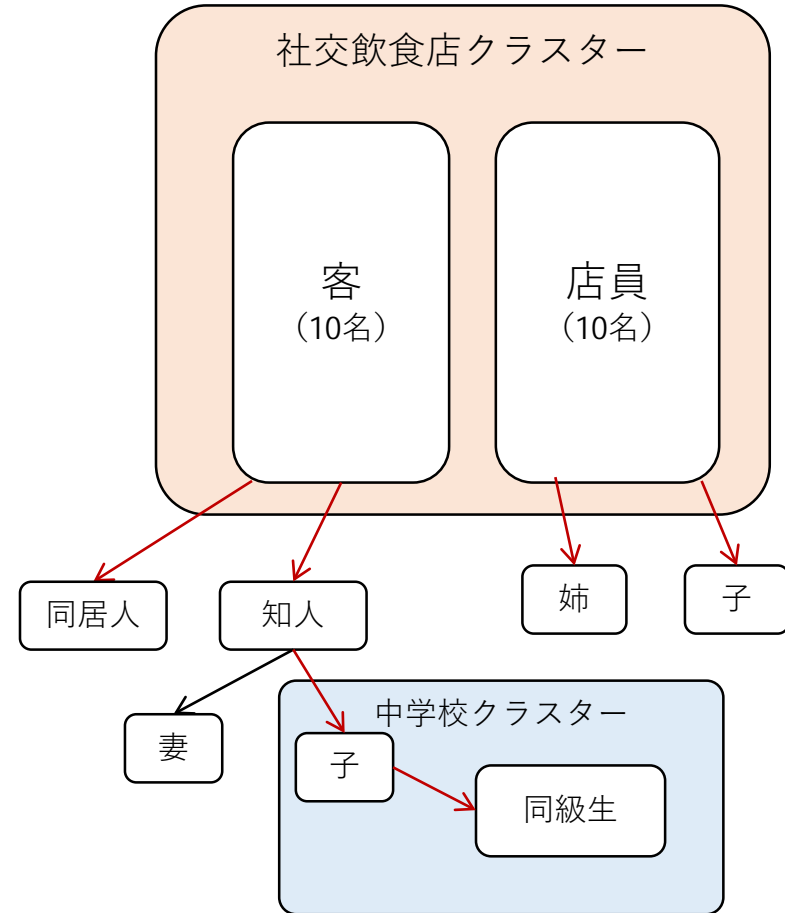


- ・ 感染の再拡大が見られた7月においては、社交飲食店やバー・ダンスクラブでの感染者が多数発生
- ・ 8月以降は病院や福祉施設での感染者が増加

# 4. 飲食歴から拡大した事例



- ・ 会食で看護師間で拡大, その後入院患者へ拡大
- ・ ロッカールームでの会話や研修なども感染拡大の機会と想定されている



- ・ 複数の客, 店員から家族へ感染が拡大
- ・ 客→知人→家族→学校クラスターに拡大

# 5. 歓楽街に関する課題と対策

## 1) 課題

### ①調査上の課題

- 歓楽街で感染した患者からは、従業員、客問わず疫学調査に協力を得られない傾向  
※来店したことや働いていることの秘匿、店名や顧客の情報を明かさないなど

### ②検査上の課題

- 従業員等が検査を受けやすい環境が整っていない  
※活動時間帯が夜間であり昼間の検査が受けにくいほか、陽性となった場合に仕事を辞めさせられる、また店舗が営業ができなくなるリスク等から、検査を受けることを躊躇する

### ③業態上の課題

- 不特定多数が利用する「ダンスクラブ」から、若者が無症状・無自覚で感染を広げているおそれ  
※若者の割合が高い福岡市には大型のダンスクラブも多く、大勢の学生や社会人がダンスクラブで遊ぶ文化が定着。ダンスクラブでは閉鎖空間で、密着した状態で踊り会話をするため業態上、三密が不可避である。  
また、朝まで営業しており、客の出入りも激しいため、来店者（濃厚接触者）を特定できない

### ④感染経路上の課題

- カラオケのマイク、トイレやエレベーターといった共有部が感染源となっているおそれ  
※同じフロアの別店舗や同じビル内で感染者が確認されている

### ⑤若者の意識に関する課題

- 若者の中に、マスクをしない、2次会3次会、またタクシーなどの車両内で騒ぐなどの行為が見られる



# 6. 歓楽街に関する課題と対策

## 2) 対策

### ①調査上の課題への対策

- 中洲地区の「接待を伴う飲食店」でクラスター発生の恐れが認められたが、患者の協力を得られず、当該店舗を特定できなかったことから、一斉検査を実施した。また、受検者に対しては、感染症予防について個別に啓発を行った（詳細は次ページ）
- 患者が保健所の調査に協力することに対して、一定の強制力が必要ではないか

### ②検査上の課題への対策

- 中洲地区の一斉検査において、所管する博多保健所にサテライトを設けて集団での検体採取を行った
- 夜間の歓楽街での検体採取等に活用できる、移動式車両の検体採取手法について検討中

### ③業態上の課題への対策

- 来店者を登録し、陽性者発生時に速やかに接触者を特定するアプリについて検討中

### ④感染経路上の課題への対策

- 日々の記者発表時に啓発のメッセージを発出しており、その中で共有部の危険性についても、具体例を示しながら注意喚起を行っている

### ⑤若者の意識に関する課題への対策

- 大学等への通知のほか、交通事業者と連携して「マスク&ライド」キャンペーンを展開して、タクシーや電車、バス内でのマスクの着用を呼びかけている

## 【参考】中洲地区における「接待を伴う飲食店」への検査の実施

### (取組の目的)

- 中洲地区の「接待を伴う飲食店」でクラスター発生の恐れが認められたが、患者の協力を得られず、当該店舗を特定できなかった。
- そこで、中洲地区において感染の可能性のある方を早期に発見し、同地区における感染拡大を阻止するとともに、市民の安心につなげることを目的に、幅広く中洲地区に所在する店舗に対してPCR検査を受けるよう勧奨した。

### (取組の概要)

- 6月24日に各店舗に呼びかけを行い、6月30日までを対象期間（受付期間）として実施した。
- 中洲地区の「接待を伴う飲食店」約920店舗の従業員のうち、希望する者を検査の対象とした。

### (取組結果)

- 対象期間中に検査申込を受け付けた450件の検査を行った結果、すべて陰性であった。
- 検体採取の機会を活用し、受検者に対して感染症予防について個別に啓発を行った。

### (課題)

- スクリーニングの要素が強い検査については、通常の行政検査とは異なる、簡易かつ大規模に実施できる仕組みが必要であり、一定の指針を国において示していただけると導入が進むと思われる。  
(プール方式の基準や無症状者への抗原検査の適用等)

「戦略的なPCR検査等の実施」  
及び

「休業・営業時間短縮要請」  
に関するアンケート結果（概要）について

# I. 戦略的なPCR検査等の実施

## WGメンバー5自治体

(札幌市/すすきの、新宿区/歌舞伎町、名古屋市/栄・錦、大阪市/ミナミ、福岡市/中州)

及び

## その他の12自治体

(豊島区、足立区、さいたま市、千葉市、横浜市、前橋市、浜松市、御殿場市、神戸市、山陽小野田市(山口県)、宮崎県、那覇市)

# アンケート結果【戦略的PCR検査等の実施①-1】

<質問項目> 「戦略的なPCR検査の一環として実施した取り組みについて教えてください。」

	札幌市		新宿区
取組の概要	すすきの地区に臨時PCR検査センターを開設	店舗単位でのPCR検査の実施	店舗単位でのPCR検査の実施等 ①保健所又は店舗においてとりまとめて検体採取 ②PCR検査センターで検査実施
対象期間	7/23～	7/30～	①6月初旬～ ②4月下旬～
対象者	すすきの地区内の ・接待を伴う飲食店等の従業員 ・症例発生店舗の利用者 (いずれも無症状でも可)	すすきの地区内の接待を伴う飲食店等の従業員(無症状可)	陽性者発生店舗であって、クラスター発生又はその疑いがあると判断された店舗の従業員等
対象店舗数等	約3,000店舗 (人数不明)		①非公表 ②不明
検査件数	1,168件	54店舗1,301件(予定数を含む)	①非公表 ②7,675名(6月 1,266名、7月 3,770名、8月 1,698名) (接待を伴う飲食店関係者以外の受診者を含む)
陽性者数	27名	5名	①非公表 ②1,637名(6月 226名、7月 1,062名、8月 303名)
その他	数値は9/8現在	○数値は9/8現在 ○唾液による検査	○「検査スポット」は国立国際医療研究センター病院(NCGM)が運営、8月以降の「検査センター」は新宿区が運営

# アンケート結果【戦略的PCR検査等の実施①-2】

<質問項目> 「戦略的なPCR検査の一環として実施した取り組みについて教えてください。」

	名古屋市	大阪市			福岡市
取組の概要	中区独自のPCRセンターを開設	検査の受診勧奨	店舗単位の集団検査	ミナミの臨時検査場の開設	幅広く中州地区の所在する店舗を対象に、PCR検査の受診勧奨
対象期間	7/20～9/30	6/17～	7/7～9	7/16～	6/24～6/30 (受付期間)
対象者	陽性者の濃厚接触者であって、無症状もしくは軽症で医療の介入を必要としない者	夜の街従事者及び利用者	クラスター発生が懸念されるホストクラブの全	夜の街従事者・利用者及びその濃厚接触等	中州地区の「接待を伴う飲食店」約920店舗の従業員のうち希望者
対象店舗数等	不明		6店舗		
検査件数	902名		6店舗44名	5,863名	450名
陽性者数	295名 【陽性率 32.8%】		3名	926名	0名
その他	数値は9/5時点		店舗単位の集団検査以外のホストクラブ従業員の受検は別に多数あり。	数値は7/16～8/31のもの	

# アンケート結果【戦略的PCR検査等の実施①-3】

<質問項目> 「戦略的なPCR検査の一環として実施した取り組みについて教えてください。」

	豊島区		足立区	さいたま市	千葉市		
取組の概要	ホストクラブに対する集団検査	キャバクラに対する集団検査	唾液によるPCR検査の実施	店舗単位のPCR検査実施	接待を伴う飲食店に対する唾液PCR検査受診勧奨	ホストクラブに対する唾液PCR検査受診勧奨	臨時PCR検査受付窓口の設置
対象期間	周知期間 7/7, 9 申込期間 7/9～15	周知期間 7/13～15 申込期間 7/20～31	8/1, 2, 8, 9	7/15～31 ※土日祝除く	7/17～	7/17～	9/1～11/28
対象者	ホストクラブの従業員	キャバクラの従業員	竹の塚1丁目エリアの接待を伴う飲食店の従業員等のうち、濃厚接触者に該当しない無症状の方	大宮南銀座地域のキャバクラ・ホストクラブの従業員	接待を伴う飲食店の従業員	ホストクラブの従業員	接待を伴う飲食店の従業員
対象店舗数等	9店舗49名	22店舗440名 ※人数は推計	75店舗 人数不明	81店舗	約340店舗 約3,200名 (人数は試算)	20店舗 約200名 (人数は試算)	約340店舗 約3,200名 (人数は試算)
検査件数	7店舗47名 ※2店舗は休業等のため未実施	9店舗66名	44店舗220名	68店舗 563名	31店舗290名	10店舗54名	17店舗111名 (9/1～5現在)
陽性者数	0名	7名	1名	1名	4名	4名	0名
その他	臨時検査場及び契約医療機関(1か所)で対応	東京総合病院で検査実施		クラスター発生が発生した3店舗と自主検査実施済みの4店舗を除く	クラスター発生店舗は除く	クラスター発生店舗は除く	火～土 17:30～22:00

# アンケート結果【戦略的PCR検査等の実施①-4】

<質問項目> 「戦略的なPCR検査の一環として実施した取り組みについて教えてください。」

	横浜市	前橋市	浜松市	御殿場市
取組の概要	店舗単位でのPCR検査の実施	集中PCR検査の実施	唾液によるPCR検査の実施	唾液によるPCR検査の実施
対象期間	7/16～	通知 8/19, 27 検査 8/21～9/4	申込受付 8/11～21 検査 8/14～9月上旬	申請受付 8/19～23 検体受付 8/21, 24, 26, 28
対象者	横浜市内3区(神奈川区、西区、中区)	前橋市街地の接待を伴う飲食店(キャバクラ、ホスト部)	食品衛生法に基づき「飲食店営業(バー)」又は「飲食店営業(キャバレー)」の許可を受けた店舗の無症状の従業員	不安を感じている飲食店従業員
対象店舗数等	841施設	40店舗	432店舗 2,000名程度	接待を伴う飲食店 110店舗 接待を伴わない飲食店 110店舗
検査件数	7店舗 152名	22店舗200件	147店舗941名	申請 27店舗111名 検査 26店舗106名
陽性者数	9名	4名	0名	0名
その他		唾液検体のPCR検査を実施(民間検査機関に検査委託)	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗ごとにまとめてFAXで申込み</li> <li>陽性者が確認され、クラスター基準に該当した場合は店名等を公表</li> </ul>	同市は保健所設置市ではないが、市独自の取組として実施



# アンケート結果【戦略的PCR検査等の実施①-5】

<質問項目> 「戦略的なPCR検査の一環として実施した取り組みについて教えてください。」

	神戸市	山陽小野田市 (山口県)	宮崎県	那覇市
取組の概要	保健所による店舗単位の出張検査	「お酒を提供する飲食店」を対象とした検査	ドライブスルー方式のPCR検査の実施	集団PCR検査の実施
対象期間	8/20～	非公表	非公表	8/1, 2
対象者	神戸市内の酒類を提供する飲食店で、一定の要件を満たす店舗の従業員	8/25～28	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラスターが発生した可能性があるスナックを7/1以降に利用した方</li> <li>接待を伴う飲食店の従業員及び利用者</li> </ul>	松山地区におけるバー、ナイトクラブ、飲食店等従業員
対象店舗数等	約4,000店舗	61店舗	約80店舗	不明
検査件数	2店舗	54店舗190名	約200名	2,078件
陽性者数	非公表	1名	27名	86名
その他	(申込要件) 従業員が感染の疑いのある利用客に接した可能性がある場合で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>マスクなしで1m未満、15分以上接した可能性がある</li> <li>マスクをしていても利用客が咳き込むなど、飛沫感染の可能性が高い場合</li> </ul>		ドライブスルー方式で検体採取(主に唾液)、県衛生環境研究所のほか民間検査機関で検査実施	松山地区に臨時PCR検体採取センターを設置

## アンケート結果【戦略的PCR検査等の実施②】

<質問項目> 「どのようにして取組の周知を図ったか教えてください。」

- 対象店舗に向けた啓発ポスターの作成、**ポスティング**(複数団体)
- 各種関係者による**対象店舗への個別訪問**(複数団体)
- 建築物衛生法、風営法等に基づく**立入検査の際**、対象店舗の合意の下、**併せて情報提供や協力要請を実施**(複数団体)
- フィリピンパブが多いため、検査場の案内やリーフレットはタガログ語のものも準備
- 同報無線、ホームページ、**SNSを通じて呼びかけ**
- **歓楽街事業者との連絡会、勉強会の開催**
- 店舗の代表者を通じた従業員への周知
- 受診者からの**口コミ**
- 関係団体と連携した周知啓発等(例: 社交飲食業生活衛生同業組合をはじめとする**各事業者団体を通じたチラシの配布**)
- **地元商店街が自主的に感染症対策や店舗単位の集団検査の周知活動を実施**

## アンケート結果【戦略的PCR検査の実施③】

<質問項目> 「取組を継続・発展する上で、何が課題となっていますか。」

- 保健所・PCR検査センターにおける人員確保、地域住民からの理解が課題(複数団体)
- 感染拡大防止対策に取り組んでいる店舗とそうでない店舗と差をつける等、モチベーションを維持させるための行政側の工夫が必要
- 勤務形態を考慮し、移動式検体採取車両を夜間の繁華街に派遣するなど、受診しやすい環境整備が必要
- プール方式の基準や無症状者への抗原検査の適用等、一定の指針を国において示していただきたい
- 検査能力の限界から、幅広く実施するには一定の準備期間が必要
- 医師などの医療スタッフ、問診する保健師、会場運営・予約調整・事業調整など行う事務職員、警備・誘導スタッフなど多くの人員が必要となり、継続的な人員確保が困難(複数団体)
- 臨時検査場を設置するためには、その都度検査場の確保・利用調整を行う必要がある
- 検査を強制する権限もないため、「検査を受けたくない」という層に対しての実効性に欠ける。また、そのことが他の受診積極派から不公平感や不安感の一因となっている。
- 対象店舗の網羅的な特定が困難
- 感染者への誹謗中傷、SNS等での風評被害
- 医師会(診療所)の協力
- 過剰な取材対応
- 大規模なPCR検査を実施するに当たっては、事前に専用相談窓口の設置が必要

## アンケート結果【戦略的PCR検査の実施④】

<質問項目> 「感染が落ち着いた後も継続、又は新たに取り組む予定の取組について教えてください。」  
「感染が落ち着いた後も行うべき、又は行うことが望ましい取組について教えてください。」  
「国、都道府県、専門家に対する要望等を自由に記入してください。」

- 感染拡大予防策における**専門家による助言**(必要に応じて、**個別の店舗に対する介入と助言**)(複数団体)
- パーキングスルー方式による検査センター開設場所の確保
- **繁華街に対する偏見の解消**への取組
- 商店街やその組合と**コロナ対策に関する情報共有・情報交換の場**を設けること
- **外国人コミュニティ対策**(外国人が地域で安心して住むことができるような取組)
- 症状がなくとも**気軽に相談できるような相談窓口**の創設(複数団体)
- カトリック教会など、フィリピンの方が集まる場所での**集団健康教育**や**感染予防研修**などの実施
- 「Smart Amp」を用いた**訪問型検査体制**づくり
- 必要時には**誰でも検査を受けることができる体制**づくり
- 今後のインフルエンザ流行に備えた**医療体制の整備**
- **患者の人権への配慮**
- 接待を伴う飲食店の業界に合った**コロナ対策の専門的知見の共有が必要**
- **ドライブスルー方式の臨時検査場**などで迅速に検査が行えるよう、**唾液による簡易抗原定性検査キットの早期承認**
- 一保健所で、**大規模なPCR検査と陽性者対応を同時に実施していくことは、人間的にも時間的にも非常に困難**(複数団体)

## Ⅱ．休業・営業時間短縮要請

### WGメンバー5自治体

(北海道/すすきの、東京都/歌舞伎町、愛知県/栄・錦、大阪府/ミナミ、福岡県/中州)

及び

### その他の7自治体

(埼玉県、千葉県、福井県、山梨県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

# アンケート結果【休業・営業時間短縮要請①-1】

＜質問項目＞ 「特措法24条9項に基づく休業要請・営業時間短縮要請について教えてください。」  
 「当該要請に協力した事業者への協力金等について教えてください」

	北海道	東京都	愛知県		大阪府		福岡県		
要請内容		営業時間短縮 (5時～22時)	営業時間短縮 (5時～20時)	休業	営業時間短縮 (5時～20時)	休業	休業		
対象施設・業種等	実施 せず	・酒類を提供する 飲食店 ・カラオケ店	<ul style="list-style-type: none"> <li>接待を伴う飲食店</li> <li>特措法対象(※1)の酒類を提供する飲食店・カラオケ店</li> <li>その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等)(※2)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>接待を伴う飲食店</li> <li>特措法対象(※1)の酒類を提供する飲食店・カラオケ店</li> <li>その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等)(※2)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>接待を伴う飲食店</li> <li>ライブハウス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>接待を伴う飲食店</li> <li>特措法対象(※1)の酒類の提供を伴う飲食店・カラオケ店のうち、ガイドライン非遵守店</li> </ul>	
対象地域			8/3～31 都内全域 9/1～15 23区	ガイドライン 遵守店	ガイドライン 非遵守店	ガイドライン 遵守店	ガイドライン 非遵守店	北九州市内	福岡市内
対象期間				名古屋市中区栄・錦地区		大阪ミナミ地区のうち、長堀通、千日前通、御堂筋、堺筋に囲まれた区域(※3)			
対象規模				8/5～24		8/6～20		6/1～18	8/8～21
協力金等の支給有無		不明	約3,500施設		不明		不明	不明	
		支給あり	支給あり		支給あり	支給なし	支給あり	支給なし	
		8/3～31 20万円 9/1～15 15万円	1万円/日 (最大20万円)		2万円/日 (最大30万円)		家賃の1割		

※1 特措法施行令第11条第1項に掲げる施設

※2 営業時間短縮要請のみ

※3 心齋橋筋1・2、東心齋橋1・2、宗右衛門町・道頓堀1の一部、千日前1、日本橋1の一部、難波1

# アンケート結果【休業・営業時間短縮要請①-2】

<質問項目> 「特措法24条9項に基づく休業要請・営業時間短縮要請について教えてください。」  
 「当該要請に協力した事業者への協力金等について教えてください」

	埼玉県	千葉県	福井県	山梨県
要請内容	施設の使用停止	休業	営業時間短縮 (昼間(6時～18時)の休業)	休業
対象施設・業種等	接待を伴う飲食店のうち、ガイドライン未遵守店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>接待を伴う飲食店</li> <li>カラオケ店のうち、ガイドライン未遵守店舗</li> </ul>	カラオケを伴う飲食店 (カラオケボックスを除く)	下記のうち、ガイドラインを遵守しているものとして個別に要請を解除した施設等以外 劇場等、集会・展示施設、大規模集客施設、ホテル旅館、屋内運動施設、遊技施設、遊興施設、学習塾等
対象地域	県全域	県全域	福井・丹南地区	県全域
対象期間	7/13～	8/8～	8/28～9/10	4/20～9/30
対象規模	不明	不明	約100店舗	不明
協力金等の支給有無	支給なし	支給なし	支給あり  1万円/日 ※1週間以上連続で休業した場合、5万円加算	支給なし

# アンケート結果【休業・営業時間短縮要請①-3】

<質問項目> 「特措法24条9項に基づく休業要請・営業時間短縮要請について教えてください。」  
 「当該要請に協力した事業者への協力金等について教えてください」

	宮崎県		鹿児島県	沖縄県	
要請内容	営業時間短縮 (5時～20時)	休業	休業	営業時間短縮 (5時～22時)	休業
対象施設・業種等	接待を伴う飲食店	その他の食事提供施設(持ち帰りや宅配を除く)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブのうち、接待を伴う飲食店	飲食店	接待・接触を伴う遊興施設
対象地域	7/28～8/16 西都市・児湯郡圏域		県全域	那覇市内	8/1～15 那覇市松山地区
対象期間	8/1～8/15 県全域		7/8～21	8/1～15	8/7～20 宮古島市平良西里・平良下里、石垣市美崎町
対象規模	約3,000店舗	約10,000店舗	不明	2,781店舗(※)	那覇市松山地区 378店舗 宮古島市 177店舗 石垣市 120店舗
協力金等の支給有無	支給あり 休業要請等協力金 10万円 感染防止対策支援金 5万円	支給あり 休業要請等協力金 5万円 感染防止対策支援金 5万円	支給あり 中小企業等 20万円 個人事業主 10万円	支給あり 10万円	支給あり 20万円

※ 松山地区の遊興施設を除く



## アンケート結果【休業・営業時間短縮要請②】

<質問項目> 「当該要請について、何が課題となっていますか。」 「国、都道府県、専門家に対する要望等を自由に記入してください。」

### 【課題】

- 要請の**効果・影響の把握・評価が困難**
- 要請に従わない**店舗の把握が困難**(複数団体)
- 現地確認や実施状況の把握のための**人的負担が大きい**
- 要請内容が都道府県により異なる

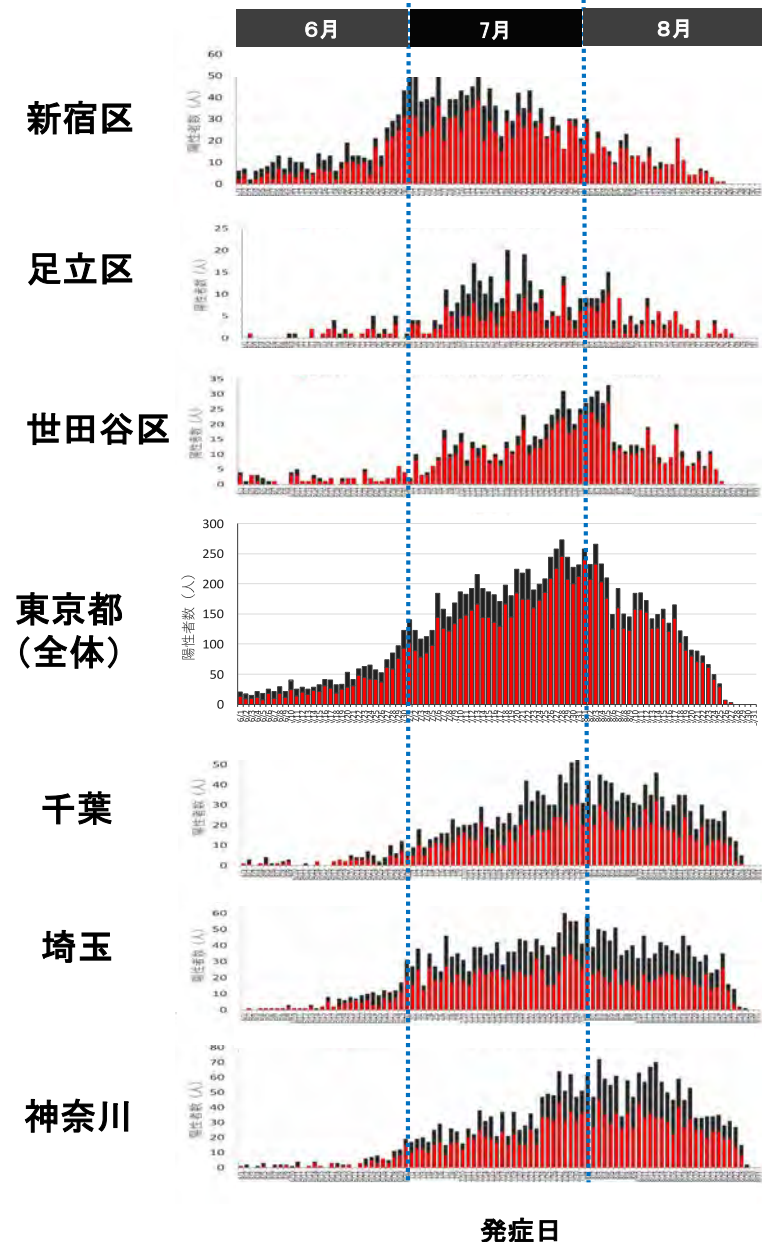
### 【国等に対する要望】

- 要請の実効性確保(**法的強制力の付与**、従わない事業者の**営業停止**、**罰則規定**、**立入権限**、**補償金・協力金**の制度化 等)(複数団体)
- 要請に従った事業者に対する**補償金や協力金のための財政的支援**(国による**財源措置**、**地方創生臨時交付金の増額** 等)(複数団体)
- **感染リスクの高い場面や行動のデータ**を明らかにしてほしい

# 大都市における感染状況等について

押谷仁構成員  
提出資料

図1 東京都と首都圏3県の陽性例の流行曲線 2020年6月～8月



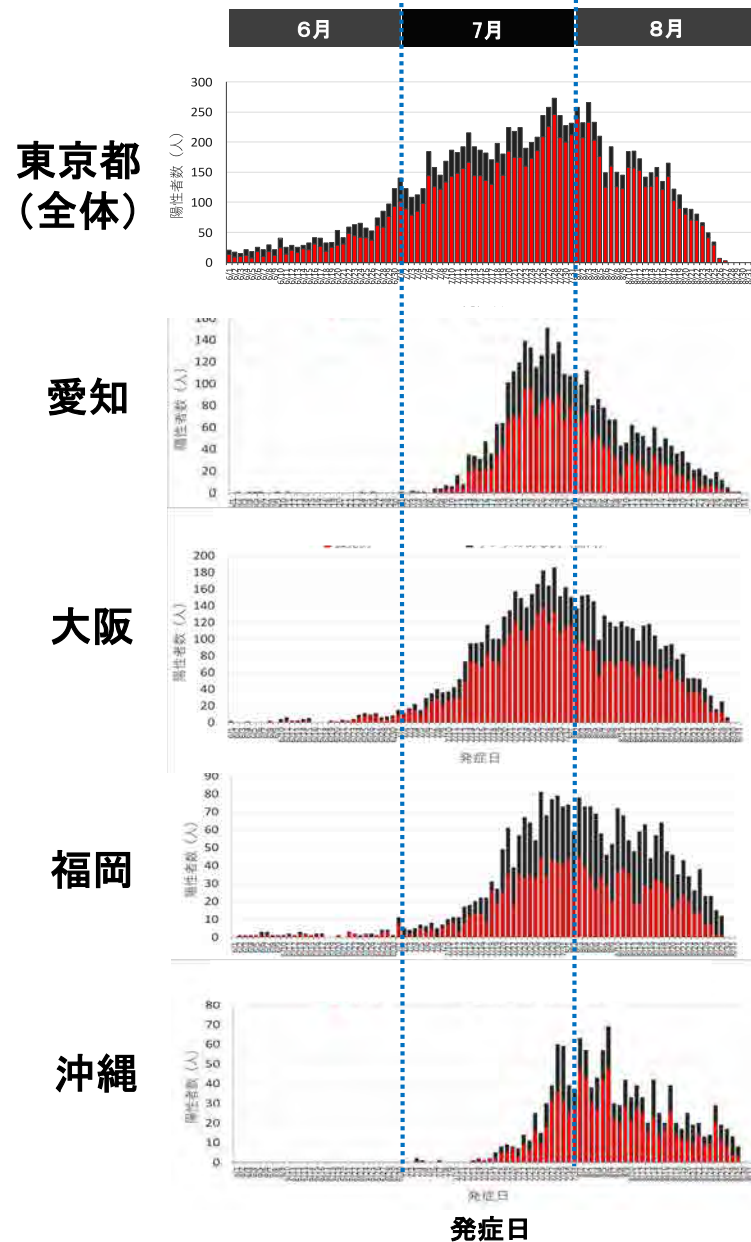
■ リンクのある例  
 ■ 孤発例またはリンク不明例

6月初旬に陽性者数が10症例前後で推移していた新宿区で、6月末に増加傾向を認め、7月中旬に頭打ちとなり、その後漸減した。

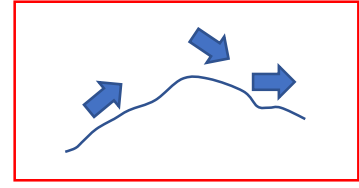
足立区では7月症例数が増加し、7月以降半よりやや減少傾向。世田谷区では7月上旬に増加し、中旬から後半にかけてさらに上昇している。8月中旬の発症日のデータは、9月1日現在まだ十分に報告まで至っていない可能性がある。

千葉、埼玉、神奈川では6月後半より徐々に陽性者数が増加し、7月末にピークがあったように見える。千葉、埼玉は8月上旬より減少、神奈川では高止まりのまま推移している。

図2 都府県別陽性例の流行曲線 2020年6月～8月



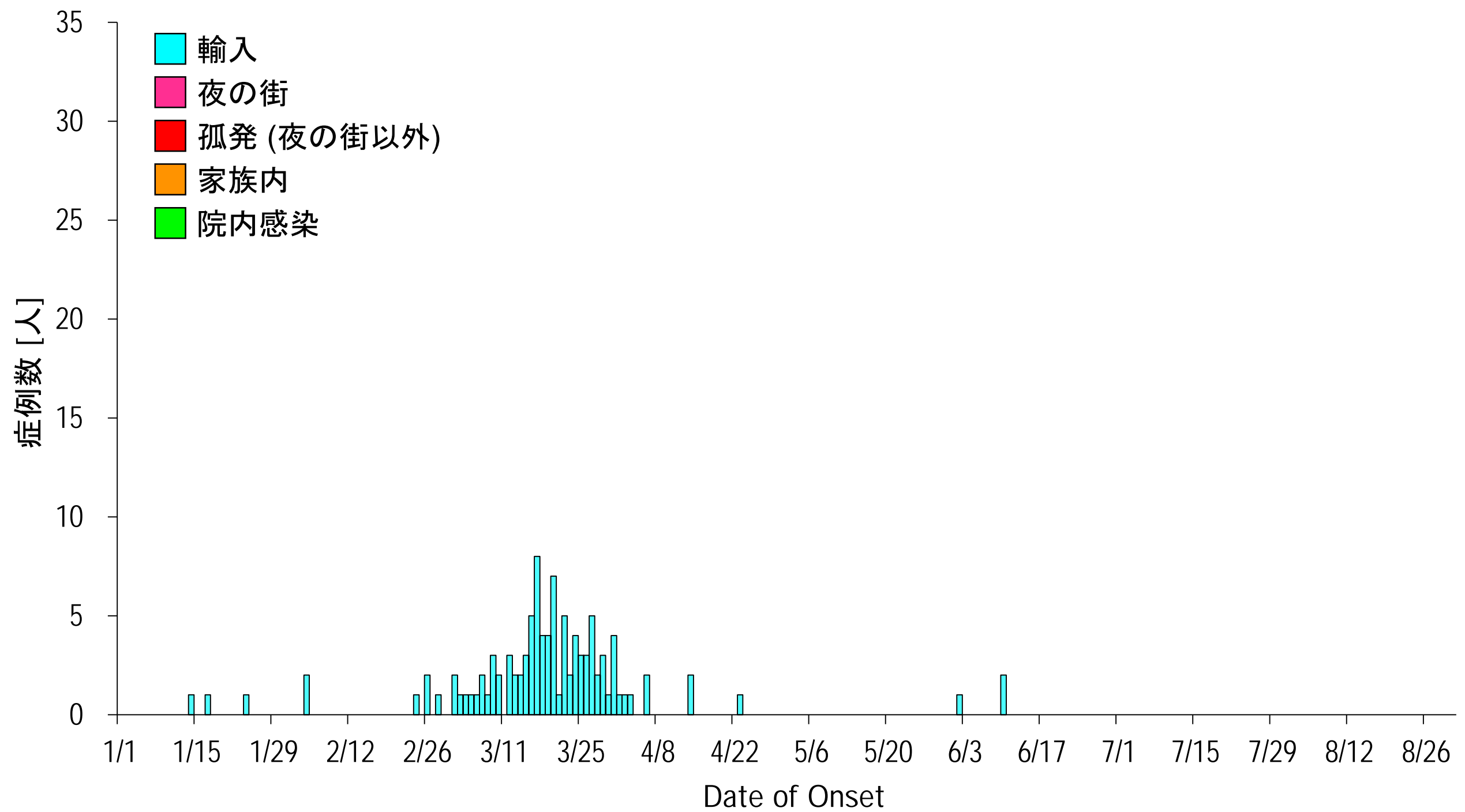
■ リンクのある例  
■ 孤発例またはリンク不明例

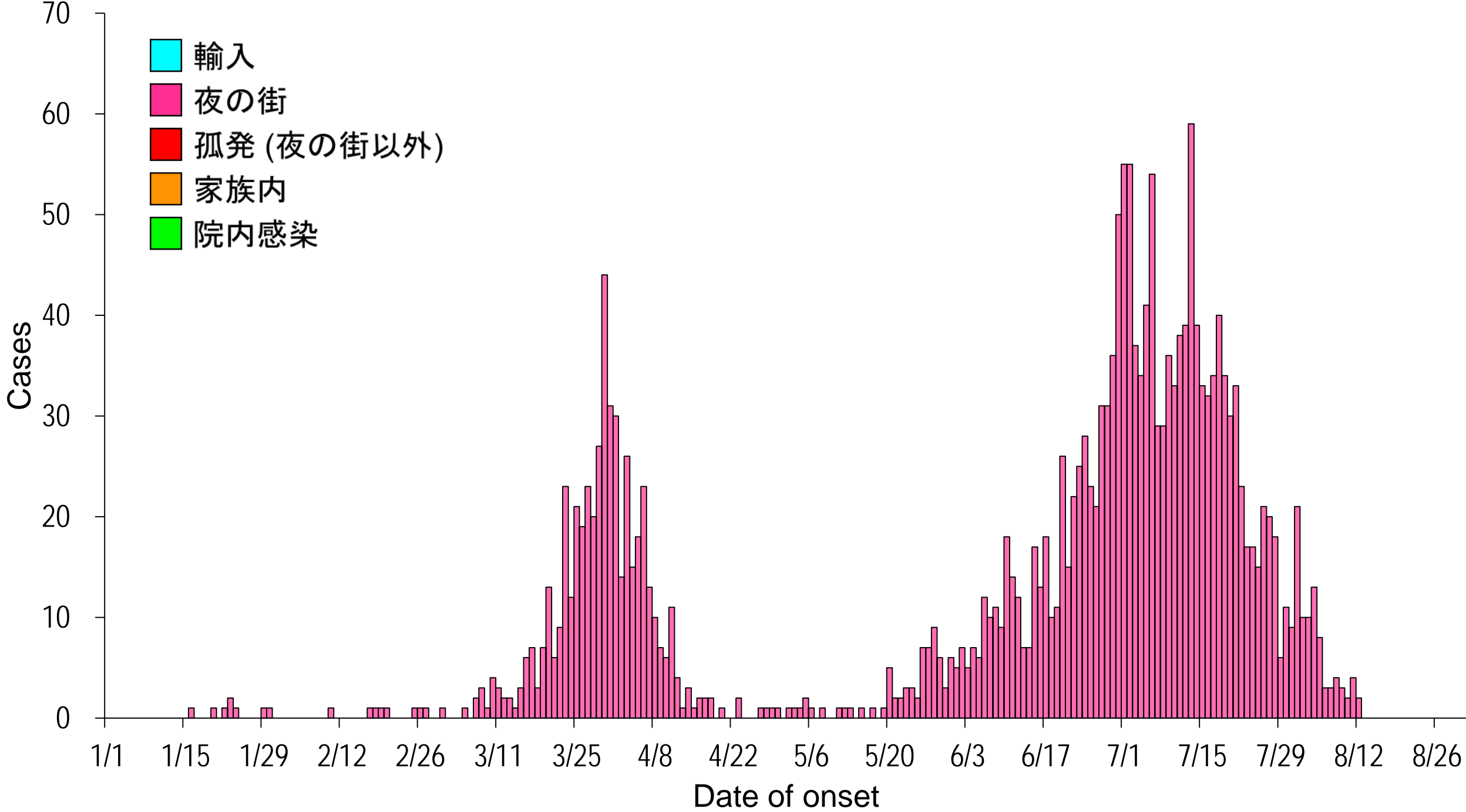


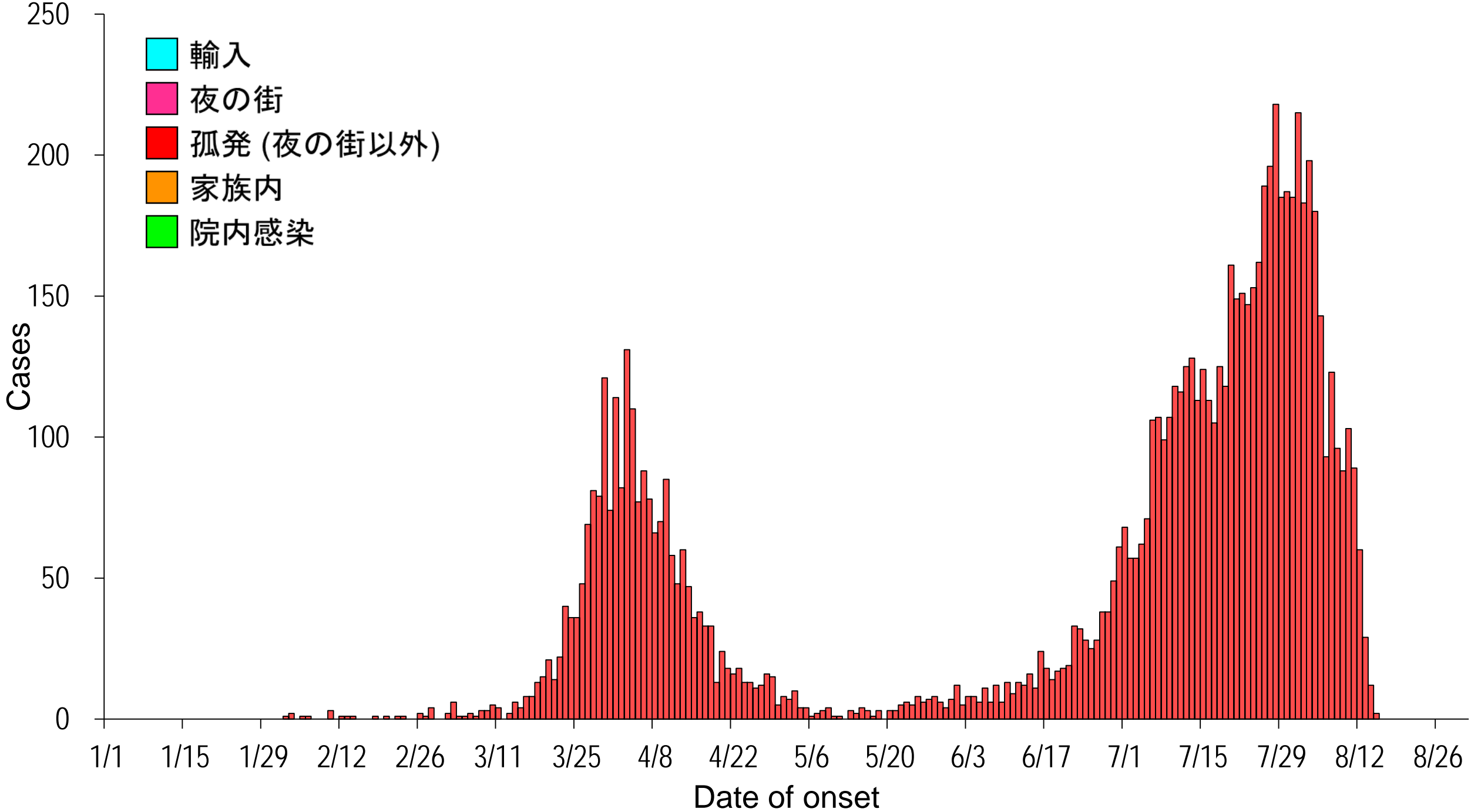
徐々に立ち上がった首都圏に対し、愛知県では比較的立ち上がりが急峻であった。

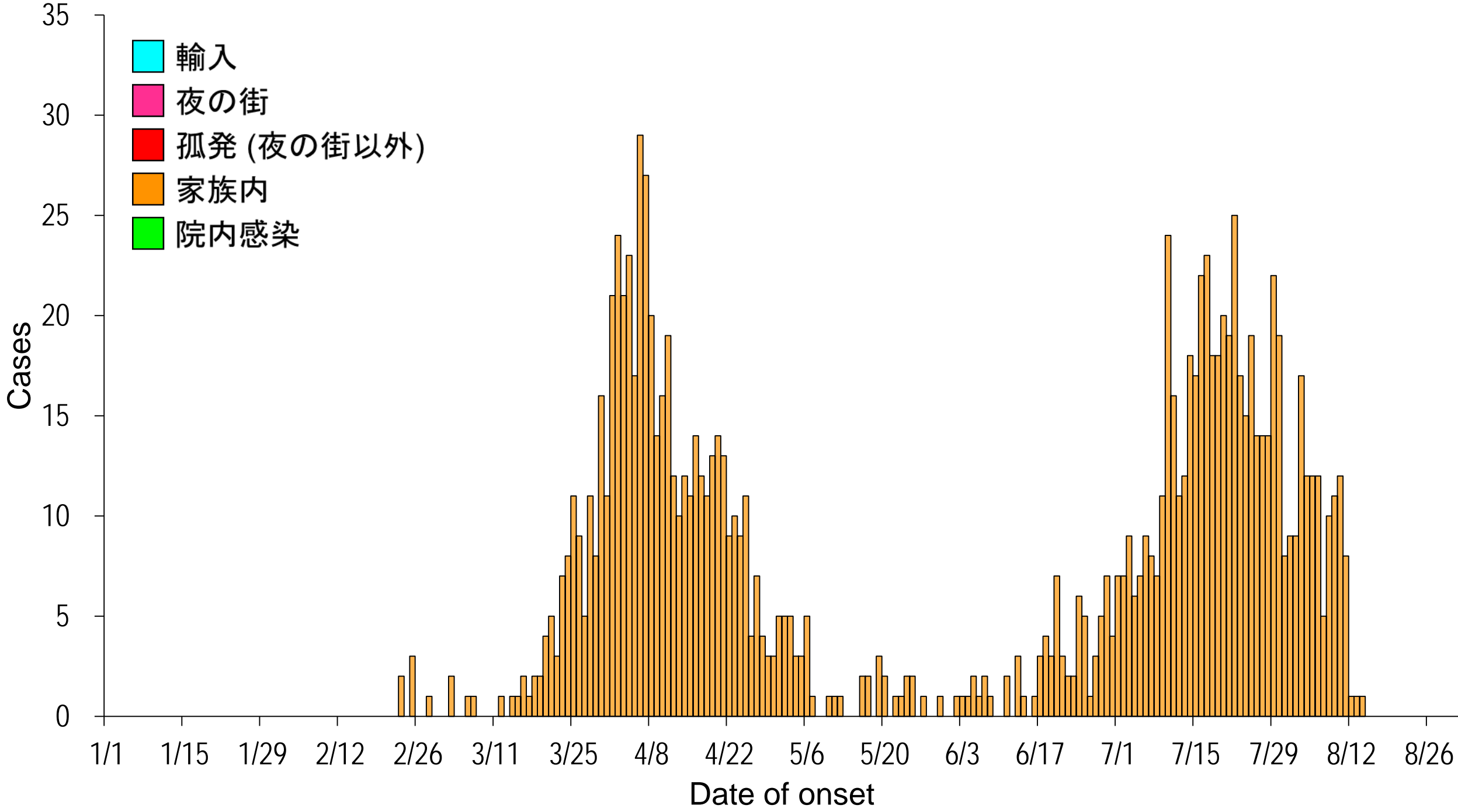
関東圏、愛知、大阪では7月末にピークがあったが、福岡、大阪では8月第一週にずれ込んでいる。

8月第二週では第一週目に比べて減少傾向が鈍化している。

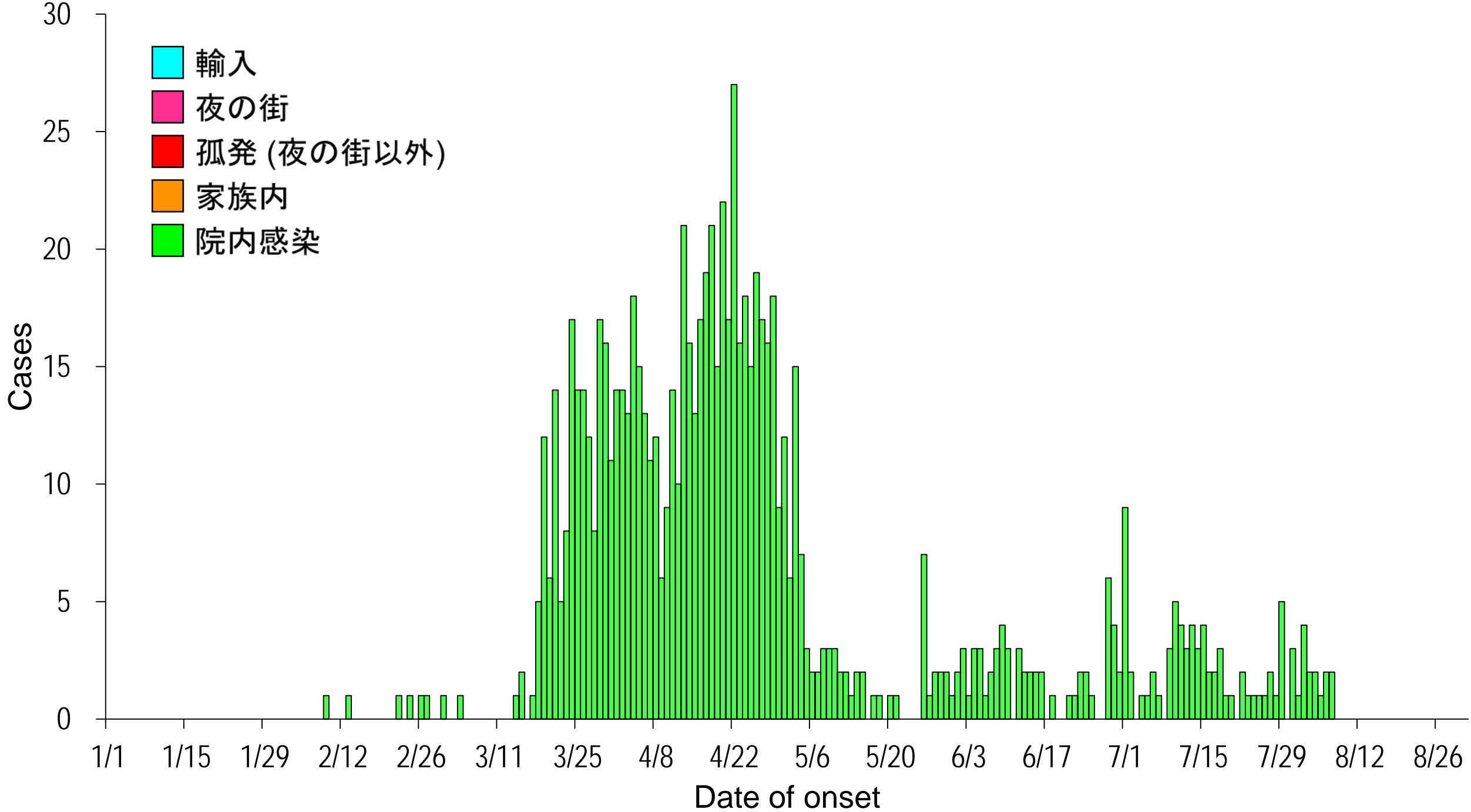






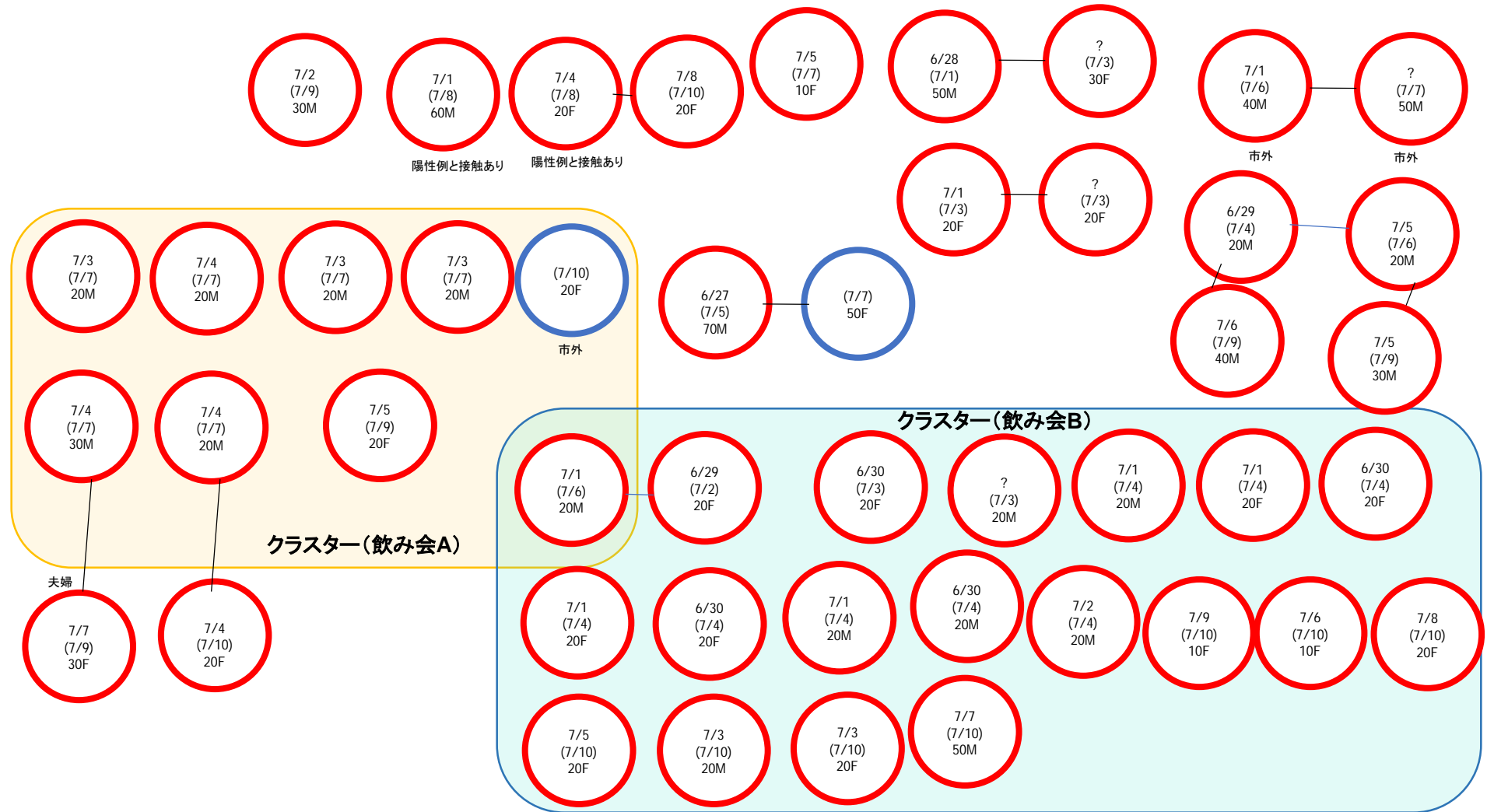








# 自治体での感染発生状況（イメージ②）



# 自治体での感染発生状況（イメージ③）



# 自治体での感染発生状況（イメージ③続き）



# 大都市の歓楽街対策の経緯

# 北海道における歓楽街対策の経緯

①6/ 1(月) 飲食店等へのガイドライン遵守要請（24条9項に基づかない要請）

②7/ 9(水) 西村大臣と全国知事会幹部との会談

○チェックシートやステッカーの普及促進、従業員等に対する幅広い受診勧奨  
○ガイドライン遵守徹底等を要請するよう呼びかけ

③7/10~8/31 「新型コロナウイルス注意報」

○すすきの地区の接待を伴う飲食店2店舗ではクラスターが発生したことを受け、石狩振興局（札幌市等）を対象に「新型コロナウイルス注意報」発令

④7/16(木) 第2回分科会

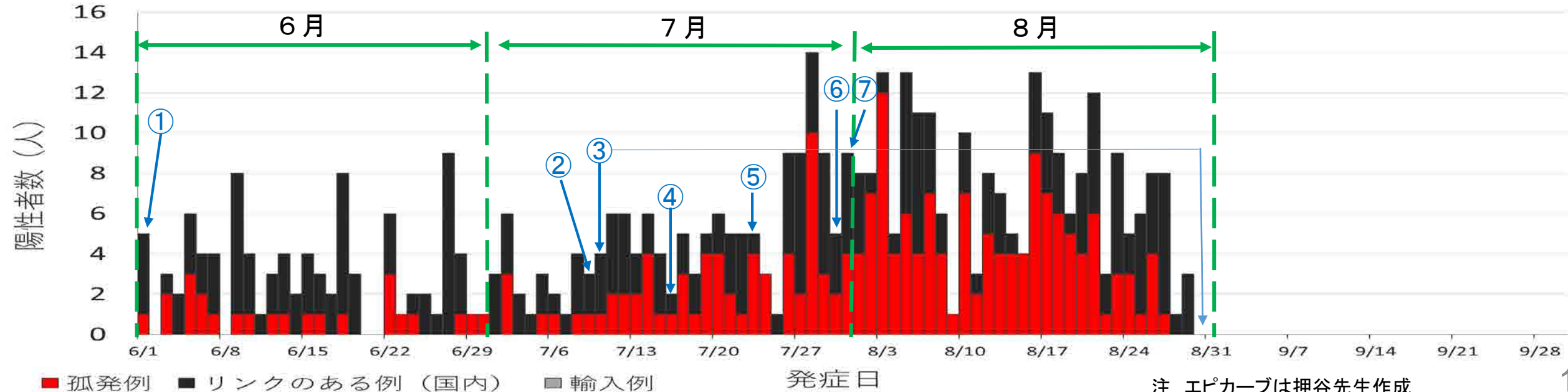
「今後実施すべき対策」を決定、特措法24条9項に基づく対策をとるよう都道府県知事に要請

⑤7/23(祝) すすきの地区に臨時PCR検査センターを設置

⑥7/30(木) すすきの地区の接待を伴う飲食店等の従業員に対する集団検査の開始

⑦7/31(金) 感染拡大地域への往来については慎重な判断を要請(24条9項に基づかない独自の要請)

## 北海道



# 東京都・新宿区における歓楽街対策の経緯

①5/29(金) 都知事から、夜の繁華街への外出について注意喚起

②6/6(土) 緊急事態宣言解除後、歌舞伎町における初のクラスター発表(ホストクラブ、陽性名12名)

③6/7(日)

○意見交換(西村大臣、新宿区長)  
○意見交換(西村大臣、都知事、警視庁生活安全部長、尾身先生)

→取組方策を都に提案

- ・関係機関等との情報共有
- ・感染発生店舗の地区名公表
- ・ガイドライン策定と実践促進
- ・接待を伴うクラブ等の従業員に対する検査の受診勧奨
- ・自治体職員による夜回りの実践

○夜の繁華街への外出について都知事から注意喚起

⑤7/4(土) 意見交換(西村大臣、都知事、新宿区長、豊島区長)  
→豊島区への横展開

⑥7/10(金) 意見交換(西村大臣、都知事、新宿区長、豊島区長等)

→3本柱の対策を発表

- ・戦略的なPCR検査の実施
- ・メリハリの効いた感染防止対策
- ・保健所機能の強化

⑦7/16(木) 第2回分科会において「今後実施すべき対策」を決定  
特措法24条9項に基づく対策を要請

⑧7/16(木) 都が特措法24条9項に基づき、事業者にガイドライン遵守を、  
利用者にガイドライン非遵守店の利用自粛を要請

⑨7/17(金) 1都3県知事とのテレビ会議 →「共同メッセージ」発表

- 特措法24条9項に基づき、
- ・「接待を伴う飲食店」や「その他の酒類の提供を行う飲食店」のガイドライン遵守徹底
- ・ガイドラインを遵守していない上記店舗の利用自粛

⑩7/20~21 「繁華街新型コロナウイルス感染拡大防止キャンペーン」を実施、約300店舗に感染防止策の徹底を依頼

⑪7/22(水) 都が「都民へのメッセージ」を発出し、不要不急の外出自粛を要請

⑫7/24(祝) 風営法に基づく立入検査に合わせて、感染防止策に関する情報提供を実施(新宿・池袋)

⑬7/30(木) 都が感染拡大特別警報発出  
・営業時間短縮要請  
・夜間の繁華街への外出自粛要請

⑭8/27(木) (23区内のみ)営業時間短縮要請延長

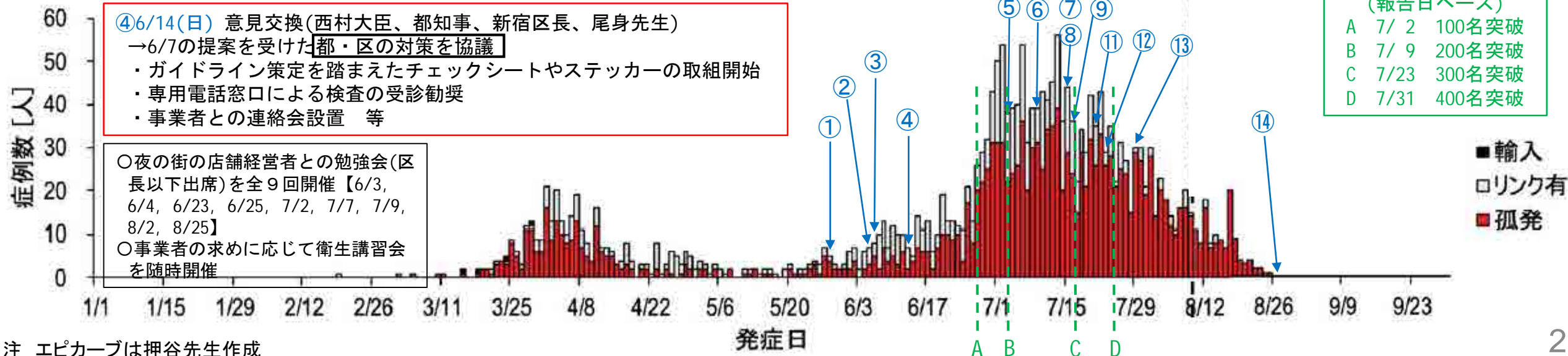
④6/14(日) 意見交換(西村大臣、都知事、新宿区長、尾身先生)  
→6/7の提案を受けた都・区の対策を協議

- ・ガイドライン策定を踏まえたチェックシートやステッカーの取組開始
- ・専用電話窓口による検査の受診勧奨
- ・事業者との連絡会設置 等

○夜の街の店舗経営者との勉強会(区長以下出席)を全9回開催【6/3, 6/4, 6/23, 6/25, 7/2, 7/7, 7/9, 8/2, 8/25】  
○事業者の求めに応じて衛生講習会を随時開催

<新規感染者数>  
(報告日ベース)

A	7/ 2	100名突破
B	7/ 9	200名突破
C	7/23	300名突破
D	7/31	400名突破



注 エピカーブは押谷先生作成



# 愛知県における歓楽街対策の経緯

①7/ 9(水) 西村大臣と全国知事会幹部との会談  
 ○チェックシートやステッカーの普及促進、従業員等に対する幅広い受診勧奨  
 ○ガイドライン遵守徹底 等を要請するよう呼びかけ

②7/16(木) 第2回分科会  
 「今後実施すべき対策」を決定、特措法24条9項に基づく対策をとるよう都道府県知事に要請

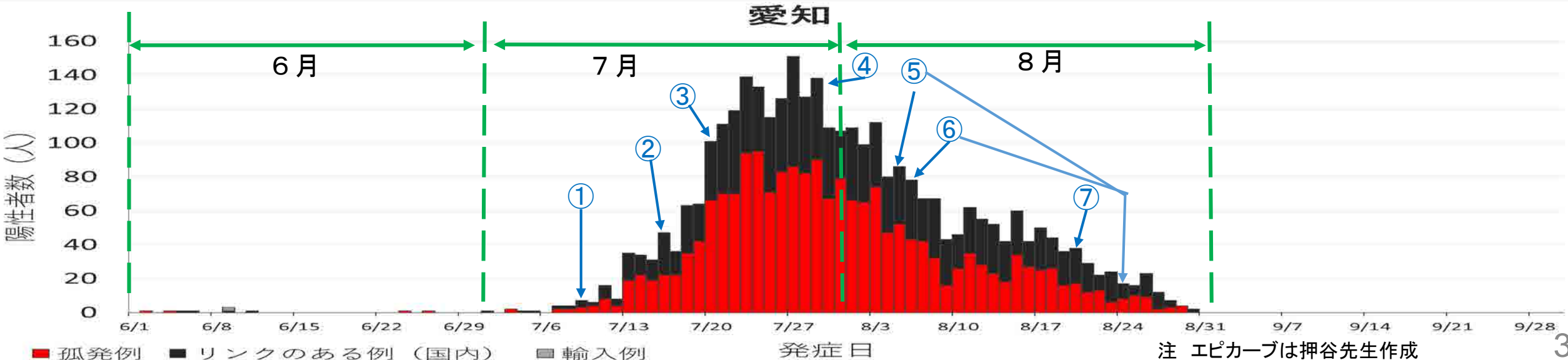
③7/20 中区独自のPCR検査センター開設  
 陽性者の濃厚接触者であって、無症状もしくは軽症で医療の介入を必要としない者が対象（～9/30）

④7/29 特措法24条9項に基づく要請  
 ・事業者に対してガイドライン遵守・ステッカー掲示  
 ・利用者はステッカー掲示店を利用  
 ・首都圏への不要不急の移動自粛 等を要請

⑤8/5 特措法24条9項に基づく休業・営業時間短縮要請（～8/24）  
 ・ガイドラインを遵守するステッカー掲示店には営業時間の短縮（5時～20時）  
 ・ガイドライン非遵守店には休業をそれぞれ要請

⑥8/6 「愛知県緊急事態宣言」の発出（～8/24）  
 ・不要不急の行動自粛・行動の変容  
 ・お盆休み期間中の不要不急の行動自粛  
 ・県をまたぐ不要不急の移動自粛  
 ・感染防止対策の徹底 等を要請

⑦8/20 西村大臣と大村知事とのテレビ会議  
 意見交換を実施



# 大阪府における歓楽街対策の経緯

①7/ 9(水) 西村大臣と全国知事会幹部との会談  
 ○チェックシートやステッカーの普及促進、従業員等に対する幅広い受診勧奨  
 ○ガイドライン遵守徹底 等を要請するよう呼びかけ

②7/12(日) イエローステージを宣言、以下を要請(~7/31)  
 ○3密回避、ステッカー未貼付の夜の街のお店の利用自粛 等  
 ○ガイドライン遵守、ステッカー導入、(高齢者施設)徹底した感染防止対策の実施、(夜の街関連施設)従業員に少しでも症状がある場合は検査受診 等

③7/15(水) 西村大臣と吉村府知事との会談  
 西村大臣から吉村府知事に対し、特措法24条9項に基づく対策をとるよう要請

④7/16(木) ミナミに臨時PCR検査場を設置

⑤7/16(木) 第2回分科会  
 「今後実施すべき対策」を決定、特措法24条9項に基づく対策をとるよう都道府県知事に要請

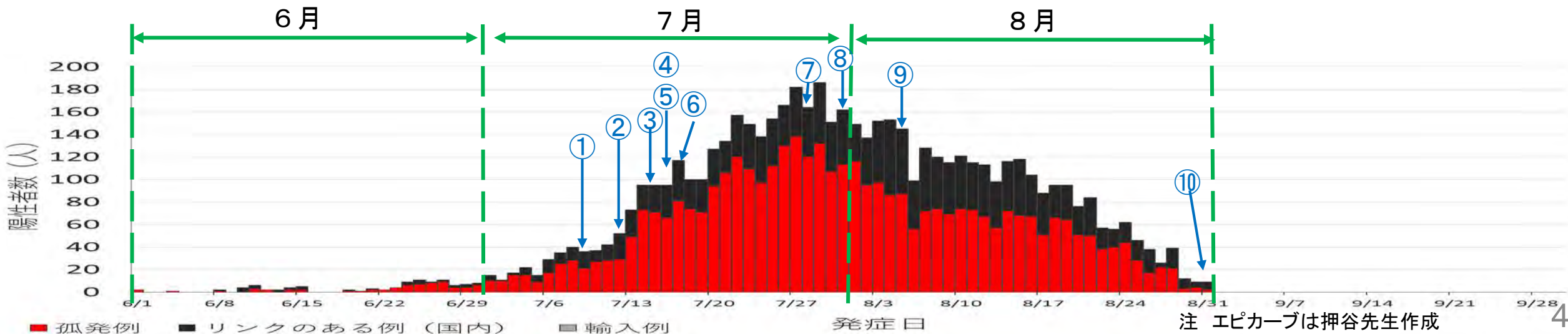
⑥7/17(金) ミナミの接待を伴う飲食店9店舗に対し、大阪府警が風営法に基づく立入検査を実施、併せて感染防止策についても情報提供を実施

⑦7/28(火) イエローステージ1を宣言、以下を要請(8/1~8/20)  
 ○5人以上の宴会・飲み会の回避  
 ○テレワーク70%の推進、体調の悪い方は出勤させない 等

⑧7/31(金) イエローステージ2を宣言、以下を要請(8/6~20)  
 ○ミナミ地区の一部地域に所在する店舗のうち、  
 ・ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店・カラオケ店(特措法の対象)に対しては休業を要請  
 ・ガイドラインを遵守している接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店・カラオケ店(特措法の対象外を含む)に対しては営業時間短縮(朝5時~夜8時)を要請

⑨8/5(水) ミナミで感染防止宣言ステッカー未貼付の25店舗を個別訪問し、普及啓発活動を実施

⑩8/31(月) イエローステージ1を宣言、以下を要請(9/1~18)  
 ○多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会の自粛を要請



# 福岡県における歓楽街対策の経緯

## ①6/24 (水) ~6/30(火) 集団検査

○中洲地区の「接待を伴う飲食店」920店舗に対し、PCR検査受診を呼びかけ  
→7/17までに450名がPCR検査を受診（陽性者0名）

## ②7/ 9(水) 西村大臣と全国知事会幹部との会談

○チェックシートやステッカーの普及促進、従業員等に対する幅広い受診勧奨  
○ガイドライン遵守徹底 等を要請するよう呼びかけ

## ③7/16(木) 第2回分科会

「今後実施すべき対策」を決定、特措法24条9項に基づく対策をとるよう都道府県知事に要請

## ④7/28 (火) 立入検査

○中洲地区にて、福岡県警が風営法に基づく立入検査を実施、併せて県職員が感染防止策についても情報提供を実施

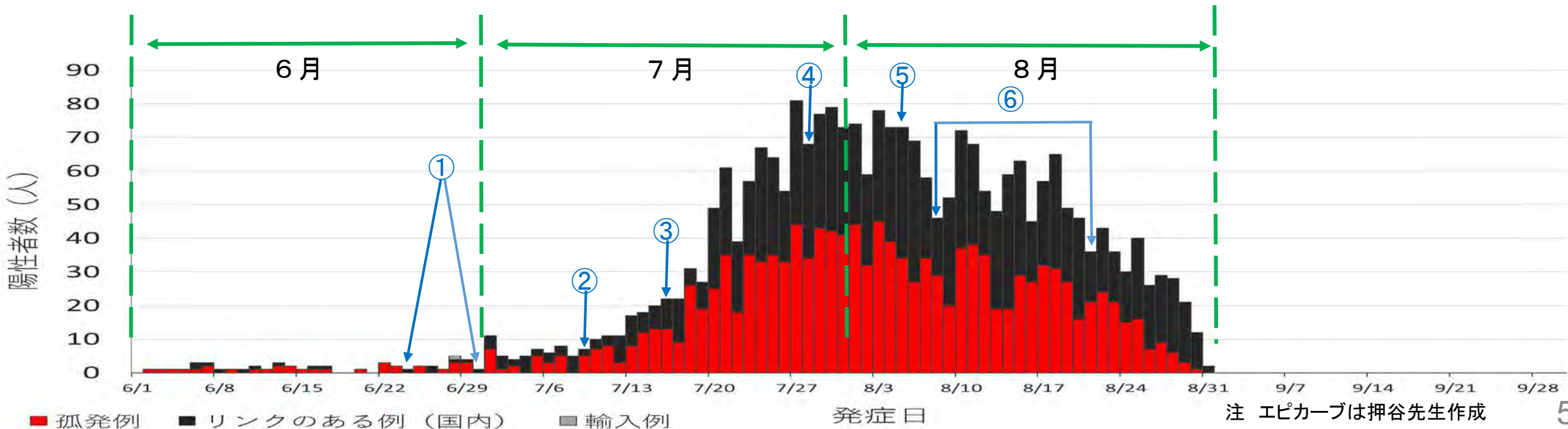
## ⑤8/5 (水) ~ 特措法24条9項に基づく要請

県内全域に対して下記要請

- 接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ店はガイドラインを遵守
- 上記店舗のうちガイドラインを遵守していない店の利用を自粛
- 若い世代は、家庭内感染などにより高齢者など重症化しやすい人に感染を広げないように慎重に行動
- 大人数での会食については、感染防止対策の徹底が図れないときは控える
- 通所介護（デイサービス）施設は、発熱等が認められる場合は利用を控える

## ⑥8/8 (土) ~8/21 (金) 特措法第24条第9項に基づく要請(休業要請)

○福岡市内の接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店・カラオケ店（特措法の対象）で、ガイドラインを遵守していない店舗に対し休業要請



# 「夜の街」 対策について

- ※ 7月10日に国、東京都、新宿区、豊島区、専門家による意見交換を行い、取りまとめた。

# 現 状

① **新規感染者は20代、30代**の割合が **7割**

② **PCR検査陽性率は5%** (4月のピーク時は32%)

検査数も大幅増

4月ピーク時は約900件⇒現在は約3000件

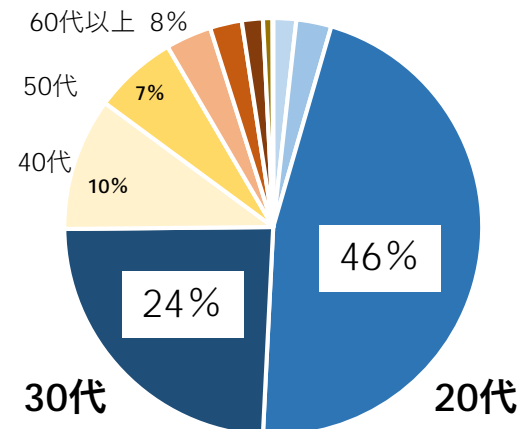
③ 感染者の多くは **「夜の街」** に関連

④ **医療提供体制** は余力があるものの更に強化

重症者は少ない (6名) ※ピーク時は105人

死亡者は2週間ゼロ

東京都の感染者の年代別割合  
(6月1日からの合計)



# 3つの懸念

しかし・・・

PCR検査が増加していることから新規感染者が増加している側面もあるが、実際に孤発例の増加や地方での感染も見られる

## ① 他の「夜の街」への感染拡大の可能性

**夜の街** ⇒ 他の「夜の街」  
従業員

## ② 友人との飲み会・コンパ・会食での感染拡大

三密回避は対策の基本

**自分** ⇒ 友人 ⇒ **家庭** ⇒ 病院・高齢者施設  
親

## ③ 中高年への感染拡大

**夜の街** ⇒ **家庭** ⇒ 病院・高齢者施設  
客 親

重症者が増大する可能性

## 3つの対策

戦略的なPCR検査等の実施

メリハリの効いた感染防止対策

保健所機能の強化

# 戦略的なPCR検査等の実施

**「夜の街」などで集中的に実施し、ウイルスを封じ込め。**

- 感染可能性の高い場所において**幅広く検査を実施**  
(陽性者が出ていない店舗の従業員も対象に)
- 幅広く検査の受診を呼び掛ける

**陽性者が増える場合に備え、十分な受け皿を確保。**

- 中等症の病床数をレベル2の2700床を確保するとともに、ホテル等の宿泊療養施設を新たに2箇所開設し区部2、多摩1を確保（重症用病床は現在の100床を維持）



# メリハリの効いた感染防止対策

～「夜の街」におけるガイドラインの徹底～

安心して訪れることができる街をつくるため、

## 事業者の皆様に対して協力を要請。

- 従業員の生活・健康も守るためにも、**ガイドラインの遵守**について区市町村と連携し広報を強化、**持続化補助金**（最大200万円）の活用の周知（※事業者との協働が大前提。状況に応じて、特措法24条9項に基づく要請も検討）
- 「チェックシート」や「**感染拡大防止徹底宣言ステッカー**」の普及促進
- 万が一、発生した場合は、区が協力金を支払い休業を要請（都が財政的支援）

安心してお店を利用し、自らが感染を拡大させないため、

## 利用者の皆様に対して協力を要請。

- ガイドラインを遵守していないバー・クラブ等の接待を伴う飲食店等を**利用しない**ことを**要請**（※事業者との協働が大前提。状況に応じて、特措法24条9項に基づく要請も検討）
- 「**接触確認アプリ(COCoA)**」「**東京版新型コロナ見守りサービス**」「**東京都新型コロナ相談・情報提供サービス**（もしサポ@東京）」の推奨（利用者・従業員など）

# 保健所機能の強化

## ～効果的なクラスター対策～

### クラスター対策の要となる保健所の体制を強化。

- 保健師等や事務サポートをする要員の増員
- 既存の保健所を補完する「夜の街」対策の新たな拠点を設置
- 国から感染拡大地域へ人的支援  
(大学や学会と連携し保健師などを派遣)
- 保健師派遣に関する都道府県の広域調整を検討

# 我々からの約束と **3**つのメッセージ

国・自治体・専門家はワンチームで  
「3つの対策」を実行

- **自分たちの未来を守る**ため、体調が悪い場合は **すぐに連絡・相談**  
**すぐに受診・検査**  
受診相談は、各保健所に  
夜間、土日休日は、**03-5320-4592**に
- コロナウイルスは 「一度戦った敵」 **大切な人を守るためにも自分を守る**  
4月・5月の経験を生かして、もう一度 **「3密回避」と「人と人との距離」**  
4つの基本 **「手洗い・マスク・消毒・換気」**を徹底
- **自分たちの地域を守る**ため、事業者・住民・行政が手を組んで **「安心な街づくり」**  
もう一度、安全・安心な事業実施のため **「検温・名簿作成・接触確認アプリ」**

これら皆様の取組を行政がサポート

「戦略的なPCR検査等の実施」に関するアンケート

		5大歓楽街			
		北海道（札幌市）	東京都（新宿区）	愛知県（名古屋市）	
問1	戦略的PCR検査等の取組概要	<p>【取組の概要】 繁華街(すすきの地区)の徒歩圏内に臨時PCR検査センターを開設</p> <p>【対象期間】 7月23日(木)～</p> <p>【対象者】 すすきの地区内の接待を伴う飲食店等の従業員(無症状可)、症例発生店舗利用者等(無症状可) ※対象店舗：約3,000店(人数不明)</p> <p>【検査件数】 1,168件(9/8現在)</p> <p>【陽性者数】 27人</p>	<p>【取組の概要】 店舗単位での唾液を用いたPCR検査の実施(受検者の確認・調整、検査キットの引渡、検体の回収)</p> <p>【対象期間】 7月30日(木)～</p> <p>【対象者】 すすきの地区内の接待を伴う飲食店等の従業員(無症状可)</p> <p>【検査件数】 54店舗1,301件(検査予定を含む)(9/8現在)</p> <p>【陽性者数】 5人</p>	<p>【取組の概要】 店舗単位でのPCR検査を実施等 ①保健所又は店舗においてとりまとめて検体採取 ②PCR検査センター(8/2まではPCR検査スポット)で実施</p> <p>【対象期間】 ①6月初旬から ②4月下旬から</p> <p>【対象者】 患者が発生した店舗であって、クラスターが発生している、又は、クラスターが発生している疑いがあると判断された店舗の従業員等</p> <p>【対象店舗数】 ①非公表 ②不明</p> <p>【検査件数】 ①非公表 ②7,675人(6月 1,226人、7月 3,770人、8月 1,698人) (接待を伴う飲食店関係者以外の受診者を含む)</p> <p>【陽性者数】 ①非公表 ②1,637人(6月 226人、7月 1,062人、8月 303人)</p> <p>【その他】 「検査スポット」は国立国際医療研究センター病院(NCGM)が運営、8月以降の「検査センター」は新宿区が運営</p>	<p>【取組の概要】 中区独自のPCRセンターを開設</p> <p>【対象期間】 7/20(月)～9/30(水)</p> <p>【対象者】 陽性者の濃厚接触者であって、無症状もしくは軽症で医療の介入を必要としない者 (接待を伴う飲食店の関係者に限定しておらず、対象店舗数・人数の推計はしていない)</p> <p>【検査件数】 902名(9/5現在)</p> <p>【陽性者数】 295名(9/5現在) ※参考：陽性率32.8%</p> <p>【その他】 7/22～、同センターで採取した検体を民間検査機関で解析</p>
問2	周知・協力方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象店舗に向けた啓発ポスターの作成、ポスティング(約3000軒)</li> <li>北海道と札幌市の職員による風営法1号店舗への戸別訪問(約500軒)</li> <li>観光協会等の関係団体に対する個別訪問(周知協力依頼)</li> <li>ビルオーナー等に対する個別訪問(周知協力依頼)</li> <li>建築物衛生法に基づく立入検査等における協力依頼(34施設)</li> </ul>	<p>6月18日、7月16日には、区内繁華街事業者との連絡会を開催し、課題の共有や対策の検討を実施。更に、定期的に開催している区内繁華街事業者との勉強会は、専門家からの助言を受ける機会にもなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染者の行動調査に基づいて個々に受診勧奨実施</li> <li>店舗の代表者を通じた従業員への周知</li> <li>受診者からの口コミ</li> </ul>	
問3	取組の評価	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】 検査件数について、具体的な数値目標は設定していなかったが、週3日の稼働を予定していた臨時PCR検査センターの検査申込みが多かったことから、開設後2週間程度は毎日稼働することで対応した。</p> <p>【感染抑制効果の分析】 受検者の中には、無症状で感染が判明した方もいたことから、本取組により感染者の早期発見・早期対応につながり、感染拡大の防止に寄与したと考えている。</p> <p>【検査対象者からの評判】 検査対象について、無症状者を含め幅広く設定したこと、また、店舗単位での検査などニーズに応じた検査手法を取り入れたことにより、2,469人の受検につながったことから、好評であったと考える。</p> <p>【事業者からの評判】 検査対象について、無症状者を含め幅広く設定したこと、また、店舗単位での検査などニーズに応じた検査手法を取り入れたことにより、54店舗の店舗単位での受検につながったことから、好評であったと考える。</p> <p>【その他】 勤務状況や感染防止対策等を把握し、今後の啓発活動などの対策に活用する目的で、臨時PCR検査センターの受検者を対象にアンケートを実施した。 受検者1,110名中有効回答1,007名(有効回答率90.7%)</p>	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】 想定件数の設定なし(必要に応じて実施)</p> <p>【感染抑制効果の分析】 業者との協体制度を構築できた事は、検査のみならず、感染拡大対策について、事業者の理解が深まり、継続的な取り組みとして実施される事が期待できる。これは、長期化が予測されるコロナ対策においては、大きな成果といえる。</p> <p>【検査対象者からの評判】 (保健所の印象)店舗責任者にとりまともをしてもらう等、事業者の協力を得て検査を実施する事で、保健所への協力という一方向のものでなく、従業員として店舗の感染拡大防止のための検査や対応への理解が進んだ。</p> <p>【事業者からの評判】 検査に協力して陽性者が多く出た場合等の風評被害等、経営への影響の懸念があったが、感染拡大を早期に探知し更なる感染拡大を防ぐためには、検査による感染状況の把握と迅速な対応が必要で効果的である事を学ぶことができた。個々の店舗に特化した対応が求められる部分については、専門家の助言が必要。</p>	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】 1日30件を目安に開始した。陽性率が異常に高値だったため、検査件数を拡大する必要があると判断し、7/29～31日に関しては1日60件の検体採取ができる体制を整えた。</p> <p>【感染抑制効果の分析】 陽性率が低下しており、感染の抑制につながったと考えている。</p> <p>【検査対象者からの評判】 不明</p> <p>【事業者からの評判】 不明</p> <p>【その他】 中区では濃厚接触者に対して、国の通知どおり無症状でも軽症でも原則として全例を検査対象としている。</p>	
問4	継続・発展する上での課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査希望者が増加した際の保健所・PCR検査センターにおける人員確保</li> <li>PCR検査センターの開設に対する地域住民からの理解(場所、開設時間等)</li> <li>持続的な社会経済活動の実践と風評被害の防止の両立</li> </ul>	<p>感染拡大防止策に積極的に取り組んでいる店舗からは、そうでない店舗と差をつける等、モチベーションを維持させるための行政側の工夫を求められているが、具体的に何をすれば適当であるかは難しく検討中である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名古屋市全体に広げること</li> <li>医師等の人員不足、従事者の確保</li> <li>悪天候時、災害時の検査場所の確保</li> </ul>	
問5	継続・新規取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な検査体制の維持</li> </ul> <p>【対象期間】 未定</p> <p>【対象者】 これまでの検査対象の維持(無症状を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡会や勉強会を通じた事業者との連携強化</li> <li>繁華街事業者の対策における都と国との連携</li> <li>感染拡大予防策における専門家による助言(必要に応じて、個別の店舗に対する介入と助言)</li> <li>専門家と連携した普及啓発</li> </ul> <p>【対象期間】 6月初旬～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記取り組みを継続</li> </ul> <p>【対象期間】 未定</p> <p>【対象者】 未定</p> <p>【その他】 今後は、他都市が実施しているような接客業の団体と連携し、気軽になるべく早期にPCR検査が受検できるようなシステムを確立が必要と認識</p>	
問6	感染状況が落ち着いた後も行うべき、又は行うことが望ましい取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な検査体制の維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>繁華街を利用する人達に向けた普及啓発の促進と、それを踏まえた一般の人達のコロナ渦における繁華街に対する偏見の解消への取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>接待を伴う飲食店を含む飲食店への対応(例えば商店街やその組合とコロナ対策に関する情報共有・情報交換の場を設けるなど)や「外国人コミュニティ対策」(外国人が地域で安心して住むことができるような取り組み)が必要</li> <li>接待を伴う飲食店等の利用者からのさらなる感染拡大を防ぐための啓発が必要</li> <li>県や医療機関、医師会などと連携し、幅広くPCR検査体制の充実を図る必要</li> </ul>	
問7	国、都道府県、専門家に対する要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所に対する財政的支援</li> </ul>	<p>感染症対策において、患者の人権への配慮は必須であるが、コロナウイルス感染症対策においては、それが大きな課題の1つである。感染状況が落ち着いた現在、一般の人々のみならず、関係者間でも、改めて、見直す必要があると思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣自治体との一層の情報共有が必要</li> <li>接待を伴う飲食店の業界に合ったコロナ対策の専門的知見の共有(保健所からの具体的アドバイスへの活用のため)</li> <li>店舗におけるコロナ対策に係る環境整備に対する経費補助</li> <li>各自自治体の取組に関する情報交換(より効果的な手法や課題等の整理のため)</li> </ul>	

「戦略的なPCR検査等の実施」に関するアンケート

		5大歓楽街			
		大阪府(大阪市)		福岡県(福岡市)	
問1	戦略的PCR検査等の取組概要	<p>【取組の概要】夜の街従事者と利用者への検査の受診勧奨</p> <p>【対象期間】6/17～</p> <p>【対象者】夜の街従事者及び利用者</p> <p>【検査件数】HPにより広く一般に呼びかけ</p> <p>【陽性者数】なし(6/14～9/5における府内の夜の街の関係者及び滞在者の陽性者数1,610人)(参考:大阪市内953件)</p> <p>【その他】(参考)食品衛生法に基づく飲食店営業許可件数 ミナミ地区9,451件 キタ地区6,801件</p>	<p>【取組の概要】店舗単位の集団検査</p> <p>【対象期間】7/7～9</p> <p>【対象者】クラスター発生が懸念されるホストクラブ6店舗(同一グループ)の全従業員</p> <p>【検査件数】6店舗44人(店舗単位の集団検査以外のホストクラブ従業員は別に多数あり。)</p> <p>【陽性者数】3人(左記を含むホストクラブに滞在歴のある陽性者は、6/14～9/5の間に計211人)</p>	<p>【取組の概要】ミナミ臨時検査場の開設</p> <p>【対象期間】7/16～</p> <p>【対象者】夜の街従事者・利用者及びその濃厚接触者等</p> <p>【検査件数】5,863件(7/16～8/31)</p> <p>【陽性者数】926人(7/16～8/31)</p>	<p>【取組の概要】幅広く中洲地区に所在する店舗を対象に、PCR検査の受診勧奨</p> <p>【対象期間】6/24～6/30(受付期間)</p> <p>【対象者】中洲地区の「接待を伴う飲食店」約920店舗の従業員のうち希望者</p> <p>【検査件数】450人</p> <p>【陽性者数】0人</p>
問2	周知・協力方法	<p>1. 知事による会見等を通じた注意喚起</p> <p>2. 対策本部会議における方針決定</p> <p>3. 関係団体と連携した周知啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>街頭啓発(大阪府・大阪市)(7/16～)</li> <li>「感染防止宣言ステッカー」登録促進に向け普及活動(252店舗)(8/5～)ステッカーのない接待を伴う飲食店、その他の酒類の提供を行う飲食店への個別訪問による感染防止対策徹底の要請(大阪府・大阪市・大阪府社交飲食業生活衛生同業組合・大阪府警察)</li> <li>大阪府社交飲食業生活衛生同業組合をはじめとする各事業者団体を通じたチラシの配布</li> <li>SNS等を活用した周知啓発</li> </ul>		<p>・福岡県と共同で対象店舗に対して個別に通知文を送付</p> <p>・記者発表で検査対象者に対して広く呼びかけ実施</p>	
問3	取組の評価		<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】件数は想定していなかったが、多くの問合せがあったため、ミナミ検査場の検査枠を拡充(90検体(当初)→120検体(7/27)→180検体(7/28～))</p> <p>【感染抑制効果の分析】設置当初は、陽性率が他の検査場と比べても高く(2割前後)、検査への要望も多かったが、現在の陽性率は低下傾向。夜の街の従事者や利用者の早期検査につながり一定の効果があつたと考えられる。</p> <p>【検査対象者からの評判】屋外であるため、暑さ等に対する不満あり</p> <p>【事業者からの評判】検査場の名称に「ミナミ」という地域名を使用することについては、風評被害に繋がる可能性がある。</p>	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】目標数を想定していたわけではないが、1週間の受付期間で450件の検査件数は少なくない件数と認識している。</p> <p>【感染抑制効果の分析】当該取組前に懸念していた中洲地区における感染の拡大は見られなかった。また、検査を受けた450人に対しては、一人ひとりに保健所から感染症予防に関する啓発を行った。</p> <p>【検査対象者からの評判】概ね好評</p> <p>【事業者からの評判】概ね好評</p> <p>【その他】一部の市民から、特定の地区や業種のみ検査対象とするのは公平性に欠ける、との意見が寄せられた。</p>	
問4	継続・発展する上での課題	検査場を今後増設等する場合には、場所の確保や、医療従事者・受診調整を含めた人員体制の構築、検査能力の拡充が課題。		<p>・勤務形態を考慮し、移動式検体採取車両を夜間の繁華街(勤務開始前)に派遣するなど、対象者が受検しやすい環境づくりの整備が必要。</p> <p>・従業員等が検査を受けて陽性となった場合に、退職や営業停止などにつながるリスク等から、受検をためらう事例が見られた。</p> <p>・スクリーニングの要素が強い検査については、通常の行政検査とは異なる、簡易かつ大規模に実施できる仕組みが必要であることから、プール方式の基準や無症状者への抗原検査の適用等、一定の指針を国において示していただきたい。</p>	
問5	継続・新規取組の概要	特になし	特になし	<p>新規感染者数が落ち着いた後も継続見込み</p> <p>【対象期間】未定</p> <p>【対象者】夜の街従事者・利用者(現行と同様)</p>	
問6	感染状況が落ち着いた後も行うべき、又は行うことが望ましい取組	夜の街関連の従事者・利用者に対し、必要時の速やかなPCR検査受診の普及啓発活動			
問7	国、都道府県、専門家に対する要望	ドライブスルー方式の臨時検査場などで迅速に検査が行えるよう、唾液による簡易抗原定性検査キットの早期承認。			

「戦略的なPCR検査等の実施」に関するアンケート

		戦略的PCR実施地域	
		群馬県(前橋市)	埼玉県(さいたま市)
問1	戦略的PCR検査等の取組概要	<p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集中PCR検査の実施</li> <li>・市保健所による行政検査として、キャバクラ・ホストクラブ約40店舗を対象として、唾液検体のPCR検査を実施(民間検査機関に検査委託)</li> <li>(検査場所) 市保健所駐車場(発熱外来併設)、ドライブスルー方式</li> <li>(検査体制) 県・市の職員</li> </ul> <p>【対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内通知 8/19、8/27(期間延長)</li> <li>・検査実施 8/21~27(期間延長~9/4)</li> </ul> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市街地の接待を伴う飲食店(キャバクラ、ホストクラブ)</li> <li>・県が把握した約40店舗に案内通知</li> <li>・通知店舗以外でも市街地の接待を伴う飲食店(パブ、ナイトクラブなど)から検査希望があれば対象</li> </ul> <p>【検査件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・22店舗(※)200件</li> <li>※うち通知したキャバクラ・ホストクラブは12店舗</li> </ul> <p>【陽性者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4名</li> </ul>	<p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大宮南銀座地域のキャバクラ・ホストクラブ従業員にPCR検査を実施</li> </ul> <p>【対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7/15~31 ※土日・祝日除く</li> </ul> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・81店舗(想定)</li> <li>※大宮南銀座地域で風営法上の1号許可を受けている店舗のうち、いわゆるキャバクラ・ホストクラブと想定される店舗数。クラスターが発生した3店舗と自主検査実施済みの4店舗を除く。</li> </ul> <p>【検査件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>68店舗 563人</li> </ul> <p>【陽性者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1人</li> </ul>
問2	周知・協力方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社交飲食業生活衛生共同組合に未加入のキャバクラ・ホストクラブが多く、インターネット等の情報で対象約40店舗を捕捉</li> <li>・8/19の通知後に対象店舗を複数回訪問し、営業状況(廃業又は休業中が多数)の確認、検査への協力依頼を実施</li> <li>・8/28、県と市の職員が対象店舗を訪問し、感染防止対策の徹底要請及びPCR検査への協力依頼を行った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大宮南銀座地域で風営法上の1号許可を受けている全ての店舗にガイドラインを送付し、感染症対策の周知を実施するとともに、PCR検査の案内も併せて実施</li> <li>・地元商店会が自主的に感染症対策や本検査の周知活動を実施</li> </ul>
問3	取組の評価	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知した約40店舗のうち、廃業や全従業員検査済み(濃厚接触者として)の店舗を除くと、25店舗が実際の対象店舗であった。</li> <li>・25店舗のうち12店舗が検査に協力。</li> <li>・その他13店舗は休業中又は自主的に検査済み(自己申告)であったが、確認がなく、検査未実施として整理(引き続き感染拡大防止を呼びかけ)した。</li> </ul> <p>【感染抑制効果の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者4名はいずれも市外在住者であり、集中PCR検査の実施により早期発見・感染拡大防止につながった。</li> <li>・8月25日(集中PCR検査で発見)以降、前橋市街地のキャバクラ、ホストクラブ関連の陽性者はいない。市内の感染状況も落ち着いている。</li> </ul> <p>【検査対象者からの評判】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他地域での実施結果をもとに330件程度を想定</li> <li>・検査件数を超える申込みがあった。</li> </ul> <p>【感染抑制効果の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査の実施は一度のみであるため、取組前後での変化や感染の抑制につながったかどうかについては不明。</li> </ul> <p>【検査対象者・事業者からの評判】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接待を伴う飲食店での感染拡大が大きく取り上げられていた時期であり、また自己負担なしで検査を受けられることもあって概ね肯定的な意見が多かった。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査対象外の地域にある店舗や商店街関係者からは、特定の地域のみを対象とすることについて否定的な意見があった。</li> </ul>
問4	継続・発展する上での課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効な感染対策には全店舗の検査実施が必要。協力の範囲では限界。また、検査の性質上、全員検査しても完全に封じ込めることは困難。</li> <li>・費用負担。保健所設置市との役割分担。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査能力の限界(1日2時間で最大80名程度)から、幅広く実施するには一定の期間が必要</li> <li>・医師などの医療スタッフ、問診する保健師、会場運営・予約調整・事業調整など行う事務職員、警備・誘導スタッフなど多くの人員が必要となり、継続的な人員確保が困難</li> <li>・事案に応じて臨時の検査場を設置するためには、その都度検査場の確保・利用調整を行う必要がある</li> </ul>
問5	継続・新規取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討中</li> </ul>	<p>現在のところ、特定の地域・業種を対象とした取組の実施は予定していない</p>
問6	感染状況が落ち着いた後も行うべき、又は行うことが望ましい取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止に向けたガイドラインなどの継続的な周知活動の実施</li> <li>・各種相談窓口の周知</li> <li>・地元商店会における自主的な取組み(必要に応じた支援措置)</li> </ul>
問7	国、都道府県、専門家に対する要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的な対応を行うためには財源措置が必要。国庫の裏付けがあると財政当局にも理解が得やすい。</li> <li>・クラスター発生時の保健所体制には余力がなく、戦略的な対応が難しい状況。</li> <li>・この度と同様のクラスター発生が県内全域で想定されることから、戦略的なPCR検査の実施基準が必要。</li> </ul>	

「戦略的なPCR検査等の実施」に関するアンケート

		戦略的PCR実施地域 千葉県(千葉市)		
問1	戦略的PCR検査等の取組概要	<p>【取組の概要】 「接待を伴う飲食店」に対する唾液PCR検査受診勧奨</p> <p>【対象期間】 7/17～</p> <p>【対象者】 約340店舗 約3,200人(人数は試算)</p> <p>【検査件数】 31店舗 290名(クラスター店舗を除く)</p> <p>【陽性者数】 4名</p> <p>【その他】 無症状者への唾液によるPCR検査が認められた日(7/17以降)から運用開始</p>	<p>【取組の概要】 「ホストクラブ」に対する唾液PCR検査受診勧奨</p> <p>【対象期間】 7/17～</p> <p>【対象者】 20店舗 約200人(人数は試算)</p> <p>【検査件数】 10店舗 54名(クラスター店舗を除く)</p> <p>【陽性者数】 4名</p> <p>【その他】 無症状者への唾液によるPCR検査が認められた日(7/17以降)から運用開始</p>	<p>【取組の概要】 「接待を伴う飲食店」に対する臨時PCR検査受付窓口の設置</p> <p>【対象期間】 9/1～11/28</p> <p>【対象者】 約340店舗 約3,200人(人数は試算)</p> <p>【検査件数】 17店舗 111名(9/1～5現在)</p> <p>【陽性者数】 0名</p> <p>【その他】 当初、保健所で容器の配布、検体の受付を行っていたが、より受診し易い環境を整備するため、繁華街の中に、火～土、17:30～22:00の体制で臨時PCR検査受付窓口を設置。</p>
問2	周知・協力方法	<p>対象店舗への案内文の送付 →架電 →再度案内文の送付 →個別訪問</p>	<p>対象店舗への案内文の送付 →架電 →クラスター発生時に備えた説明会の実施(併せて案内文を配布) →再度案内文の送付 →個別訪問</p>	<p>受診勧奨の際に周知</p>
問3	取組の評価	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】 当初無料PCR検査のご案内を送付したが、反応は薄く、架電による無料PCR検査のご案内をしたが、電話がなかなかかからない状況であった。できるだけ分かりやすく、目につく形で文書を再送付し、個別訪問のほか、身近な場所に検査窓口を設置することで周知が図られつつある。</p> <p>【感染抑制効果の分析】 全体の感染者数が減少している現状の中で、このPCR検査だけで感染抑制につながったかどうかを判断することは困難であるが、8月中旬から現在まで繁華街での発生はなく、従業員の検査数は増加しており、感染防止に対する意識付けには繋がっているものと考えている。</p> <p>【検査対象者・事業者からの評判】 スナックのママ等からは、「新型コロナにかかっていないか心配。PCR検査をやってもらえないか。」など一定のニーズがあったことから概ね好評。</p> <p>【その他】 安全な店舗であることを積極的にアピールしたいという考えの店舗は多い。一方で、他の店舗の従業員との間で顧客の取り合いという状況がある中で、SNS等による風評被害を助長する情報を流すなどの行為が横行していることから、一部の店舗では、陽性患者を出した店舗であるという情報は絶対に出したくないとのことから、検査も受けたくないというところもある。</p>	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】 把握している20店舗すべての従業員の検査を目標としているが、連絡がとれないなど、半分程度しか目標を達成できていない。説明会では取組等についてご理解いただいた。</p> <p>【感染抑制効果の分析】 全体の感染者数が減少している現状の中で、このPCR検査だけで感染抑制につながったかどうかを判断することは困難であるが、8月中旬から現在まで繁華街での発生はなく、従業員の検査数は増加しており、感染防止に対する意識付けには繋がっているものと考えている。</p> <p>【検査対象者・事業者からの評判】 ホストクラブのオーナーからは「店舗から陽性者が出た場合、営業休止や、風評被害によって顧客離れが起こることは確実。やるのであれば全部のホストクラブをやしてほしい」などの意見があった。</p> <p>【その他】 安全な店舗であることを積極的にアピールしたいという考えの店舗は多い。一方で、他の店舗の従業員との間で顧客の取り合いという状況がある中で、SNS等による風評被害を助長する情報を流すなどの行為が横行していることから、一部の店舗では、陽性患者を出した店舗であるという情報は絶対に出したくないとのことから、検査も受けたくないというところもある。</p>	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】 順調に検査数が伸びていくものと考えている。</p> <p>【感染抑制効果の分析】 全体の感染者数が減少している現状の中で、このPCR検査だけで感染抑制につながったかどうかを判断することは困難であるが、8月中旬から現在まで繁華街での発生はなく、従業員の検査数は増加しており、感染防止に対する意識付けには繋がっているものと考えている。</p> <p>【検査対象者・事業者からの評判】 検査を受けやすくなったと好評をいただいている。</p> <p>【その他】 安全な店舗であることを積極的にアピールしたいという考えの店舗は多い。一方で、他の店舗の従業員との間で顧客の取り合いという状況がある中で、SNS等による風評被害を助長する情報を流すなどの行為が横行していることから、一部の店舗では、陽性患者を出した店舗であるという情報は絶対に出したくないとのことから、検査も受けたくないというところもある。</p>
問4	継続・発展する上での課題	<p>PCR検査受診に対する、事業者及び従業員の理解不足があり、また強制力もないため、検査を受けたくないという層に対しての実効性に欠ける。また、そのことが他の受診積極派から不公平感や不安感の一因となっている。</p>		
問5	継続・新規取組の概要	<p>現在検討中</p> <p>【その他】 対象拡大による費用増加を懸念</p>		
問6	感染状況が落ち着いた後も行うべき、又は行うことが望ましい取組	<p>体調がすぐれない方がいち早く相談、受診でき、必要な方が迅速に検査を受けられる体制を継続して整備していくことが必要。また、地域の実情を踏まえた感染リスクが高い方に対する戦略的なPCR検査を当面行っていくことが望ましい。</p>		
問7	国、都道府県、専門家に対する要望	<p>①早期の新型コロナウイルスに係る治療薬及びワクチンの開発と提供 ②新型コロナウイルス感染症の詳細な分析と、他の疾病も含めて必要な人に必要な医療が提供できるような、症状等実態を踏まえた対策の推進</p>		

「戦略的なPCR検査等の実施」に関するアンケート

		戦略的PCR実施地域		
		東京都（豊島区）		東京都（足立区）
問1	戦略的PCR検査等の取組概要	<p>【取組の概要】 ・ホストクラブに対する集団検査 区内の対象9店舗へPCR検査の受診勧奨。うち7店舗47名に対して実施（検査費用は区が負担）。臨時検査場及び契約医療機関（1ヶ所）で対応。</p> <p>【対象期間】 周知期間：7/8・7/9 検査申込期間：7/9～7/15</p> <p>【対象者】 対象店舗数（人数）：9店舗（49名）</p> <p>【検査件数】 検査店舗数（人数）：7店舗（47名） ※全9店舗中2店舗は休業等のため未実施 ※従業員49名中2名は自主検査を実施</p> <p>【陽性者数】 陽性者数：0名</p>	<p>【取組の概要】 キャバクラに対する集団検査 池袋周辺22店舗へPCR検査の受診勧奨。PCR検査を希望する9店舗66名に対して、実施。（検査費用は区が負担）。検査場所は総合東京病院のため、臨時検査場は設けていない。</p> <p>【対象期間】 周知期間：7/13・14・15 検査申込期間：7/20～7/31</p> <p>【対象者】 22店舗約440名 ※人数は推計</p> <p>【検査件数】 9店舗66名</p> <p>【陽性者数】 7名</p>	<p>【取組の概要】 だ液によるPCR検査の実施</p> <p>【対象期間】 8/1 午後 8/2 午前・午後、 8/8 午後 8/9 午前・午後</p> <p>【対象者】 足立区竹の塚一丁目エリアにおける接待を伴う飲食店の従業員等のうち、濃厚接触者に該当しない無症状の方</p> <p>【検査件数】 44店舗220人</p> <p>【陽性者数】 1人</p> <p>【その他】 対象者の自己負担は無料 (自由診療扱いで全額区が負担)</p>
問2	周知・協力方法	<p>令和2年7月2日に区内ホストクラブの経営者を対象に「池袋保健所新型コロナウイルス感染症対策緊急連絡会」を実施し、感染予防対策の説明と徹底および今後のPCR検査受診の協力を依頼</p>	<p>対象店舗への個別訪問</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象店舗に電話で勧奨</li> <li>・電話がつかない・番号不明の店舗に対しては案内文をポストイング</li> <li>・いわゆるフィリピンバブが多いため、検査場の案内やリーフレットはタガログ語のものも準備</li> </ul>
問3	取組の評価	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】 検査数は想定どおり。問2記載の「池袋保健所新型コロナウイルス感染症対策緊急連絡会」において、区の対応に対しホストクラブ経営者が理解を示し、従業員に対する周知も円滑になされたため。</p> <p>【感染抑制効果の分析】 PCR検査の受診勧奨とともに、感染予防対策の周知徹底と、ホストクラブ側の実施協力があつたことが感染抑制に功を奏したと考える。取組前後の陽性者数等の検証はしていないため、定量的な効果は不明。</p> <p>【検査対象者からの評判】 検査後の接触がないため、不明。</p> <p>【事業者からの評判】 緊急連絡会を通じた区の積極的な働きかけによって相互連絡・連携関係を構築したことで、肯定的な評価を得たと考えている。</p>	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】 検査数は当初想定より多かった。陽性だった場合、欠勤(最悪退職)となり、生活に支障が出る。そういった理由から検査希望者は少ないと予想していたため。</p> <p>【感染抑制効果の分析】 取組前後の陽性者数等の検証はしていないため、定量的な効果はわからない。しかし、陽性者7名を早期に発見し、店内クラスターは防げた。そのため、一定程度の感染抑制はあつたと考えられる。</p> <p>【検査対象者からの評判】 検査後の接触がないため不明</p> <p>【事業者からの評判】 検査後の接触がないため不明</p>	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】 そもそもの対象人数が不明のため人数想定は困難(開催日数と検査場所の広さから最大450名分体制を構築)</p> <p>【感染抑制効果の分析】 本取組での陽性者が1名だけであり、その後も当該地域におけるクラスターは発生しておらず、感染拡大に至らなかった。</p> <p>【検査対象者からの評判】 「不安に思っていたので、ありがたかった。」 「対応が早いですね。すぐ検査してくれてありがたい。」 付き添いの家族からも感謝された。</p> <p>【事業者からの評判】 「自費での検査は費用が高いので助かる。」 「安心できた。感染に気を付けながら営業する。」</p> <p>【その他】 区民や議会からも対応の早さを評価していただいた。</p>
問4	継続・発展する上での課題	<p>PCR検査を拡大していくには、保健所等の人員不足が課題</p>	<p>PCR検査を拡大していくには、保健所等の人員不足が課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象店舗の網羅的な特定が困難（紙台帳と実店舗のズレ）</li> <li>・連絡先不明店舗の存在</li> <li>・営業時間の関係から日中に連絡を取ることが困難</li> <li>・言語の問題</li> </ul>
問5	継続・新規取組の概要	<p>【継続・新規取組の概要】 感染防止に関する区独自の認証制度（感染防止を徹底している店舗に「ななまるステッカー」を配布） ※東京都の感染防止徹底宣言ステッカーの豊島区版</p> <p>【対象期間】 周知期間：7/13・14・15 貼付期間：コロナ収束まで</p> <p>【対象者】 9店舗</p>	<p>【継続・新規取組の概要】 感染防止に関する区独自の認証制度（感染防止を徹底している店舗に「ななまるステッカー」を配布） ※東京都の感染防止徹底宣言ステッカーの豊島区版</p> <p>【対象期間】 周知期間：7/13・14・15 貼付期間：コロナ収束まで</p> <p>【対象者】 22店舗</p>	<p>今のところは特になし</p> <p>【その他】 本取組により一定程度のノウハウを蓄積したため、次回クラスター発生時には対応が円滑になると考えている。</p>
問6	感染状況が落ち着いた後も行うべき、又は行うことが望ましい取組	<p>症状がなくとも気軽に相談できるような相談窓口の創設</p>	<p>症状がなくとも気軽に相談できるような相談窓口の創設</p>	<p>カトリック教会など、フィリピンの方が集まる場所での集団健康教育や感染予防研修などの実施。</p>
問7	国、都道府県、専門家に対する要望			<p>タガログ語、ロシア語、韓国語など、それぞれの言語による感染予防パンフレットなどがあると助かります。</p>



## 「戦略的なPCR検査等の実施」に関するアンケート

		戦略的PCR実施地域		
		神奈川県	神奈川県（横浜市）	神奈川県（横須賀市）
問1	戦略的PCR検査等の取組概要	横浜市の記載を参照	<p>【取組の概要】 接待を伴う飲食店の従業員を対象としたPCR検査の実施</p> <p>【対象期間】 令和2年7月16日から当面の間（現在も継続中）</p> <p>【対象者】 7月16日から、横浜市内3区（神奈川区、西区、中区）の対象店舗841施設に案内通知を発送</p> <p>【検査件数】 7店舗、検査人数152人</p> <p>【陽性者数】 9人</p>	
問2	周知・協力方法	横浜市の記載を参照	・対象店舗への個別通知	
問3	取組の評価	横浜市の記載を参照	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】 実際の検査実施だけでなく、相談が寄せられたケースもあったことから、「夜の街」に関連する業種の店舗が対象という状況を考慮すると、行政として一定の成果を上げることができたと思われる。</p> <p>【感染の抑制につながったかどうかの分析】 詳細な分析はできていないものの、無症状を含む陽性患者の早期発見につながったと思われる。</p> <p>【検査対象者からの評判】 調査無し</p> <p>【事業者からの評判】 調査無し</p>	
問4	継続・発展する上での課題	横浜市の記載を参照	・保健所での集団検査実施体制の確保（接待を伴う飲食店などいわゆる「夜の街」対策だけでなく、業種や業態を問わず、様々な店舗や施設で陽性者の確認が相次ぎ、クラスターが発生しているため）	
問5	継続・新規取組の概要	<p>【取組の概要】 ・病院、施設、学校、幼保等、クラスター連鎖が起きやすい場所に関しては、一人でも陽性者が出た場合、拡大して検査を実施している。繁華街も同様。</p> <p>【対象期間】 ・今後も継続</p>	<p>【取組の概要】 現時点でクラスターが他業種に発生しているため、「夜の街対策」に特化した新たな対応は予定していない</p>	<p>【取組の概要】 ・令和2年7月15日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&amp;Aについて」にある「地域や集団、組織等に属するもの」にあるように、積極的疫学調査を病院、学校、事務、夜の街関連で1人でも陽性者が出た場合、保健所長の判断により実施する予定。</p> <p>【対象期間】 ・令和2年3月17日～</p>
問6	感染状況が落ち着いた後も行うべき、又は行うことが望ましい取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Smart Ampを用いた訪問型検査体制づくり</li> <li>・地域外来センターの拡大、相談窓口の継続</li> <li>・誰でも必要時、検査を受けることができる体制づくり</li> </ul>	・「夜の街対策」に特化した対応だけでなく、業種や業態を問わず、各店舗や核施設に対して必要な取り組みを行っていくことが重要	
問7	国、都道府県、専門家に対する要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR等検査を行政検査から一般診療へ。</li> <li>・行政検査に要する検査費用を全額、国の負担とする。</li> <li>・地域外来センターを担う診療所等への助成金や物資の供給を行う。</li> <li>・指定感染症の見直し</li> </ul>		

「戦略的なPCR検査等の実施」に関するアンケート

		戦略的PCR実施地域		
		静岡県 (浜松市)	静岡県 (御殿場市)	兵庫県 (神戸市)
問1	戦略的PCR検査等の取組概要	<p>【取組の概要】 市内の接待を伴う飲食店に勤務する無症状の従業員を対象に唾液によるPCR検査を実施</p> <p>【対象期間】 申込期間：8/11～8/21 検査期間：8/14～9月上旬</p> <p>【対象者】 食品衛生法に基づき「飲食店営業(バー)」又は「飲食店営業(キャバレー)」の許可を受けた計432店舗の従業員2千人程度</p> <p>【検査件数】 147店舗941人</p> <p>【陽性者数】 0人</p> <p>【その他】 ・今回の検査は無料の行政検査として実施 ・店舗ごとにまとめてFAX等で申込み ・各店舗の責任者は、PCR検査センターで従業員分の検査キットを受け取り、検体採取後24時間以内にまとめて提出 ・検査の結果、陽性者が確認されクラスター基準に該当した場合は店名等を公表</p>	<p>【取組の概要】 (保健所設置市ではないものの)市独自の取組として、不安を感じている飲食店従業員に対し、唾液によるPCR検査を実施</p> <p>【対象期間】 (申請受付期間) 8/19～23 (検体受付期間) 8/21, 24, 26, 28</p> <p>【対象者】 (接待を伴う飲食店) 110店舗 (接待を伴わない飲食店) 110店舗</p> <p>【検査件数】 ・申請 27店舗111人 ・検査 26店舗106人</p> <p>【陽性者数】 0人</p>	<p>【取組の概要】 酒類を提供する飲食店に保健所が外向き積極的にPCR検査を実施</p> <p>【対象期間】 8/20(木)～当面の間 ※市内の陽性患者発生動向により終了日を判断</p> <p>【対象者】 神戸市内の酒類を提供する飲食店で、一定の要件を満たす店舗(約4,000店舗)の従業員</p> <p>【検査件数】 2店舗</p> <p>【その他】 (申込要件)従業員が感染の疑いのある利用客に接した可能性がある場合で、 ・マスクなしで1m未満、15分以上接した可能性がある ・マスクをしていても利用客が咳き込むなど、飛沫感染の可能性が高い場合</p>
問2	周知・協力方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長記者会見で公表</li> <li>・記者クラブへの情報提供</li> <li>・対象の店舗に検査のちらしと申込書を郵送(感染予防対策チェックリストも同封)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連店舗へ休業要請及びPCR検査の案内を併せて送付</li> <li>・同報無線、ホームページ、SNSを通じて呼びかけ</li> </ul>	<p>記者発表、ホームページでの周知、案内チラシの配布、郵送で店舗にチラシ配布(14,000店舗)</p>
問3	取組の評価	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】 想定範囲内</p> <p>【感染抑制効果の分析】 ・7月下旬に発生した感染クラスター対応として、接待を伴う飲食店の従業員及び来店者等の濃厚接触者を対象に行った地域では、検査数2,000人に対し、陽性者約100人を検知したが、約10日後から追跡調査として開始した今回の検査では、検査数941人に対し、陽性者0人であった。このことから、今回のような濃厚接触等のエピソードを持たない無症状者を対象とした検査は、陽性者を検知するためには十分な成果が見込めないことがわかった。一方で、特定の集団を対象とした検査に関するノウハウを得ることができたことは今後に向けての成果といえる。</p> <p>【検査対象者からの評判】 ・自分は検査を受けたいが店舗の方針で受けられない。 ・検査を受けたことで、子どもの学校や副業先から陰性証明の提出を求められた。 ・検査前の飲食や喫煙の制限についての苦情。</p> <p>【事業者からの評判】 ・陰性証明書(行政のお墨付き)がほしい。 ・クラスター発生時の店名公表が条件なので受けたくない。</p> <p>【その他】 ・風営法の許可を受けた飲食店やその他の飲食店から、検査を受けたいとの問い合わせが多数あった。</p>	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】 当市の想定数と一致</p> <p>【感染抑制効果の分析】 ・このたびの事象については、静岡県の迅速な対応と店側の献身的なご協力もあり、早期の対策が図られ、感染者の拡大を最小限に留めることが出来たと同時に、短期間で終息をみることもできたものと認識。 ・今後、関連業者による感染症対策がさらに実行されるものと推察される。</p> <p>【検査対象者からの評判】 不安が払拭された。</p> <p>【事業者からの評判】 不安が払拭された。</p>	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】 取組の知名度の低さや、店名公表のリスクを恐れてか、申込が想定よりも少ない。</p> <p>【感染抑制効果の分析】 実績が十分でなく、不明。</p> <p>【検査対象者からの評判】 聞き取りを行っていないため、不明。</p> <p>【事業者からの評判】 聞き取りを行っていないため、不明。</p>
問4	継続・発展する上での課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の人員不足(本事業の実施時期がクラスターの積極的疫学調査等と重なり、人員体制及び検査体制が逼迫していたため、人材派遣会社からの看護師派遣や検体検査委託について民間企業と契約し対応)</li> <li>・事業者組合等の未組織</li> <li>・感染者への誹謗中傷、SNS等での風評被害</li> <li>・医師会(診療所)の協力</li> <li>・過剰な報道取材への対応</li> </ul>	<p>保健所の業務が逼迫していることから、今後検査体制と受入体制のバランスを調整していく必要がある。</p>	<p>クラスターとなった場合の風評被害への不安。実績の少なさ。</p>
問5	継続・新規取組の概要	<p>パーキングスルー方式による検査センター開設場所の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクの着用、手指の消毒、3密を避ける等の感染防止策の徹底を呼びかけ</li> <li>・誹謗中傷をしないように呼びかけ</li> </ul> <p>【対象期間】 今年の1月から継続中</p> <p>【対象者】 市民</p>	
問6	感染状況が落ち着いた後も行うべき、又は行うことが望ましい取組			
問7	国、都道府県、専門家に対する要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会の協力を得られるよう国及び都道府県のバックアップをお願いしたい。</li> <li>・PCR検査の必要性について、正しい認識をもっと周知してほしい。</li> </ul>	<p>国や県に対し、今回の事例も含め、引き続ききめ細やかな財政支援をお願いしたい。</p>	

## 「戦略的なPCR検査等の実施」に関するアンケート

		戦略的PCR実施地域		
		山口県(山陽小野田市日の出地域)	宮崎県	沖縄県(那覇市)
問1	戦略的PCR検査等の取組概要	<p>【取組の概要】 「お酒を提供する飲食店」を対象に検査を実施</p> <p>【対象期間】 8/25～28</p> <p>【対象者】 61店舗 ※人数の把握なし</p> <p>【検査件数】 54店舗190名</p> <p>【陽性者数】 1名</p>	<p>【取組の概要】 接待を伴う飲食店の従業者・利用者に対するPCR検査(ドライブスルー方式)の実施</p> <p>【対象者】 ・クラスターが発生した可能性があるスナックを7月1日以降に利用した方 ・接待を伴う飲食店(約80店舗)の従業者及び利用者</p> <p>【検査件数】 ①約110名 ②約90名</p> <p>【陽性者数】 ①16名 ②11名</p> <p>【その他】 ・ドライブスルー方式で検体採取(主に唾液)、県衛生環境研究所のほか民間検査機関で検査を実施 ・7/26～8/2まで臨時相談電話窓口を設置 ・8/1、クラスターが発生した可能性がある店名公表。 7/18以降当該店舗を利用し症状がある方に対し検査を実施(臨時相談窓口・臨時検査場の設置なし)。</p>	<p>【取組の概要】 集団PCR検査の実施(令和2年7月中旬以降、本市で感染が急激に広がり、特に拡大していた松山地区の飲食店等を対象に実施)</p> <p>【対象期間】 8/1・8/2 臨時PCR検体採取センターを設置し検査を実施</p> <p>【対象者】 松山地区におけるバー、ナイトクラブ、飲食店等従業者</p> <p>【検査件数】 2,078件</p> <p>【陽性者数】 86名</p>
問2	周知・協力方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事記者会見での呼び掛け</li> <li>・市長からのメッセージ配信</li> <li>・地域の料飲組合による電話連絡での依頼</li> <li>・ポスティング(臨戸訪問によるチラシの配布)</li> <li>・市職員による電話連絡での依頼</li> </ul>	<p>記者会見及びホームページにおいて、検査対象者に保健所等に相談するよう呼びかけ</p>	<p>検査実施の前に、市職員を動員し各店舗に案内のチラシを配布(7/28相談チラシを郵送、7/30集団PCR検査実施について、市職員が各店舗へ案内チラシを送付)</p>
問3	取組の評価	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】 ・実施率(88.5%)であり、ほとんどのお店に協力をいただくことができた</p> <p>【感染抑制効果の分析】 ・陽性患者は1名であり、地域の飲食店において、感染がまん延している状況にないことを確認できた</p> <p>【検査対象者からの評判】 ・陰性結果が出た方に対し、すぐに連絡を入れ、安心の声が聞くことができた</p> <p>【事業者からの評判】 ・同上</p>	<p>【感染抑制効果の分析】 積極的な検査受診呼びかけにより、多くの方を検査することができ、それが陽性者及び濃厚接触者の迅速な特定に繋がり、結果として感染拡大を収束することができた。</p>	<p>【想定検査件数と実際の検査件数を比較した考察】 当初想定していた検査件数：800件 実際の検査件数：2,078件</p> <p>【感染の抑制につながったかどうかの分析】 検査の陽性率4.1%は低い印象だが、早期に介入が行うことができた。</p> <p>【検査対象者からの評判】 不明</p> <p>【事業者からの評判】 不明</p>
問4	継続・発展する上での課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査の対象者に該当するかどうかの振り分けに苦慮。</li> <li>・検査場所の確保(十分な駐車スペース、ゾーニングが可能な場所、天候不良時にも対応可能な場所や資材)</li> <li>・人員の確保(検査相談対応、問診対応、検査場誘導、検体回収、検体管理、名簿管理、HER-SYS管理、検査後の陽性患者対応、検査後の健康管理等)</li> <li>・資器材の確保</li> <li>・大規模なPCR検査を行うにあたっては、事前に専用相談窓口を設置することが必要(十分な人員と回線)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の人員</li> <li>・検査結果返しの工夫 →陽性者のみ結果の連絡を行うとしていたが電話での連絡が取れない場合があり、結果の連絡完了まで予定より数日多く時間を要したため、連絡を行わなかった受検者から「自分は陽性ではないかとの問合せが相次いだ。</li> <li>・検査実施に係る予算</li> </ul>
問5	継続・新規取組の概要		<p>8/17に県と市町村、飲食業団体共同で発表した「新型コロナウイルス感染各防止のためのガイドライン遵守に係る共同宣言」に基づき、毎月1日に定期的にガイドライン実践状況を点検することとしている。</p> <p>【対象期間】 当面の間</p> <p>【対象者】 県内に所在する事業者</p>	<p>【取組の概要】 ①検査機会拡充のため、市医師会と連携し検査協力医療機関を対象に集合契約を締結。保険診療でPCR検査又は抗原検査を受けられる医療機関を拡大。 ②唾液での抗原検査委託を検討中。</p> <p>【対象期間】 ①令和2年7月1日～令和3年3月31日 ②実施を検討中</p> <p>【対象者】 ①対象医療機関を受診する市民等 ②保健所が行政検査対象として判断した市民</p>
問6	感染状況が落ち着いた後も行うべき、又は行うことが望ましい取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・無症状の濃厚接触者の検査を引き受ける医療機関の拡充。</li> <li>・今後のインフルエンザ流行に備えた医療体制の整備。</li> </ul>
問7	国、都道府県、専門家に対する要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染リスクを最小限にした検査時対応方法(問診・検体回収等)の検討が必要。</li> <li>・他市町村との連携及び情報共有、応援・受援体制のあり方について検討が必要。</li> <li>・一保健所で、大規模なPCR検査と陽性者対応を同時に実施していくことは人的にも時間的にも非常に困難。大規模PCR検査と平行して、陽性者への積極的疫学調査、入院調整、接触者健診と業務が連続しているため、急激に業務量が増大した。</li> </ul>	